

# 第3次村上市総合計画

令和4年度～令和8年度

あふれる  
笑顔のまち  
村 上



令和4年3月  
村上市



## 変革の時代に向けて志を高く

平成 29 年 3 月に策定した第 2 次村上市総合計画では、本市が目指すべきまちの将来像を「やさしさと輝きに満ちた笑顔のまち村上」としながら、これまで市民の幸せや元気が大きく広がるまちの実現に向けて取組を進めてきたところです。

しかし、この間にも人口減少や少子高齢化の針は確実に進み、若い世代の転出に伴う人材の不足や地域行事、消防団などの担い手不足、空き家や空き地、耕作放棄地の増加などが顕在化してきており、大きな課題となってきました。これに加えて、本市では令和 2 年初頭から新型コロナウイルス感染症の影響が広がりはじめ、今もなお市内産業や観光、地域行事などの様々な分野で十分な活動ができない状況が続いております。

他方、このような厳しい状況の中でも、SDGs の理念に基づいた多様性や持続可能性に向けた考え方の広がりとともに、脱炭素社会を目指した森林の活用や再生可能エネルギーの利用に対するニーズの高まり、デジタル化に伴う働き方改革の加速や社会システムの変化など、新しい考え方や技術が社会や経済の変革を伴いながら急速に進んできています。このような新しい力や時代の潮流を本市の新たな成長や発展につなげていくことを目指し、第 3 次村上市総合計画を新たに策定し、まちづくりの設計図としながら力強くスタートさせてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました村上市総合計画策定アドバイザーの藻谷浩介様をはじめ、村上市総合計画審議会委員並びに調査にご協力いただきました事業所、市民の皆さまに対しまして、心から感謝を申し上げますとともに、今後とも変わらぬお力添えを賜りますようお願い申し上げます。



令和 4 年 3 月

村上市長

高橋知孝

# 目 次

## 序章 総合計画の策定にあたって 1

1 計画策定の目的 .....	2
2 計画の構成と期間 .....	3
3 社会動向と本市の課題 .....	4

## 第1章 基本構想 9

1 まちの将来像 .....	10
2 まちづくりの基本理念 .....	11
3 まちづくりの基本目標 .....	12
4 重点戦略 .....	18
5 土地利用構想 .....	20
6 デジタル基本方針 .....	28





**第 2 章 基本計画 33**

1 基本計画の概要 .....	34
2 分野別計画 .....	35
基本目標 1 子育てと健康のまち .....	36
基本目標 2 豊かで安心なまち .....	56
基本目標 3 魅力ある賑わいのまち .....	82
基本目標 4 人が輝く郷育のまち .....	100
基本目標 5 多様性が広がるまち .....	110

**資料編 121**

1 村上市の概況 .....	122
2 基本指標 .....	123
3 アンケート調査結果（抜粋） .....	125
4 聞き取り調査結果（抜粋） .....	129
5 用語説明 .....	130
6 策定経過 .....	139
7 策定体制 .....	141

## ■村上市の木・花・鳥（平成23年1月20日制定）

### 市の木「ブナ」

---

市内各地の高海拔地に広く分布しています。水を貯める水源かん養機能が強く、表土を安定させ自然災害を防ぎ、自然環境を保全する大きな役割を果たしています。



### 市の花「ハマナス」

---

市内南部の海岸の一角に群生するバラ科の植物で赤い花が咲き、赤い実をつけます。本市とゆかりのある皇后陛下雅子さまのお印ともなっています。



### 市の鳥「クマタカ」

---

大型のタカで、成鳥では各部の横斑、縦斑が黒っぽい色をしており、幼鳥では斑紋が不鮮明で全体に白っぽく見えます。市内では、山間地の広葉樹林帯で見られることがあります。環境省の絶滅危惧種に指定される貴重な動物です。



# 序 章

## 総合計画の策定にあたって



# 1

## 計画策定の目的

### (1) 計画の趣旨

本市は、平成20年4月1日に5市町村が合併し、翌年12月に第1次村上市総合計画を策定しました。第1次村上市総合計画では、「元気“eまち”村上市」をまちの将来像として、各地域の元気づくりや活力のあるまちを目指して施策を講じてきました。平成29年3月には、第2次村上市総合計画を策定し、「やさしさと輝きに満ちた笑顔のまち村上」をまちの将来像として、進行する少子高齢化に対応し、市民が活躍し協働するまちづくりや、魅力ある産業づくりなどに努めてきたところです。

この度、第2次村上市総合計画で取り組んできた政策や施策を基本としながら、人口減少に起因する課題に対処し、社会変化の潮流や新しい力を本市の活力に取り入れるとともに、市民の幸福や本市の持続的成長につなげていくための羅針盤として、第3次村上市総合計画を策定するものです。

### (2) 位置づけ

本計画は、本市が目指すまちの将来像に向かい、どのようにまちづくりをしていくかという方針について、市民と共有し、協働して行動していくための計画であり、市が定める各計画の基礎となるものです。

また、本計画は市政運営における総合的かつ最上位の計画として位置づけるとともに、本市が各種の計画を策定する際は、本計画との整合を図ることとします。



図1 総合計画の位置づけ

## 2

## 計画の構成と期間

### (1) 計画の構成

「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の三層構造で構成します。

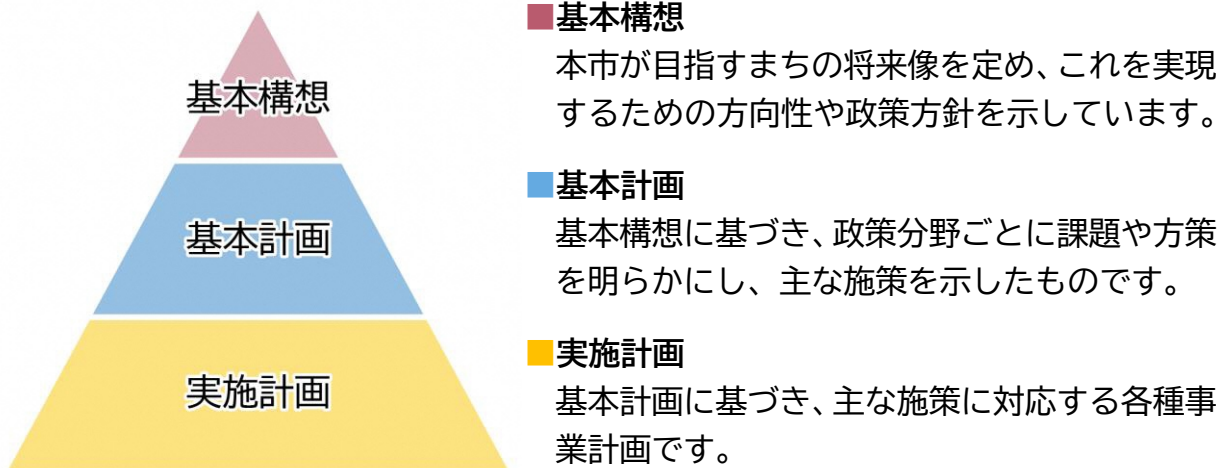


図2 総合計画の構成

### (2) 計画期間

第2次村上市総合計画と同様に計画期間を5年間として比較的短く設定し、計画終了後は計画の全面にわたる見直しを行うことで、デジタル時代のスピードや社会の変化に柔軟に対応できるようにします。

令和4年度～令和8年度（5年間）

### (3) 進捗管理と評価

第3次村上市総合計画の進捗管理は、各施策に基づく事業の内容やその事業がもたらす影響、指標などについて外部組織の意見を聞きながら毎年度実施します。効果的かつ効率的な事業実施に向け、必要に応じて事業の見直しを図り、PDCAサイクルの確実な実行に努めます。

また、第3次村上市総合計画全体の評価は、計画期間の終了年度に実施計画の毎年度評価などを含め実施し、次期総合計画の策定の際に反映を図ります。



# 3

## 社会動向と本市の課題

我が国は、平成 20 年をピークに総人口が減少に転じ、全国的に人口減少・少子高齢化が進行しています。本市では、特に山間部や海岸部の集落で人口減少が顕著であり、平成 27 年（国勢調査）に 62,442 人であった人口は、令和 2 年（国勢調査）には 57,418 人と 5 年間で約 5,000 人減少しました。主な理由として少子化のほか、進学や就職に伴う若者の転出超過が主な要因と考えられます。近年、市内産業の人材不足や町内など地域活動の担い手不足などが顕在化しており、このまま進行すると地域社会への影響が更に大きくなることが懸念されています。また、高齢化が進む本市では、高齢者が人口の約 4 割を占めており、今後、医療や介護など高齢者を支える費用等が増加すれば、若い世代への負担が更に大きくなることも考えられます。こうした状況を冷静に把握しながら、人口構造の変化に伴う様々な課題に対処していくとともに、高齢世代をはじめ多様な人材が関わりながら、誰もがいきいきと活躍する地域社会をつくる必要があります。

昨今、全国各地で気象の急激な変化が多くなったと感じている人も多いのではないのでしょうか。地球温暖化が原因とみられる異常気象などにより、毎年甚大な自然災害が全国各地で発生し、防災に関する意識は年々高まっています。本市は手つかずの自然環境に恵まれ、その恩恵を受ける一方で、広大な市域に小さな集落が点在しており、山間部や海岸部などの小さな集落では高齢化も進んでいることから、防災面では課題が多い自治体であるといえます。このため、身近な地域の基礎的防災力を高めるとともに、日本海沿岸東北自動車道を活かした交通ネットワークの構築など、防災基盤の強化に取り組む必要があります。

また、災害とも言える新型コロナウイルス感染症が日本では令和 2 年初頭から発生し、長期間にわたる流行は、市民生活や地域経済に大きな混乱と影響を及ぼしています。新型コロナウイルスは、次々と変異株が発生することで、流行の波が幾度も押し寄せ、生活や経済などあらゆる社会システムがこれまで経験したことのない対応を強いられています。そうした中で、ニューノーマル（新しい生活様式）への対応が進み、「ウィズコロナ」という考え方のもと、感染症対策を進めながら経済や社会の活動を止めることなく動かしていこうという取組も行われています。

新型コロナウイルス感染症が及ぼした影響は、私たちの生活や雇用、社会の様々なしくみに変化をもたらし、特にIoT<sup>\*</sup>やICT<sup>\*</sup>などのデジタル技術<sup>\*</sup>の活用が急激に進んでいます。スマートフォンの普及から大きく進んだ情報通信技術の進展や働き方改革<sup>\*</sup>と相まって、デジタル技術<sup>\*</sup>による社会の変革（デジタルトランスフォーメーション）が起きており、新たな時代を大きく進展させる鍵となっています。これまで人が移動しなければならなかったサービスは、デジタルツール<sup>\*</sup>によって様々なことが移動せずに行えるようになってきており、自宅にしながら授業を受ける、オフィスにいなくても会議や事務をする、データの活用によって農業を行う、自動運転で工事が行われるなど、様々な分野でデジタル技術<sup>\*</sup>が実用化されるようになってきました。こうした技術は、広大な市域を持つ本市が市民にサービスを提供するうえで大きな力になる可能性を秘めているほか、働き方や住まい、暮らしなどを別々に考えることができるため、人材不足や担い手不足の状況を好転させる力となる可能性を持っています。

また、昨今、世界的なSDGs<sup>\*</sup>への理解と認識が広がり、地方自治体としても持続可能な活動や多様な人材の活躍を進め、将来にわたって持続的な成長を目指すことが求められています。これと合わせて全世界で脱炭素に向けた取組が加速し、エネルギーの分野などにおいては再生可能エネルギーの積極的な活用が進められてきています。本市においても、令和3年6月にゼロカーボンシティ宣言を行い、脱炭素社会<sup>\*</sup>の実現に向けた積極的な取組を行うこととしており、本市と胎内市沖をエリアとした洋上風力発電や、森林資源の活用などが期待されています。

今後、大きく変わっていく時代の変化に対応しながら、このような新たな流れや新しい技術を本市の持続的な成長につなげていくことが今後大きく求められるとともに、市内の企業や産業などを活かした地域の経済循環に取り込んでいくことが必要となっています。



## (1) 人口の推移と推計

本市の総人口は、昭和30年の94,284人をピークに減少が進み、令和2年の国勢調査では57,418人となっており、推計値を下回っています。年齢3区分別では、出生数の減少や若い世代の転出に伴い、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15~64歳)は減少を続けており、老年人口(65歳~)は増加しています。

令和2年に老年人口がピークとなり減少に転じることで、今後さらに人口減少が加速し、令和27年には令和2年の3分の2以下になると推計されています。

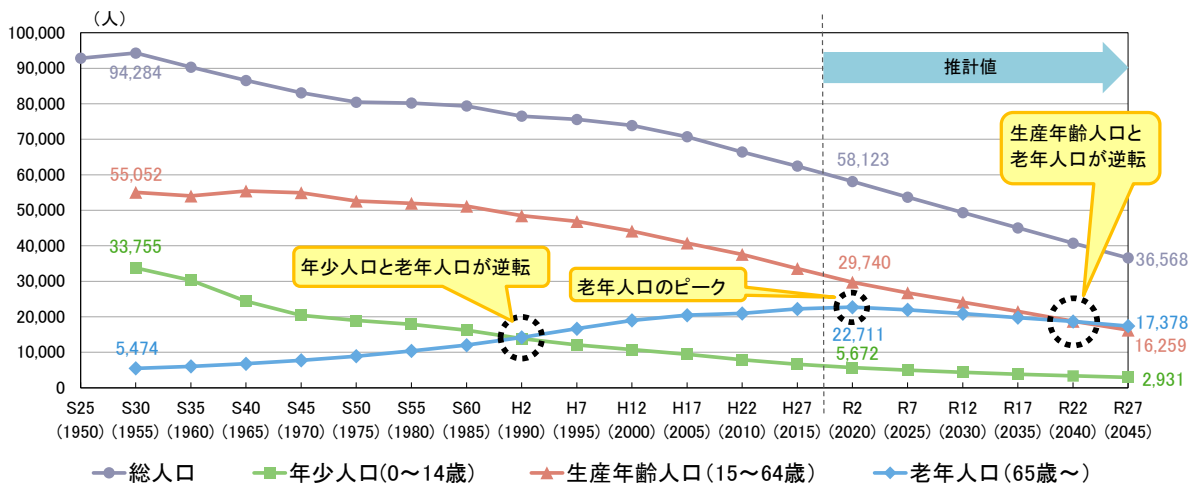


図3 総人口・年齢3区分別人口の推移と推計

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

## (2) 年齢別男女別人口の現状と推計

令和2年と令和27年の人口構成を人口ピラミッドとして表すと、令和2年は、子どもと若年層の人口が少なく、全体的に逆三角形に近い形になっています。令和27年には、ほとんどの年代で人口が減少してピラミッド全体が細くなり、年齢3区分のうち老年人口(65歳~)が最も多くなります。

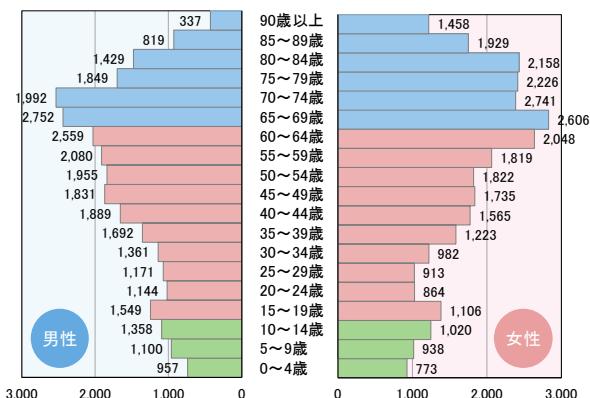


図4 人口ピラミッド(令和2年)

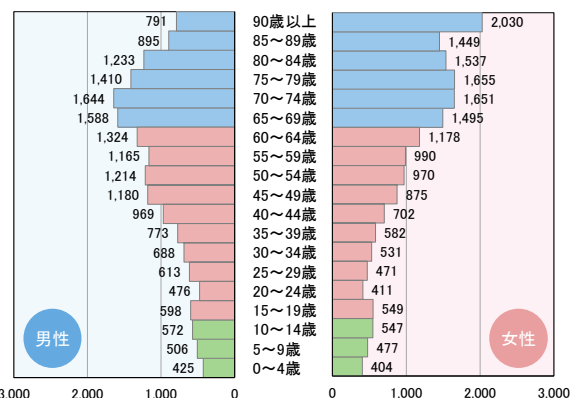


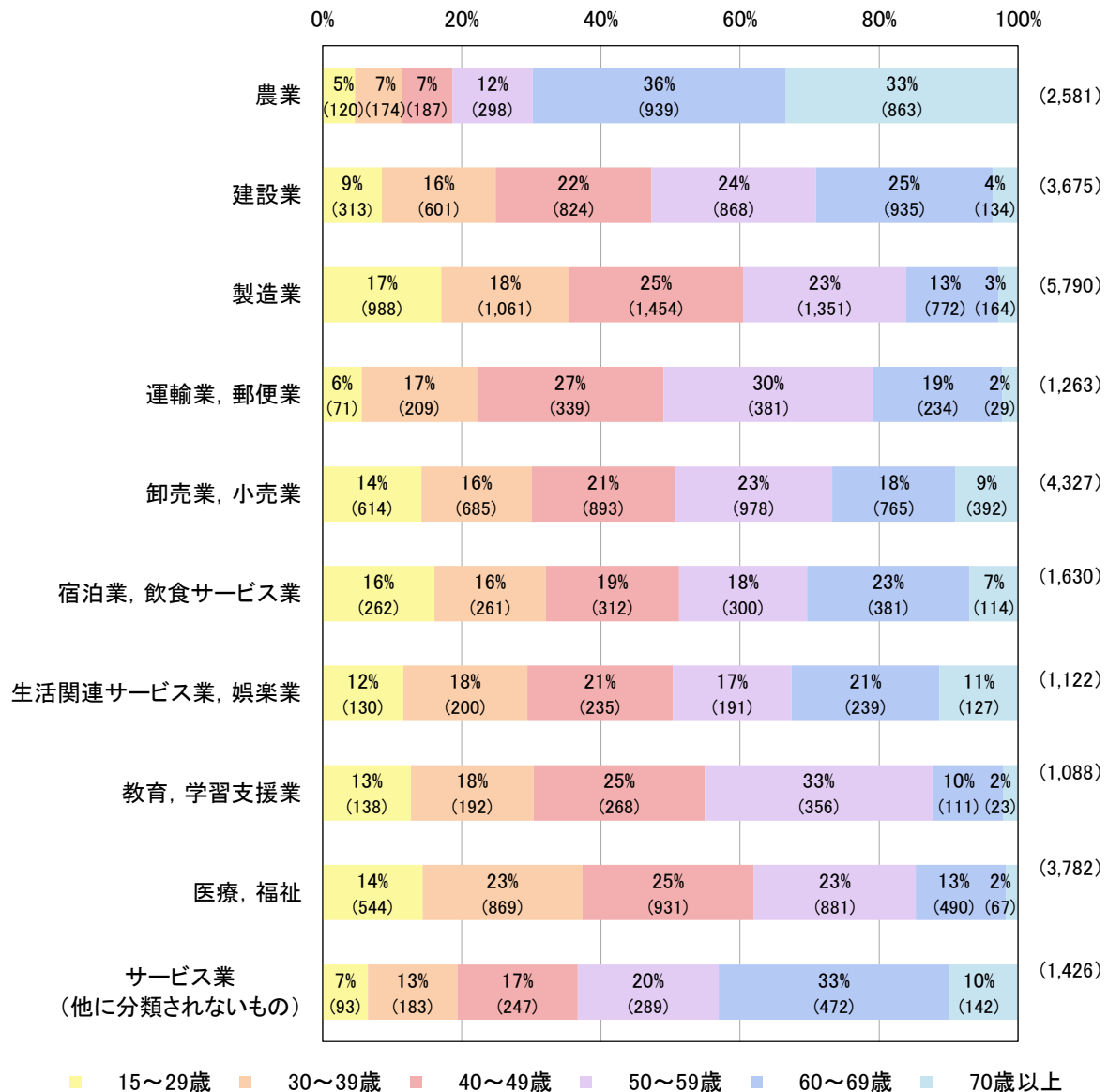
図5 人口ピラミッド(令和27年)

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

### (3) 主要産業の年齢階級別就業人口割合

本市で就業者数の多い主な産業における年齢別の就業人口をみると、農業では約8割が50歳以上の就業者となっています。

そのほか、建設業や運輸業・郵便業、卸売業・小売業など多くの業種で半数以上の就業者が50歳以上であり、産業の高齢化が進んでいることがわかります。



※産業（大分類）20項目のうち就業者数が多い10項目を抜粋、( )は就業人口

図6 主要産業の年齢階級別就業人口割合（平成27年）

資料：国勢調査



村上の四季



# 第 1 章

## 基 本 構 想

# 1

## まちの将来像

第2次村上市総合計画では、本市の目指すべきまちの将来像を「やさしさと輝きに満ちた笑顔のまち村上」とし、人々が輝き、まちに活気が満ちていくことで、市民が幸せになっていくという意味を表現しました。

第3次村上市総合計画では、第2次村上市総合計画で掲げた「笑顔のまち」の将来像を引き継ぎつつ、子どもたちが元気に笑う姿や人々の思いやりと幸せが広がるまちとして、更なる活力を持って村上市を次世代へつないでいくという強い意志や理想を込めて、『あふれる笑顔のまち村上』をまちの将来像とします。

また、『あふれる笑顔のまち村上』をキャッチフレーズとして使うことで、第3次村上市総合計画で掲げた各政策を市民とともに取り組んでいく姿を象徴する統一した合言葉とし、第3次村上市総合計画の周知を進めます。



図1 まちの将来像

まちの将来像『あふれる笑顔のまち村上』に込められたまちの姿

**元気な笑顔があふれ、伝統と文化が薫る美しい県北の中心市**

「笑顔」には、「元気」や「健康」、「思いやり」、「楽しさ」、「活力」などが込められており、人が幸せであることの象徴といえます。「笑顔」に感じる姿やイメージは人それぞれに異なりますが、「あふれる笑顔のまち」は、すべての人が幸せに暮らすまちであるという理想のまちです。

- 市民が健康で元気なまち
- やさしさと思いやり、支え合いが広がるまち
- 豊かで美しい郷土に安心して暮らすことのできるまち
- 活力があり、市民がいきいき働けるまち
- 様々な分野に楽しみとやりがいをもって取り組むことができるまち
- 協力、尊重し合いながら、市民が主役となって活躍できるまち

## 2

## まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念は、本市のまちづくりを進めていくうえで、市民一人ひとりと行政がそれぞれの立場で共に大切にしなければならない基本的かつすべてに共通した考え方を示したものです。

第3次村上市総合計画においては、第2次村上市総合計画で掲げたまちづくりの基本理念を引き継ぎながら、「創る」「育む」「広げる」の3つの要素が、どの場面においても共通して必要な考え方として、まちづくりを持続させていくことを表現しています。

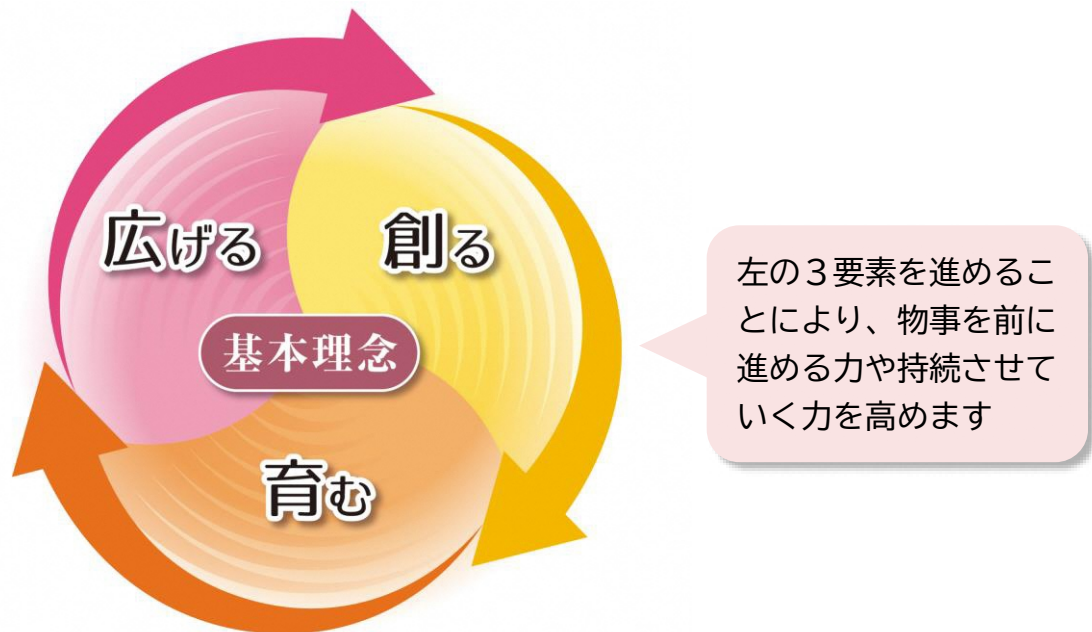


図2 基本理念の3つの要素「まちづくりのエンジン」

### 3つの要素によって広がるまちづくり

「創る」「育む」「広げる」の3つの要素は、次のように多様に捉えることができます。この3つの要素は、まちづくりのどの場面にもあてはめることができ、第3次村上市総合計画で行う政策や事業のひとつひとつに取り入れていくべき共通した考え方です。

**創る** 物事を創り出す 食を創る 賑わいを創る 芸術を創る …

**育む** 誇りを育む 人材を育てる 産業を育てる 伝統を育む …

**広げる** 笑顔を広げる 交流を広げる 多方面に展開する 将来につなげる …



# 3

## まちづくりの基本目標

まちづくりの基本目標は、本市が目指すまちの将来像を実現するための取組について、基本的な方向性を示すものです。第3次村上市総合計画においては、次の5つの基本目標を設定し、『あふれる笑顔のまち村上』の実現を目指します。

まちづくりは、市民や団体、企業などそれぞれが主体となって役割を持ち、相互に理解し合い、連携、協働しながら取り組んでいくことが大切です。また、その取組は、すべての人々にとって安心できるものでなくてはなりませんし、将来にわたって持続可能な活動であることが求められます。このため、第3次村上市総合計画は、国際連合が採択し我が国も推進する持続可能な開発目標(SDGs※)の考え方を取り入れ、様々な主体と連携、協働しながら、持続・成長するまちづくりを進めることとします。

【SDGs※(持続可能な開発目標)における17のゴール】



## 基本目標1 子育てと健康のまち

子育てしやすいまちと支え合いが広がるまちづくりにより、健康で安心できる暮らしの実現を目指します。

- 1 子育てしやすいまちを重要な目標として捉え、誰もが安心して子どもを産み育てられる環境づくりと体制の整備に努めます。
- 2 健康で元気に活躍し続けることができるよう、医療体制の充実や疾病・介護予防、感染症対策に努めるとともに、保健と介護の連携などによる健康寿命<sup>※</sup>の延伸に取り組みます。
- 3 高齢者や障がい者などが住み慣れた地域で暮らすことができるよう地域包括ケアシステム<sup>※</sup>や支え合い体制<sup>※</sup>の充実を図りながら、健康で活力のある暮らしづくりを推進します。
- 4 高齢者や障がい者などの社会参加を促進し、多様な人材が活躍する地域共生社会<sup>※</sup>を目指すとともに、地域社会で支える福祉の体制づくりに取り組みます。
- 5 多様な団体などとの連携により、相談体制の充実や地域における支え合い活動を広げ、持続可能な支援体制づくりを進めます。





## 基本目標2 豊かで安心なまち

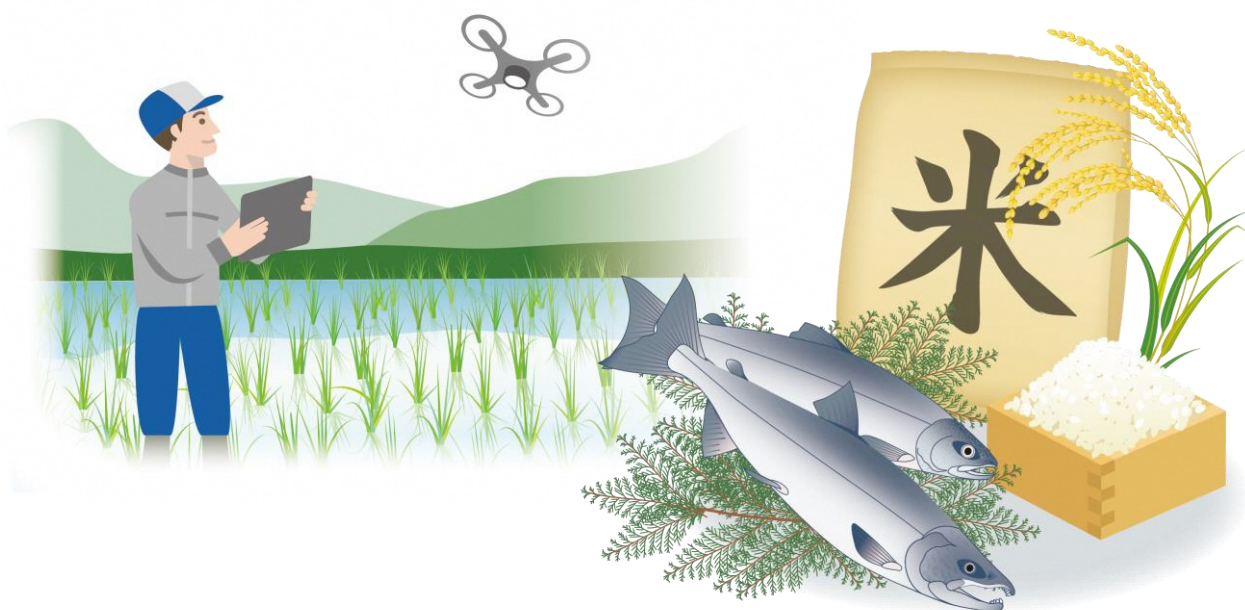
あらゆる災害からいのちを守る体制を整えるとともに、豊かで美しい郷土を守り、安全で暮らしやすいまちを目指します。

- 1 災害に対する備えの強化と地域の防災体制づくりを進めます。
- 2 新型コロナウイルス感染症をはじめ、新たな感染症から市民の生命・健康を守る対策に努めます。
- 3 消防・救急体制の整備・強化を進め、災害等への備えと市民の生命・安全の確保を図ります。
- 4 子どもや高齢者などへの交通安全対策の充実と犯罪等の抑止活動を進め、安全・安心なまちづくりを進めます。
- 5 防犯・啓発活動の強化や相談体制の充実により、特殊詐欺※などの消費者被害の防止対策を進めます。
- 6 豊かな自然環境と美しい景観を後世に引き継ぐため、公害の防止と環境保全活動を進めます。
- 7 再生可能エネルギーの利用やリサイクル率の向上などに努め、人と環境に配慮した循環型地域社会※の形成や脱炭素社会※の実現を推進します。
- 8 長寿命で強い社会基盤の整備を図り、持続可能かつ災害に強いまちづくりを進めます。
- 9 日本海沿岸東北自動車道の市内全線開通を見据え、利用者の目線に合わせた道路や公共交通によるネットワークの整備と利便性の向上を図ります。
- 10 町並みや景観などを保全し、歴史や文化と調和する美しいまちづくりを推進します。
- 11 空き家による危険防止対策を進めるとともに、災害に強い住環境の形成を図ります。

### 基本目標3 魅力ある賑わいのまち

多様なニーズへの柔軟な対応とチャレンジへの応援により、産業の魅力向上と市内経済の好循環を目指します。

- 1 ICT※などの先進技術の産業導入などを支援し、産業全体の高品質化や生産性の効率化、省力化、高付加価値化※などの取組を支援します。
- 2 優れた品質の農林水産物を安定的かつ高効率に生産できる体制の構築や高収益な生産物への転換、人材の育成に取り組みます。
- 3 企業誘致や起業・創業による新たな産業づくりと、継業などを含めた人材確保を支援し、市内産業の振興と雇用創出を図ります。
- 4 伝統産業や市内生産物の消費拡大と生産体制の強化を進めるとともに、6次産業化※などによる多角的な経営を応援します。
- 5 様々な地域資源や人材を生かし、交流人口※の拡大や魅力創出につながる取組を進めます。
- 6 本市の食文化などの魅力を多方面で発信するとともに、観光などの機会を通じた市内生産物の消費と販路の拡大を図ります。



## 基本目標4 人が輝く郷育のまち

本市固有の伝統文化を守り伝えながら、地域と協働する郷育<sup>さといく</sup>※の推進により、優れた人材の育成と郷土の誇りの醸成、地域の活力向上を目指します。

- 1 子どもたちの学ぶ意欲を高め、確かな学力の定着と健やかな心身を育てます。
- 2 地域の優れた人材の活用や地域資源を活かした学びにより、学校と地域が協働する教育を推進します。
- 3 少子化等に対応した教育環境の最適化や先進的な教育を進めるとともに、時代が求める学習環境の整備を図ることにより、子どもが自ら学ぶ力と将来の可能性を広げることのできる優れた学力の習得を目指します。
- 4 生涯にわたる学習活動を支援し、学びから得られた知識を多くの人に広げる活動を通して、生きがいのある暮らしと豊かな地域づくりを進めます。
- 5 多様な文化芸術の振興を支援するとともに、本市の歴史文化の財産を保存・継承に努め、郷土の宝や誇りを伝え広める活動を展開します。
- 6 スケートボードやトライアスロンなどをはじめ、本市のフィールドを活かした競技の振興に努めるとともに、スポーツによる健康づくりや若者の夢の実現を支援します。



## 基本目標5 多様性が広がるまち

多様な人材が活躍し、様々な主体が連携、協働しながら持続・成長できるまちを目指します。

- 1 基本的人権と自由・平等の考え方にに基づき、多様な人材を活かすことのできるまちづくりを推進します。
- 2 女性や高齢者、障がい者、外国人などの社会参加を推進し、誰もが活躍できる地域共生社会<sup>\*</sup>の形成を図ります。
- 3 多様な主体と協力し、地域の課題解決や活性化、担い手づくりなどに協働して取り組みます。
- 4 効果的でわかりやすい情報の発信と多様な意見提案ができる機会の創出に取り組むとともに、市民に開かれた透明性の高い行政運営を進めます。
- 5 AI<sup>\*</sup>やICT<sup>\*</sup>、IoT<sup>\*</sup>などの先進技術を活用し、人口減少などの課題に役立てるとともに、市民の利便性やサービスの向上を図ります。
- 6 団体や大学、研究機関、企業などとの連携を進め、社会資源の効果的な活用を図るとともに、産学官連携などによるパートナーシップにより、目的や効果を高める取組を進めます。
- 7 行政の縦割りなどの解消に努めるとともに、人口減少社会に対応した効率的かつ無駄のない行政運営を進めます。





# 4

## 重点戦略

重点戦略とは、本市の将来像の実現に向け、特に重点的・優先的に取り組む計画です。

本市は、急激に人口減少が進んでおり、人材不足や空き家の増加、経済活動の縮小など様々な問題が懸念されています。これに対処することを目的として、令和3年3月に「第2期村上市総合戦略」を策定しました。また、人口減少に伴う市の財源の減少や施設利用者の減少が見込まれることから、「村上市行政改革大綱」を策定し、行政コストの最適化や事業効果の向上に取り組んでいるところです。

人口減少問題は本市の最重要課題であり、第3次村上市総合計画においてもあらゆる施策を超えて重点的に取り組むべきものと考えられることから、「第2期村上市総合戦略」及び「村上市行政改革大綱」を本計画の重点戦略と位置づけ、各政策・施策を横断的に取り組むこととします。

### (1) 村上市総合戦略

「村上市総合戦略」は、国のまち・ひと・しごと創生法<sup>※</sup>に基づいて策定された地方版総合戦略です。第2期村上市総合戦略では、本市の人口減少に関する様々な課題に対し、人口の増加や減少の緩和を目指す取組と人口が減少していく地域社会に対応していく取組をバランスよく講じていくこととしており、本市の維持や地域の暮らしを守りつつ、村上市の成長と発展を目指していく計画となっています。計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間としています。

第2期村上市総合戦略は、第3次村上市総合計画の計画期間と一致しない期間がありますが、人口減少問題に起因する諸課題は引き続き市の最重要課題と考えられるため、第2期村上市総合戦略終了後においても重点戦略として施策の方向性は引き継ぐものとしします。



## (2) 村上市行政改革大綱

「村上市行政改革大綱」は、公共施設の適正管理や効率的な行政組織の構築、安定した財政運営手法について、あらゆる政策や施策において参酌すべき指針です。このまま人口減少が進めば、本市の財政運営は将来的に厳しくなることや、公共施設等の維持運営も難しくなると容易に予想できます。将来にわたりサービスを維持していくためにも、持続可能な新しい行政運営に変化させていく必要があります。

「村上市行政改革大綱」もあらゆる政策分野を横断的に取り組むものであり、効果的なサービスの実施や効率的な運営を目指すものです。計画期間は令和4年度から令和8年度までの5年間としています。



図3 第3次村上市総合計画の重点戦略

# 5

## 土地利用構想

### (1) 土地利用構想の位置づけ

本市は、新潟県の総面積の約 9.3%、1,174.17 km<sup>2</sup> という広大な面積を持つ反面、可住地面積は約 242 km<sup>2</sup> で市の約 8 割が山林などとなっており、人が住み、活動できる面積が総面積に比して小さいという特徴があります。

第3次村上市総合計画における土地利用構想では、広大な面積を持つ本市の豊かな自然環境の保全や、様々な拠点を持つ市街地の役割と市民生活の結びつきに主眼を置きながら、今後の村上市の土地利用に関し基礎となる考え方や方向性を示すことで、安全安心な市民生活と利便性の向上、本市の一体的な土地デザインの形成を目指します。なお、土地利用に関する具体的な方針や各地域の計画については、各種の個別計画において定めることとします。

### (2) 土地利用の現状

本市の土地形状は、海岸部と平野部、中山間部の3地域に大きく分けることができます。

海岸部は、海岸線の総延長が約 50km にもおよび、県立自然公園となっている美しい海岸線には夏場に多くの観光客が訪れます。海と山林の間にある細長い平地には、集落が点在して連なっています。また、水産資源にも恵まれており、県内有数の漁獲量を誇る漁港を有しています。

平野部は、主に岩船産米を生産する水田が広がっており、市の基幹的な産業である農業を支える食糧生産地帯となっています。村上地域と荒川地域には市街地が形成されており、商業や教育をはじめ、医療や民間サービスを含めた都市機能が集積しています。

中山間部は、農業集落であるとともに、市の北部を中心に県内随一を誇る良質な木材や林産材の生産地帯となっており、市の北東側には磐梯朝日国立公園の美しい原生林が広がっているほか、急峻な山間地の谷沿いに集落が形成されています。

### (3) 生活から見る各地域の現状

#### 村上地域

村上地域は、本市の中心部にあり、市の本庁舎をはじめ、国や県の施設、教育施設などの公共施設が多く立地しているほか、総合病院、金融機関、商業施設、民間事業所も多く立地して市街地を形成しており、村上市の中心地となっています。



お城山から望む市街地

#### 荒川地域

荒川地域は、本市の南端にあり、胎内市や関川村と接しています。国道7号と国道113号、日本海沿岸東北自動車道などの主要な道路の結節点にあることや、鉄道でも坂町駅が新潟方面と山形方面との結節点となっているため、古くから交通の要衝として発展してきました。国道7号と坂町駅を囲むように公共施設や商業施設、病院、民間事業所が集積しており、比較的コンパクトな市街地を形成しています。



荒川サケ釣り

#### 神林地域

神林地域は、国道7号を挟んで両側に平野が広がり、小規模な集落が点在しています。村上地域と荒川地域の市街地に挟まれる形でアクセス性も良いため、生活におけるほとんどのサービスは、双方の市街地を利用する形で生活圏が形成されています。また、村上地域と荒川地域のほぼ中央のアクセスしやすい位置に体育施設が集積していることから、市内各地からのスポーツ施設利用者が多いのが特徴です。



穀菜マラソン



## 朝日地域

朝日地域は、高根川や三面川流域の農業地帯沿いと、国道7号沿いの平地から山間地に集落が点在しています。朝日地域のほぼ中心にある岩沢集落に公共施設や運動施設が集積して拠点を形成していますが、生活すべてのサービスを賄えるまでには至らず、生活における様々なサービスは村上地域のサービスを利用する形で生活圏が形成されています。また、磐梯朝日国立公園の広大な山々に接しており、道の駅朝日からダム周辺の観光施設を目的地に、自然景観やレジャーを楽しむ観光客が多く訪れています。



二子島森林公園

## 山北地域

山北地域は、本市の北端にあり、山形県鶴岡市と接しています。府屋集落と勝木集落にそれぞれ駅や民間事業所、金融機関、公共施設、病院等が立地しており、2つの集落を中心に山間地域の集落まで道路が伸び、地域の生活圏を形成しています。府屋と勝木両方の集落に高速道路のICが計画されていることや、村上地域や鶴岡市までの時間短縮を考えると、将来、山北地域の生活圏は利便性が高まると予想できます。また、勝木集落で国道7号と結節する国道345号の美しい海岸線は、初夏から秋にかけて多くの観光客が訪れる景勝地となっており、山と海が近接する自然豊かな地域です。



シーカヤック体験

これら市内の状況を考慮すると、本市の中心である村上地域の市街地圏域と荒川地域の市街地圏域、そして山北地域の府屋集落と勝木集落を中心とした地域の3つの地域で市内の生活のほとんどのサービスを提供しており、この3つの地域と市内各地を強くネットワーク化することによって、生活や交流、産業などの利便性は総じて向上すると考えられます。また、神林地域のスポーツ施設や朝日地域のレジャー施設などをそれぞれ観光やスポーツの拠点として全体のネットワークと結びつけることにより、現状にマッチした土地利用が図られると考えます。



#### (4) 将来の土地利用の方向性

第3次村上市総合計画における土地利用構想では、本市の将来にわたる姿を展望し、本市の中心的位置にある村上地域の市街地圏域を「中央拠点地域」としながら、山北地域の府屋と勝木の両集落でサービスが集積したエリアを「北部拠点地域」、荒川地域の市街地圏域を「南部拠点地域」とし、これら3つの拠点地域と市内各地をネットワーク化することで、本市全体の骨格形成を行うこととします。また、朝日地域のレジャー施設や神林地域のスポーツ施設などを「機能別拠点」として3つの拠点地域と結びつけることにより、市民生活の利便性向上と観光・交流、産業などを通じた地域活性化を促進させ、本市の一体的な土地利用を進めることとします。

ネットワークの形成については、市民生活と産業振興の両面から本市の特性に合ったものを考えていくこととし、美しい自然環境や景観などと調和のとれた土地利用を図ります。

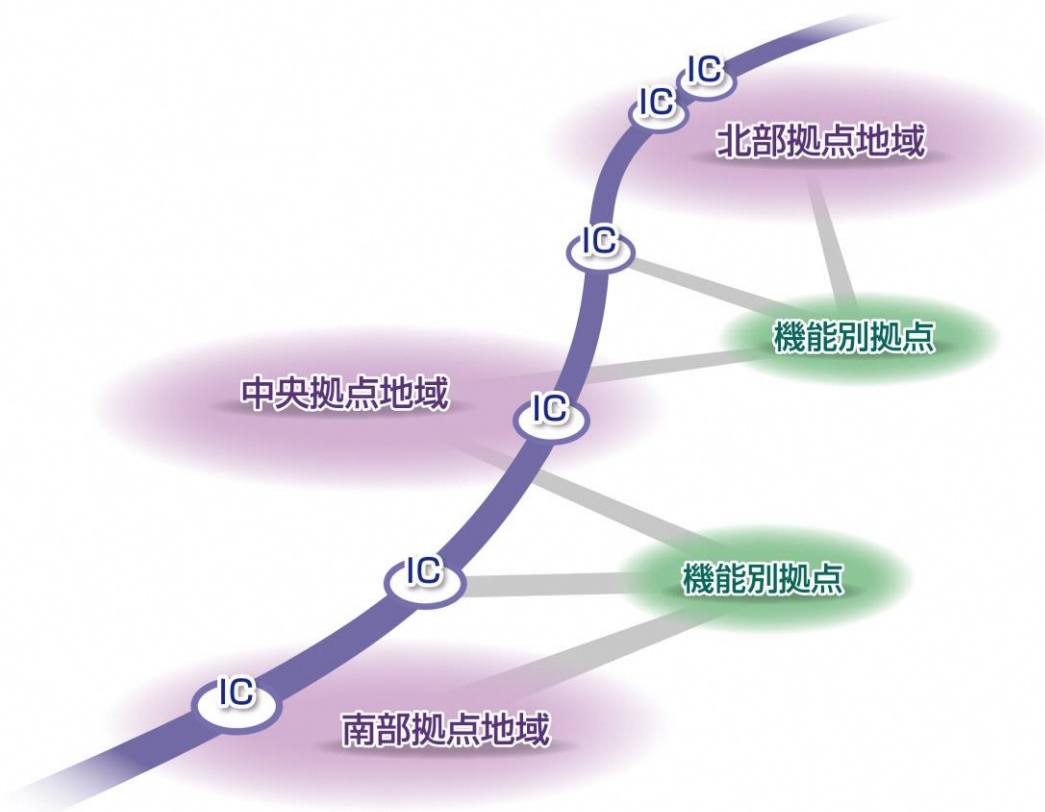


図4 拠点(地域)とネットワーク

## (5) 生活圏ネットワーク

市民生活を中心に私たちの生活圏を考慮するとき、広大な面積に小さな集落が点在する本市は、生活の中心となる市街地と各集落をつなぐ交通網の利便性向上はとても重要です。しかし、道路や鉄道などの延長が大変長く、市民の移動にかかる時間やコストは大きくなっています。

こうした中、日本海沿岸東北自動車道が本市の南北を貫くよう建設が進められており、将来、移動時間は大きく短縮されると予想できます。さらに、市内全線が無料区間であることや、市内に多くのインターチェンジが整備される予定であることなどを考えると、市内の通勤や物流、交流人口\*などに大きな変化が起きる可能性があります。

また、インターネットが様々なサービスとつながる現代では、買い物や仕事、相談など多くのサービスがオンライン\*で可能な時代となってきました。既に整備されている光通信網の活用やデジタル化の進展により、官民様々なオンライン\*サービスの利用が今後ますます増加していくと推察されます。

今後の人口減少などを見据えると、民間を含めた市内の様々なサービスは村上地域や荒川地域にある市街地や、サービスが一定程度集積した府屋や勝木のような大きな集落に集積されていくことが予想されます。そうした中で、これらの市街地などと各集落の接続性を高めるとともに、デジタル技術\*などによる様々なサービスで物理的な移動にかかる時間や手間を解消していくような考え方を進め、市民生活の利便性と様々なサービスの維持の両面を考えていくこととします。また、北部、中央、南部拠点地域を中心としたサービス拠点の集積や形成を図り、生活に即した土地利用を進めます。

さらに、小さな集落の暮らしを守るために、複数の近接する集落が生活目線で連携・協力し合う「連携コミュニティ」によるつながりづくりを支援しながら、市民生活を重層的に支えていく取組も講じていくこととします。

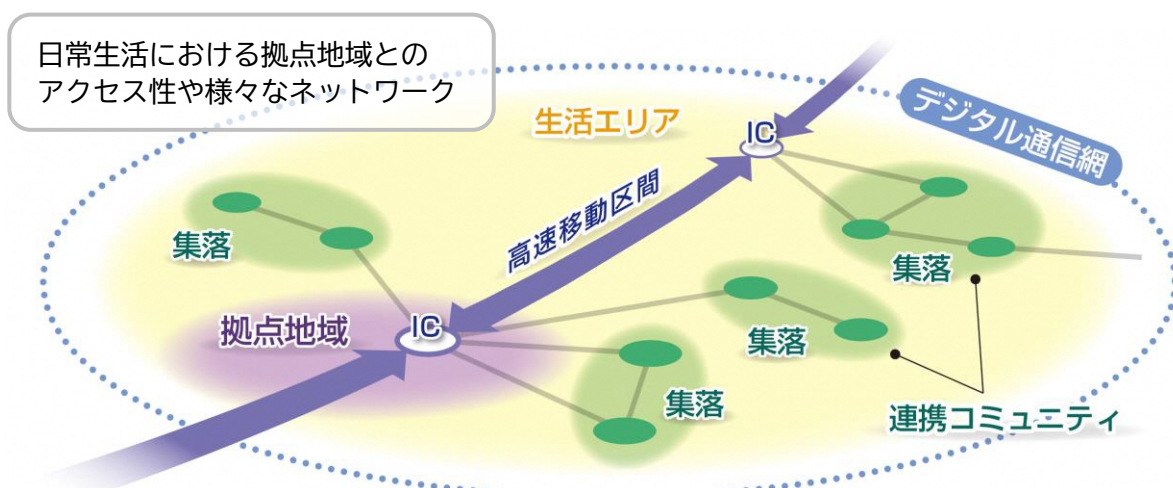


図5 生活圏ネットワーク

## (6) 産業圏（広域）ネットワーク

本市は5市町村が合併した特性から、それぞれの地区に工業団地や道の駅、観光拠点、スポーツ・文化施設などがあり、必ずしもこれらの拠点同士のネットワークが図られているとは言えず、本市を一体として考える物流や人の流れを総合的に考慮した土地利用は難しくなっていました。

今後、人口減少対策として土地利用の面から本市産業の振興を図ることは大変重要になってくると考えます。そうした中で、無料区間の日本海沿岸東北自動車道が南北に通じ、特定地域振興重要港湾※に指定されている岩船港を有する本市は、強力な陸路と海路を持つ他市にはない魅力があるといえます。産業面から土地利用を考えると、市内の主要な拠点とのアクセス性を考慮しつつ、新潟市や鶴岡市だけでなく、より広範囲で広域的な流れを俯瞰して捉え、より大きなネットワークで産業誘致を図る必要があります。

また、デジタル化や脱炭素化などの流れがこれまでの産業構造を大きく変化させており、通信環境の整備や再生可能エネルギーの活用のしやすさなども高めながら、総合的に本市の土地の魅力向上を進めつつ、産業面における土地利用を図ります。

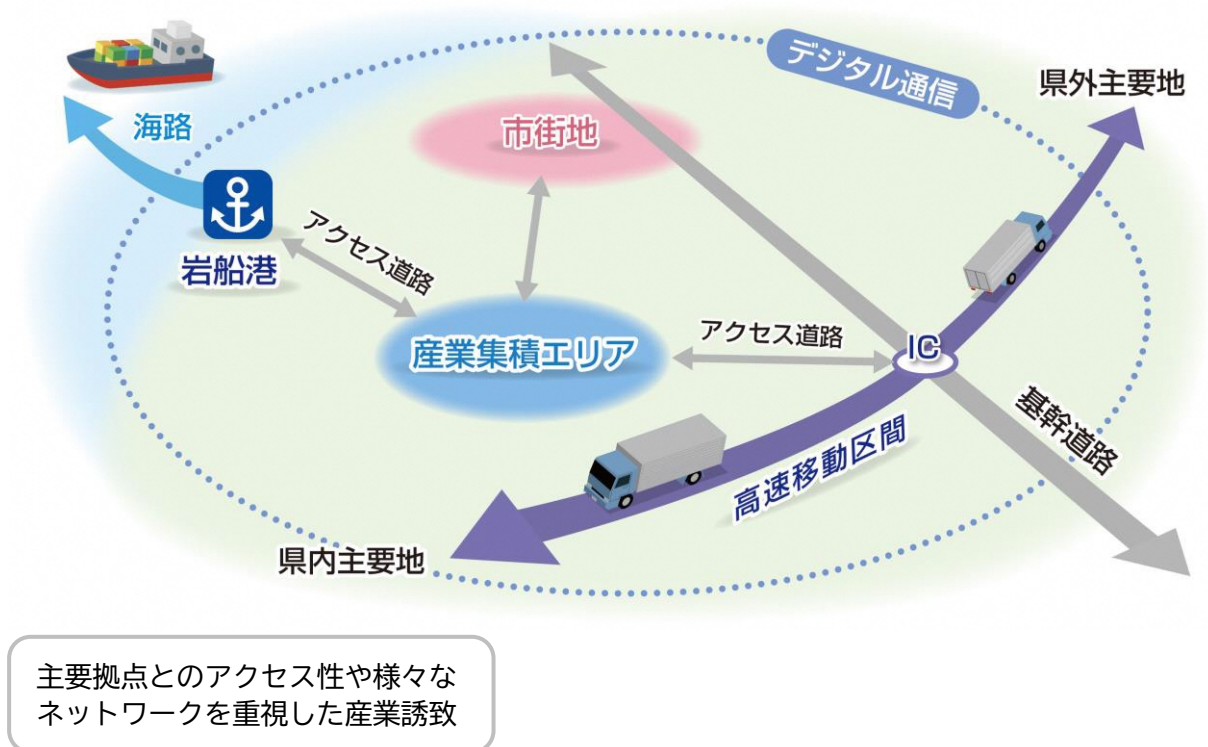


図6 産業圏(広域)ネットワーク

## (7) ゾーン別土地利用

本市は、豊かな自然環境に恵まれており、毎年多くの観光客が来訪するとともに、その美しい自然景観は、市民の誇りとなっています。この景観や自然環境を私たちの生活の利便性や豊かな暮らしと調和させながら保全していくため、次のような性格付けを念頭に、地域の風景や環境に合わせた土地利用を図ります。

### 海と森の自然環境ゾーン

**対象**：海岸部、中山間部

**方向性**：日本海の景観や豊かな森林、中山間地の生活や生業を活かした観光と交流を進めるとともに、自然や棚田などとの共存や保全を念頭とした土地利用を図ります。集落部では自然と調和し安全な住環境を維持します。

### 田と里の農業交流ゾーン

**対象**：平野部

**方向性**：美しい河川や水田などの景観を活かした住環境や食と農業の振興による土地利用を図ります。集落部では田園を主体とした景観と調和のとれた住環境を維持します。

### 市街地ゾーン

**対象**：村上市街地、荒川市街地

**方向性**：居住、就業、商業、医療、教育などの都市機能を充実させることでサービスの集積を目指すとともに市内各地から利用しやすく利便性の高い土地利用を図ります。

### 拠点地域

**対象**：村上市街地、荒川市街地、府屋集落・勝木集落

**方向性**：日常生活における様々なサービスを提供できるエリアとしての拠点となる地域であり、3つの拠点地域を太くネットワーク化することで本市の一体的な土地利用を図ります。

### 機能別拠点

**対象**：道の駅やレジャー施設、スポーツ施設など、観光、交流の拠点となる施設

**方向性**：本市の観光や交流、産業振興に結びつけるための拠点として、地域活性化に向けた幅広い活用を図ります。





凡 例	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:#c8e6c9; border:1px solid #000;"></span>	海と森の自然環境ゾーン
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:#fff9c4; border:1px solid #000;"></span>	田と里の農業交流ゾーン
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:#f06292; border:1px solid #000;"></span>	市街地ゾーン
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background: radial-gradient(circle, #9c27b0 1px, transparent 1px); background-size: 4px 4px;"></span>	拠点地域
<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; border:1px solid #000; border-radius:50%;"></span>	機能別拠点(主なもの)
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; border-bottom:1px solid #000; border-left:1px solid #000; border-right:1px solid #000;"></span>	鉄道・駅
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; border-bottom:2px solid #000; border-left:2px solid #000; border-right:2px solid #000;"></span>	高速道路・IC
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; border-bottom:2px dashed #000; border-left:2px dashed #000; border-right:2px dashed #000;"></span>	高速道路・IC(事業中)
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; border-bottom:1px solid #000;"></span>	道路
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; border:1px dashed #000;"></span>	行政区域

図7 土地利用ゾーニング

# 6

## デジタル基本方針

### (1) デジタル社会の現状と対応方針

昨今、AI<sup>\*</sup>などをはじめとする先進技術が実用化されており、これまで人が介在する必要があった物事において、機械やコンピューターでほとんどの作業を行える本格的な時代が到来してきています。

また、日本でもこれまで経験したことのない豪雨による大規模な災害が各地で発生していることや、わが国では2020年から始まった新型コロナウイルス感染症の拡大によって、企業活動の継続対応と国の働き方改革<sup>\*</sup>などがリンクし、ICT<sup>\*</sup>の導入やテレワーク<sup>\*</sup>、拠点の分散と多様化に対する考え方などが急速に拡大、浸透してきました。今後、更なる先進技術の活用が世界標準として様々な分野に広がることが予想され、大きな社会変革が同時加速度的に進むと予想できます。

今、まさにこのような社会変革が起きる時代にあって、社会構造の大きな変化を見据えた準備をすぐに行わなければ、地方自治体として時代が変化するスピードに追従できない可能性があります。つまり、市民サービスを提供できなくなるばかりか、本来、人口減少の中で力となるべきデジタルツール<sup>\*</sup>などの先進技術がうまく使えず、本市にとって大きな負担となる逆転の事態に陥ることが考えられます。

また、デジタルツール<sup>\*</sup>などを使いこなせる人と使えない人との格差（デジタルバイド<sup>\*</sup>）の解消に取り組まなければ、進めようとする事業の効果が限定され、市民が等しく恩恵を受けることができません。

第3次村上市総合計画では、こうしたデジタル社会<sup>\*</sup>の到来によって大きく社会構造が変化する時代に対応していくためのデジタル基本方針として、第3次村上市総合計画の基本構想のひとつとすることで、今後、先進技術の進歩などで産業や生活などの社会改革が起こる時代に、新たな技術や好機を本市の成長につなげていくための指針とします。



## (2) 3つの方針

### 方針 1

### ボーダレスな（境界がなくなる）環境を活かす

本市は、新潟県の約1割に迫る広大な面積を有し、市内各地において様々なサービスを物理的に均一に届けるのは大変難しい条件となっています。採算性や集客性、地理的な観点からも行政や教育、民間のサービス拠点は人口の集積したエリアに集まり、山間地や海岸部からの移動手段の確保などが課題となっています。

デジタル化などの進展や通信の高速大容量化により、こうした広大な地域特性や人口減少に関する課題を克服することが可能となるでしょう。つまり、各地への移動距離とそれにかかる時間のハンディキャップを緩和していくことができると考えられます。広大であるがゆえに高コストになり易く、サービスの幅が限られる本市においても、ICT\*やIoT\*などのデジタル技術\*を活用し、様々なサービスを講じることや距離や場所、時間、人材の不足や身体状況などの様々な障壁を小さくすることができる可能性があります。

今後、デジタルなど先進技術の導入については、こうした観点を取り入れながら、市民生活の利便性向上や本市の大きな魅力、強みとなるよう積極的な取組と継続した整備を進めていく必要があります。



## 方針 2

### 誰もが安心して新しい技術を使えるようにする

デジタルなどの先進技術は、情報漏洩や外部からの攻撃などの面で絶対安全とは言いきれない部分があります。また、あらゆるものが数値化されたデータは容易に他に利用することができるため、それに対する十分な知識や技術が求められます。

そのような新たな技術を導入し安全に維持していくためには、専門人材の確保・育成とともに、取り扱う職員にも高度な知識と倫理観を持つよう教育していくことが必要です。そのうえで、正確な情報を市民に開示しながら進めていくことが重要となります。

他方、エンドユーザー※となる市民にとって、機器の有無や操作ができないことでサービスを受けることができない事態が生じることはあってはなりません。様々な場面でデジタル技術※などの利便性を高め、そのメリットを受けていくためにも、導入にあたっては市民として必要な手続きを行ったり、操作に関する研修を積極的に受講したりすることが大切になってきます。

新しい技術によって、誰もがメリットを享受できる環境を創ることは、行政側と市民側が協力して成し遂げられるものであり、今後、そのような取組を丁寧に進めていく必要があります。

## 方針 3

### サービスの必要性を見極める

デジタル化などが進展すると、これまで「人が必要だ」と認識されていた物事やサービスが別な手段でできるようになっていくと考えられますので、人材の確保が難しくなっている状況ではデジタル化が大きな力となる可能性を秘めています。しかし、システム整備には大きな経費がかかるとともに強固なセキュリティ対策等が必要となることを忘れてはいけません。

今後、デジタル化などが進展していくと、システムを維持・更新していく費用も格段に大きくなっていくと考えられますので、人口減少とともに自治体の財源が年々厳しくなっていく中では、それを維持する資金力にも限界があります。DX（デジタルトランスフォーメーション）※が叫ばれる中でも、先進技術を導入する前に私たちのまちが行うべきサービスの内容に何を求め、何を優先するかを論議し、長所と短所、メリットとデメリットを比較しながら、機械ですること、人でしかできないことを見極めたうえで、市民にとって真に必要なサービスを選択し取り入れていかなければなりません。



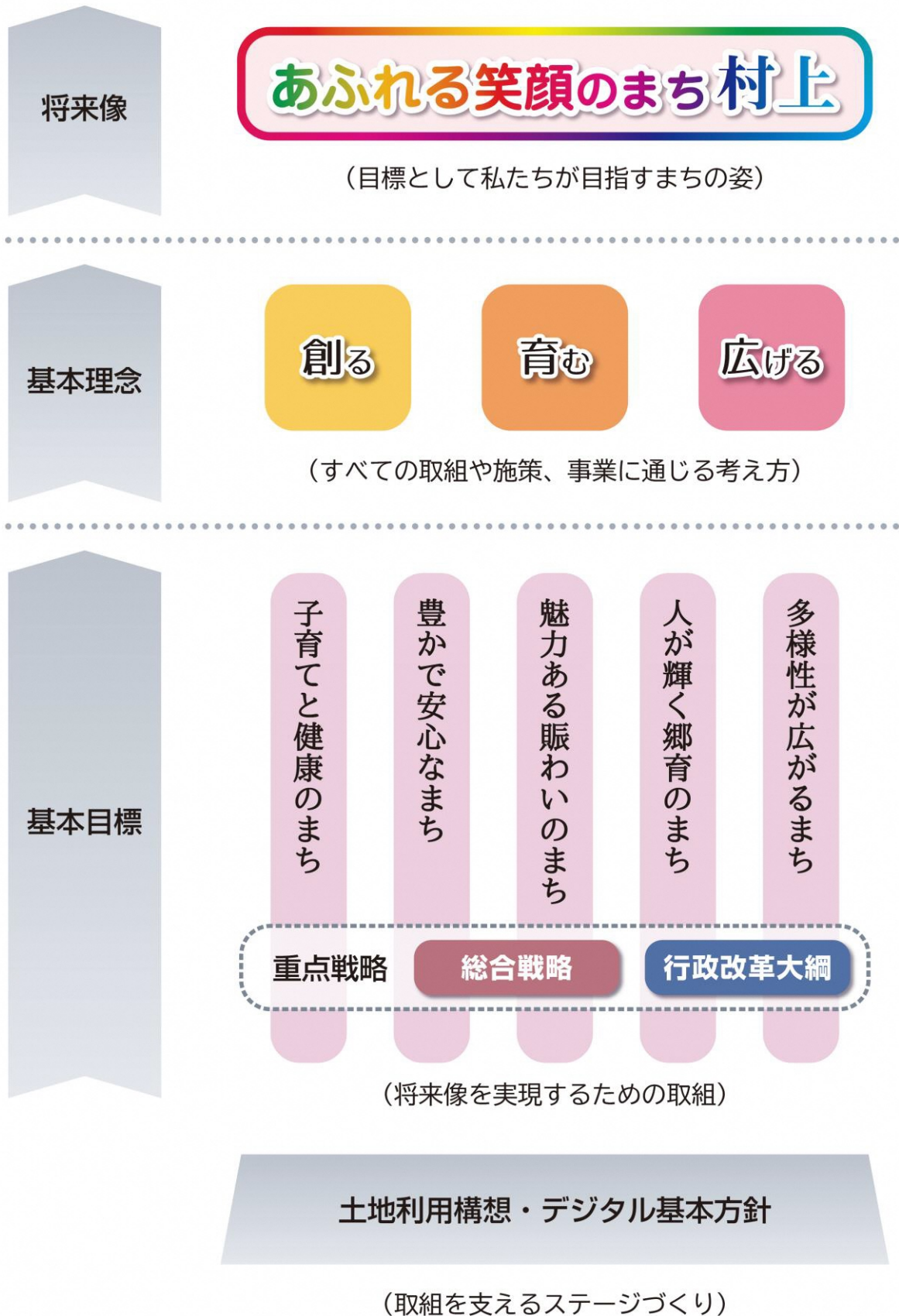


図8 基本構想の体系



村上の四季

## 第 2 章

# 基 本 計 画



# 1

## 基本計画の概要

基本計画では、まちの将来像である「あふれる笑顔のまち村上」の実現を目指し、基本的な方向性として設定した5つの基本目標に向けて、具体的に取り組んでいく政策を体系的に示しています。

### ■基本計画の体系

将来像	基本目標	政策分野
あふれる 笑顔の まち 村上	1 子育てと健康のまち	1-1 子育て
		1-2 健康・医療
		1-3 高齢者福祉
		1-4 障がい者福祉
		1-5 地域福祉
	2 豊かで安心なまち	2-1 防災
		2-2 消防・救急
		2-3 防犯・交通安全
		2-4 環境・エネルギー
		2-5 生活衛生
		2-6 上下水道
		2-7 河川・海岸
		2-8 道路
		2-9 公共交通
		2-10 市街地・景観
		2-11 住環境
	3 魅力ある賑わいのまち	3-1 農業
		3-2 林業
		3-3 水産業
		3-4 商工業
		3-5 観光
		3-6 港
		3-7 就労・雇用
	4 人が輝く郷育のまち	4-1 学校教育
		4-2 生涯学習
		4-3 文化芸術
		4-4 スポーツ
	5 多様性が広がるまち	5-1 共生社会
5-2 地域づくり		
5-3 広報広聴		
5-4 デジタル		
5-5 行政運営		



# 2

## 分野別計画

分野別計画では、基本目標を具体化していくための対策である政策ごとに、政策の方針や主要施策、成果指標等の内容を示しています。

### ■分野別計画の内容

	項目	内容
1	政策の方針	基本目標の実現に向けて、当該政策において取り組む政策全体の方針と、施策別の基本的な方針を示しています。
2	現状	当該政策に関する本市の現在の状況やこれまでの取組を示しています。
3	課題	現状を踏まえ、本市が抱える課題や今後の取組を進める際に課題となる事項を示しています。
4	主要施策	政策の方針に基づいて実施する施策のうち、主要な施策の具体的な取組内容を示しています。
5	成果指標 (目標値)	政策や施策の成果を客観的に評価するための指標として、現況値と将来の目標値を示しています。
6	市民等の 協力や役割	各政策や施策の実施にあたり、市民や事業者、団体がどのように協力し、どのような役割を担うことができるのかを例示的に示しています。
7	対応する SDGs※	SDGs※(持続可能な開発目標)における17のゴールのうち、当該政策が貢献できるゴールを示しています。(※アイコンを表示)

基本目標2 豊かで安心なまち

政策2-5 生活衛生

1 資源が循環し、快適で暮らしやすい生活環境づくり

① ごみの減量化やリサイクル率の向上を図る。一般廃棄物の適正処理を推進します。

② 臭気測定、水質検査等の環境計測を継続的に実施し、生活環境の保全を図ります。

③ 火葬場の老朽化対策などを進め、適正な管理運営を図ります。

2 生活衛生に関する課題

① 社会の環境意識が高まる中、分別収集の徹底、収集量の拡大により、ごみの減量や食品ロスに関する市民意識の向上がみられますが、ごみの排出量は増減傾向です。

② 老朽化により廃止した一般廃棄物処理施設について、解体に向けた作業を進めています。

③ 生活衛生に関する課題として、悪臭や不法投棄などがあります。

④ 火葬場の老朽化が進んでおり、施設整備などに関する検討を進めています。

3 課題

① 家庭や事業者から発生するごみの抑制や再利用及び再資源化の促進などにより、循環型の地域社会づくりに向けた取組が必要です。

② 一般廃棄物処理施設の円滑な解体処理と最終処分場の延命化について、計画的な作業実施が不可欠です。

③ 臭気や環境衛生の観点から、臭気測定等の継続的な実施が不可欠です。

④ 火葬場の事故防止と安定的な稼働のため、施設更新や改修を行っていくことが必要です。

4 主要施策

1 5Rの取組推進によるごみの減量化

① 分別の啓発と徹底により、ごみの減量化とリサイクルの促進を図ります。

② 増加傾向にある直接搬入ごみのうち、事業系ごみの現状把握と減量化に向けた取組を促進します。

③ 食品ロス削減に向け、関係団体と連携した普及啓発に取り組みます。

2 一般廃棄物処理施設の適正管理

① 廃止したごみ処理施設などの計画的な解体を進めます。

② 焼却灰の再資源化等による最終処分場の確保とともに、適正管理を行います。

3 生活環境衛生の確保

① 臭気測定や水質検査、騒音測定による環境監視体制を強化します。

② 事業者などへの指導体制について、関係機関との連携強化を図るとともに、新たな公害防止対策に向けた研究や支援に努めます。

③ 看板設置やパトロールの強化により、野焼きや不法投棄を防止します。

4 火葬場の施設整備の推進

① 火葬場の大規模修繕や建て替えについて検討し、最も適切な施設整備を進めます。

5 成果指標(目標値)

成果指標	現況(R2)	目標値(R8)
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	744g	732g
リサイクル率	18.7%	25.2%
公害苦情件数(騒音、振動、悪臭)	3件	1件

6 市民等の協力や役割

市民	事業者・団体
①ごみの分別の徹底と減量化への協力	①ごみの分別の徹底と減量化への協力
②環境美化活動への参加	②環境美化活動への協力
③公害や不法投棄の監視への協力	③環境美化活動への協力
④所有地などの適正な管理	④公害苦情の発生防止
	⑤所有地や所有施設の適正な管理

第3次 村上市総合計画 基本計画

7

SDGs

12 持続可能な消費と生産

13 気候変動に起因する環境汚染

14 海洋資源の持続可能な開発

15 陸域生態系の保護

16 平和と公正

17 パートナーシップ

68

## 政策1-1 子育て

### 政策の方針

### 安心して子どもを産み育てられるまちづくり

- ① 産前産後の不安解消や子育てに関する相談など、母子保健と子育て支援体制の充実に向け、子育て世代包括支援センター※を核としながら関係機関と連携した子育てのまちづくりに取り組みます。
- ② 就労と子育ての両立や多様な保育ニーズに対応するため、民間サービスの導入や専門人材の確保・育成などにより、保育の環境整備とサービスの充実に努めます。
- ③ 子どもが安全に遊べる施設の整備や病児・病後児保育※の運営、子育てにかかる負担軽減策など、多方面から子育てを支援し、安心できる子育て環境をつくります。

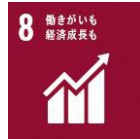
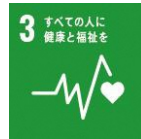
### 現 状

- ① 産婦人科・小児科の医師不足と偏在が顕著になっています。
- ② 核家族化や晩婚化等によって、出産や育児において家族等の身近な人からのサポートが得にくく、不安や孤立感を抱いている人がいます。
- ③ 乳幼児健診では、育児相談や離乳食を含めた食育指導、歯科指導など、きめ細やかな支援を行っていますが、出生数の減少により、適正月齢時に乳幼児健診が実施できない地域もあります。
- ④ 精神発達や情緒行動に特性がある子どもへの支援が求められています。
- ⑤ 不妊治療にかかる経済的な負担を軽減させるための支援を行っています。
- ⑥ 保育施設の老朽化が進む中、大規模修繕や施設更新が必要となっています。
- ⑦ 就労環境の変化や核家族化の進行などにより、保育ニーズの多様化が進んでいます。特に3歳未満児保育のニーズが高く、希望する施設に入園できない場合も多くなっています。
- ⑧ 学童保育※所の入所申込者数が増加する一方で、支援員の不足や高齢化が進んでいます。
- ⑨ 子どもが屋内で遊べる施設の整備を希望する声が多く寄せられています。

### 課 題

- ① ICT※などを活かし、出産や育児に関する悩みや不安を気軽に専門医などに相談できるような環境づくりが必要となっています。
- ② 安心して子育てができる環境づくりに向け、地域や多様な団体とも連携しながら、支援体制の充実に努める必要があります。
- ③ 出生数の減少に合わせた効果的な指導が行えるよう、乳幼児健診の実施体制を見直す必要があります。
- ④ 精神発達や情緒行動に特性がある子どもと保護者の支援に向けて、関係機関との連携体制づくりを更に進めていく必要があります。
- ⑤ 少子化や晩婚化が進む中、不妊症治療に加え、不育症に対する支援など、子どもを望む人の治療に対する経済的な負担が大きくなっています。
- ⑥ 市民のニーズと安全性を両立した保育環境の整備を、早期に進めていく必要があります。
- ⑦ 3歳未満児保育や休日保育など、多様化する保育ニーズに対応していくため、民間活力を活用した施設整備や保育士の確保に力を入れる必要があります。
- ⑧ 学童保育※について、多様な団体と協力しながら、運営の継続や支援員の確保などを進めていく必要があります。
- ⑨ 子どもが安全に遊べる屋内施設の整備が求められています。

対応する SDGs



## 主要施策

### 1 母子保健事業の充実

- ① 妊産婦や子どもの発達段階に応じた適切な保健指導等を行うとともに、ICT※などを活用した健康医療相談事業に取り組むなど、育児や健康に関する相談支援体制の充実・強化を図ります。
- ② 産後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行うことにより、安心して子育てができるよう支援します。
- ③ 発達障がいなどの早期発見・支援につなげるため、専門機関や民間事業所などと連携した支援体制づくりを推進します。
- ④ 子どもを望む人の経済的な負担軽減を含め、妊産婦に対する医療支援の拡充を図ります。

### 2 保育環境の整備・改善

- ① 将来を見据えながら、適正な規模による保育園運営とニーズに合ったサービスの実現に向け、保育施設の改修や民間による整備を推進します。
- ② ニーズの高い3歳未満児保育の受入拡充などに向けて、民間活力の導入や保育士資格取得の支援を行い、保育の供給力確保に取り組みます。
- ③ 休日保育や病児・病後児保育※、学童保育※などの保育サービスの確保と充実により、就労と子育ての両立を支援します。

### 3 子育てを応援する環境づくり

- ① 子育て世代包括支援センター※において、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない相談支援を行うとともに、医療や福祉、教育などの関係機関と連携しながら、安心して子育てができるようサポートします。
- ② 親子で参加できる子育て拠点としての子育て支援センターの機能強化を図ります。
- ③ 子どもが安全に遊べる遊び場を整備し、子育て環境の充実を図ります。
- ④ ファミリー・サポート・センター事業※やワーク・ライフ・バランス※の推進などを進めるとともに、市民や子育て支援団体、関係機関、企業等と連携した子育てを地域で支える体制づくりと子育てに関する機運の醸成を図ります。
- ⑤ 子育てにかかる経済的負担の軽減を図り、若い世代の安心と健やかな子どもの成長を支援する取組を推進します。
- ⑥ 総合型地域スポーツクラブ※等関係団体との連携を図りながら、子どもの体力向上や健康づくりを推進します。



赤ちゃん健診



むらかみ病児保育センター

## 成果指標（目標値）

成果指標	現況値(R2)	目標値(R8)
合計特殊出生率※	1.32(R1)	向上させる
病児保育※施設利用者の満足度	97.5%	98%
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	91.7%	向上させる

## 市民等の協力や役割

市民	事業者・団体
①ファミリー・サポート・センター事業※など、子育て支援のしくみづくりへの協力 ②子育てに関する地域の見守り活動への協力 ③子育てと就労の両立への理解	①子育て支援団体による活動への協力 ②学校や地域による子ども向け事業への協力 ③子育てと両立できる就労環境づくりへの理解



子育て支援センター

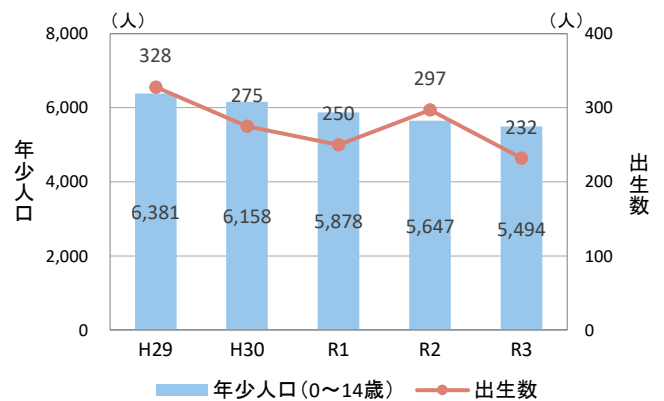


図1 出生数と年少人口(0～14歳)

出典:住民基本台帳



■ 保育園の様子

元気と笑顔と楽しさいっぱい



## 政策1-2 健康・医療

### 政策の方針

### 心と体の健康を守り、元気に暮らし続けられるまちづくり

- ① 特定健康診査<sup>\*</sup>やがん検診の受診率向上と生活習慣病<sup>\*</sup>予防対策を軸としながら、ライフステージ<sup>\*</sup>に合わせた健康増進を図ります。
- ② 市民、関係団体との協力体制づくりや相談窓口の周知を進め、自殺者ゼロを目指します。
- ③ 医療資源の確保と医療体制の充実を図るとともに、医療費の適正化と適正な受診を進めます。

### 現 状

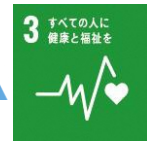
- ① 近年の主な死因及び医療費上昇の原因は、「がん」「循環器系の疾患」となっています。また、レセプト<sup>\*</sup>などのデータ分析結果から、死亡や要介護等につながるリスクが高い「糖尿病性腎症」「虚血性心疾患」「脳血管疾患」の治療を行っている人が多い状況となっています。
- ② 特定健康診査<sup>\*</sup>は、生活習慣病<sup>\*</sup>の発症及び重症化を予防するためにも重要ですが、受診率は県平均を下回っています。また、がん検診の受診率も伸び悩んでいる状況です。
- ③ 医師の偏在や専門医の不足に加えて、医師の高齢化が顕著となっています。
- ④ 核家族化の進展により、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯の割合は増加傾向にあります。
- ⑤ 子どものむし歯有病率について、12歳児は県平均を下回っていますが、3歳・5歳児は県平均を上回っています。また、成人期の歯周病を有する人の割合は減少傾向にあります。6割弱で推移しています。
- ⑥ 令和2年人口10万人当たりの自殺死亡率<sup>\*</sup>は、国と県の平均を下回ったものの、毎年10人以上の方が自殺で亡くなっています。
- ⑦ 国民健康保険の1人当たりの医療費は毎年県平均を上回っています。また、ジェネリック医薬品<sup>\*</sup>の普及率は年々上昇していますが、県平均を下回っている状況が続いています。

### 課 題

- ① 生活習慣病<sup>\*</sup>の発症や重症化の予防を進めていく中で、健康無関心層<sup>\*</sup>に対する特定健康診査<sup>\*</sup>の受診や健康づくりに向けたアプローチ手法が課題となっています。また、健康寿命<sup>\*</sup>の延伸のためにも、引き続き、生活習慣病<sup>\*</sup>などの疾病予防と介護予防を一体的に実施していく必要があります。
- ② 健(検)診の重要性についての理解や周知を進めながら、事業者や医療機関との連携を図り、受診率向上に取り組んでいく必要があります。
- ③ 医師の働き方改革<sup>\*</sup>を控え、医師の確保が喫緊の課題となっています。
- ④ 在宅医療の充実が求められる一方で、往診医の減少・高齢化が課題となっています。
- ⑤ 幼児期のむし歯有病率減少に向けて、歯磨きの指導やフッ化物利用による歯質強化などに取り組むとともに、かかりつけ歯科医による定期的な歯科健診の重要性について、市民への周知や理解を更に図っていく必要があります。
- ⑥ 本市の特徴である「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」に関する自殺対策を重点的に行う必要があります。
- ⑦ 医療費の適正化に向け、関係機関の協力を得ながら、ジェネリック医薬品<sup>\*</sup>の利用促進と重複・頻回受診者、重複服薬者への指導を継続していく必要があります。



対応する SDGs



## 主要施策

## 1 生活習慣病※等の発症及び重症化の予防

- ① 生活習慣病※の発症予防のため、食事や運動、生活リズムなどに関する周知活動や健康教育を行います。
- ② 健診結果やレセプト※データを活用した保健指導を実施し、糖尿病性腎症や脳血管疾患などの重症化を予防する取組を強化します。
- ③ 受診しやすい健(検)診体制(申し込み方法や受診体制など)づくりや、健(検)診の重要性に関する広報・啓発活動などにより、特定健康診査※やがん検診の受診率向上を図ります。
- ④ 新型コロナウイルス感染症をはじめ、感染症に対する正しい理解の周知を図るとともに、各種予防接種事業の実施により、感染症の拡大や重症化を防ぎます。

## 2 地域医療体制の充実

- ① 将来にわたり、地域で安定した保健医療サービスを提供することができるよう、保健医療関係者をはじめ、医療機関や関係自治体などと連携しながら、医療資源の確保と有効利用に努めます。
- ② 医学生修学資金貸与事業や臨床研修医確保支援事業等により、若手医師の確保を図ります。
- ③ 村上地域在宅医療推進センター※や関係機関と連携し、ICT※の導入等による効率的な医療とサービスの向上を図ります。
- ④ 将来を見据えた地域医療に対する正しい理解を得るための周知に努めます。
- ⑤ 地域医療を支える村上総合病院に対して必要な支援を行います。



健康教室



特定健康診査※

### 3 歯と口腔の健康増進

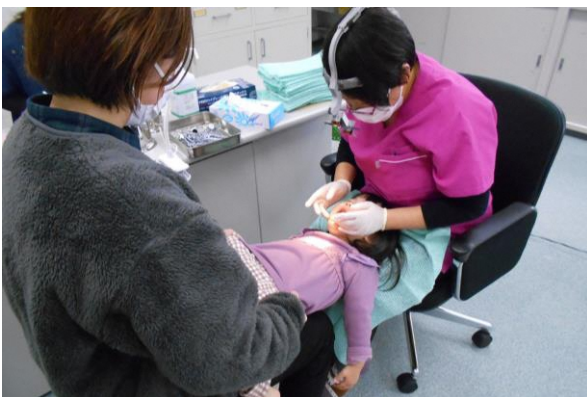
- ① 幼児期、学童期、思春期を通してフッ化物利用による歯質強化を推進します。
- ② かかりつけ歯科医を持つことや歯科定期健診の重要性に関する啓発活動を行うとともに、歯科衛生士による歯科指導を関係機関と連携して実施します。

### 4 自殺対策の推進

- ① 健康教育や講演、ゲートキーパー<sup>※</sup>養成講座などを通じて自殺予防に対する市民の知識や意識を高め、地域で見守る体制づくりと早期の相談や受診につながるよう取り組みます。
- ② ホームページやSNS<sup>※</sup>等を活用し、幅広い世代や様々な環境に置かれている人に向けて相談窓口の周知や自殺予防に関する啓発活動を行います。
- ③ 関係機関とネットワークを構築し、効果的な自殺対策を推進します。
- ④ 特定健康診査<sup>※</sup>や訪問活動などの際に、うつスクリーニング<sup>※</sup>を実施し、ハイリスク者の把握や早期支援に取り組みます。

### 5 医療費適正化の推進

- ① 特定健康診査<sup>※</sup>や特定保健指導<sup>※</sup>などをきっかけとした疾病予防・重症化予防の取組により、医療費の適正化を推進します。
- ② 適正受診を推進するとともに、ジェネリック医薬品<sup>※</sup>の利用促進を図ります。



歯科健診



ゲートキーパー<sup>※</sup>養成講座



## 成果指標（目標値）

成果指標	現況値(R2)	目標値(R8)
特定健康診査 <sup>*</sup> 受診率	43.6%(R1)	60%
医学生修学資金貸与事業の貸与者数及び臨床研修医数	貸与者数 2人 臨床研修医数 0人	貸与者数 5人 臨床研修医数 4人
3歳・5歳児のむし歯有病率	3歳 12.9% 5歳 30.8%	減少させる
自殺死亡率 <sup>*</sup> (人口10万人対)	16.88	減少させる
国保被保険者1人当たりの医療費	400千円	422千円以下

## 市民等の協力や役割

市民	事業者・団体
①特定健康診査 <sup>*</sup> 、がん検診等の積極的な受診	①健康診断への参加促進
②食事や運動、歯みがき等の健康づくりを意識した生活の実施	②健康づくりの機運醸成への協力
③自殺対策のための活動への参加	③職場での運動習慣づくりの推進
④医療機関の適正受診	④メンタルヘルス <sup>*</sup> の推進
	⑤ワーク・ライフ・バランス <sup>*</sup> の推進



## 政策1-3 高齢者福祉

### 政策の方針

### 高齢者がいきいきと暮らし続けられるまちづくり

- ① 高齢者の健康づくりや介護予防に取り組むとともに、生きがいづくりや社会参加を促進し、高齢者が活躍する機会の拡大を図ります。
- ② 住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステム<sup>\*</sup>の充実と地域ぐるみの生活支援体制づくりを進めます。
- ③ 計画的な施設整備や介護人材の確保などにより、市民ニーズに応じた高齢者福祉・介護サービスの充実を図ります。

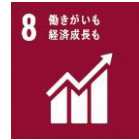
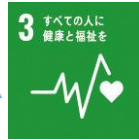
### 現 状

- ① 高齢化が進行するとともに、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯、認知症の人が増加しています。
- ② 特別養護老人ホームなどの施設への入所を希望する人が多い傾向にありましたが、在宅での生活を希望する人も徐々に増えています。
- ③ これまでは、入所系施設への高いニーズを受けて、申込者数の多い地域密着型特別養護老人ホームやグループホーム<sup>\*</sup>の整備を進めてきました。
- ④ 介護サービスの担い手である介護人材が不足しており、特に有資格者の確保が困難な状況となっています。
- ⑤ 要介護・要支援認定<sup>\*</sup>者数のうち、特に軽度者が増加しています。
- ⑥ 要介護・要支援認定<sup>\*</sup>者数の増加に伴い、介護サービス利用者数が年々増加しており、介護給付費は増加傾向にあります。

### 課 題

- ① 高齢者が生きがいや役割を持ちながら住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、引き続き健康寿命<sup>\*</sup>の延伸と社会参加の促進、地域ぐるみの支え合いづくりに取り組んでいく必要があります。
- ② 認知症になっても、地域で安心して暮らせるよう、病気に関する理解の促進や地域でのサポート体制の構築が課題となっています。
- ③ 市民の介護に求めるニーズや供給量を勘案しながら、将来にわたる施設整備を計画的に進める必要があります。
- ④ 若い世代に対する介護職場の魅力発信や事業所等への支援策により、介護人材の確保を図る必要があります。
- ⑤ 要支援等の軽度者を悪化させないため、自立支援・重症化防止の取組が必要となっています。
- ⑥ 若い頃からの健康づくりや介護予防・重症化予防対策が、高齢者の暮らしを守るとともに介護保険の運営にとって大変重要であることについて、多くの方から理解を得ていく必要があります。

対応する SDGs



## 主要施策

## 1 高齢者の健康づくりと社会参加の促進

- ① 疾病の早期発見や治療、健康づくりなどの保健事業と介護予防施策を一体的に推進することで、健康寿命\*の延伸を図ります。
- ② 高齢者の知識や経験を活かした学習活動やボランティア活動を推進するとともに、老人クラブやシルバー人材センター\*への支援により、仲間づくりや生きがいづくり、高齢者の社会参加を促進します。

## 2 地域における支え合いのしくみづくりの推進

- ① 地域包括ケアシステム\*に関する出前講座や互近所ささえ～隊\*活動の実施、関係機関との連携を通じて、自助・互助の意識向上を図ります。
- ② 地域まちづくり組織や地域防災組織の活動などを通して、高齢者の安全を確保する体制づくりや地域で暮らしをサポートしていく機運を高める取組を進めます。

## 3 認知症対策の推進

- ① 認知症サポーター\*養成講座等を通じ、認知症に対する理解や相談先の周知などを更に進めていきます。
- ② 生活習慣病\*の予防とともに、高齢者が活躍する機会や社会参加を促し、認知症の発症や進行を遅らせる取組を推進します。
- ③ 認知症の早期発見・早期対応ができるよう、かかりつけ医や関係機関との連携強化、認知症初期集中支援事業の取組を推進します。
- ④ 認知症の人とその家族の在宅生活を支援するとともに、多面的に見守る体制づくりを強化します。
- ⑤ 認知症によって判断能力が低下した人の権利・財産を守るため、成年後見制度\*の普及啓発や相談体制の充実を図るとともに、中核となる機関の設置などにより、地域と連携しながら、支援を必要とする人が安心して制度を利用できる体制づくりに取り組みます。

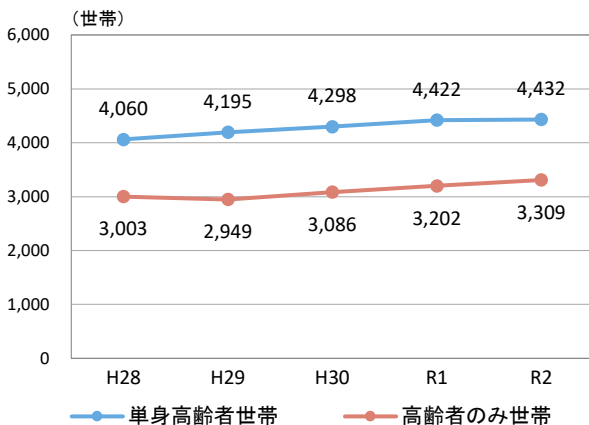


図2 単身高齢者世帯数・高齢者のみ世帯数の推移  
出典:村上市



むらかみ出前講座「認知症を知ろう！」

## 4 高齢者福祉・介護サービスの充実・強化

- ① 市民のニーズや将来の需給状況を的確に把握しながら、計画的な施設整備を進めます。
- ② 介護職員等に対する資格取得支援や介護職場の魅力発信などにより、介護人材の確保を進めるとともに、関係機関と連携して介護職員の処遇改善や離職防止を図ります。
- ③ 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、買い物支援や外出支援、緊急通報システムによる見守りなど、各種サービスを提供します。
- ④ 利用者の多様なニーズに対応するため、時代に即した高齢者福祉サービスの内容の見直しや改善を行います。

## 5 効果的な介護予防事業の展開と介護保険の健全な運営

- ① 健康づくり事業や介護予防事業、自立支援事業の効果的な実施と、生きがいづくりや重症化予防についての意識啓発に努め、健康寿命<sup>※</sup>の延伸に努めます。
- ② 新潟リハビリテーション大学や地域の医療・介護専門職、総合型地域スポーツクラブ<sup>※</sup>等と連携し、効果的な介護予防事業を行います。
- ③ ケアプラン点検や地域ケア個別会議の開催、医療情報との突合を行い、自立支援を目指した介護サービスの質の向上と介護保険の健全な運営に努めます。



地域の茶の間



むらかみ体操(介護予防)





## 成果指標（目標値）

成果指標	現況値(R2)	目標値(R8)
新規要介護・要支援認定※者の平均年齢	83.1 歳	84.0 歳
生活支援事業に取り組む自治会の割合	2.5%	8.9%
認知症サポーター※人数、事業所数	6,685 人 9 事業所	7,800 人 15 事業所
介護人材バンクマッチング人数	0 人	5 人

## 市民等の協力や役割

市 民	事業者・団体
①若い頃からの健康づくりの推進	①シルバー人材センター※のサービス利用
②生活習慣病※予防、認知症予防の実施	②老人クラブ活動への協力、支援
③高齢者の知識や経験を活かした社会参加や学習活動への参加	③高齢者の見守り活動や支え合い活動への積極的な貢献
④高齢者の見守り活動や支え合い活動への積極的な参加	④街中お年寄り愛所※など高齢者支援のしくみづくりへの協力
⑤自治会やコミュニティなどを中心とした地域の互助の促進	⑤高齢者に配慮したサービスの提供



## 政策 1-4 障がい者福祉

### 政策の方針

### 障がいのある人が安心して自分らしく暮らせるまちづくり

- ① 多様な支援や相談が受けられる体制を整備するとともに、障がい者の自立を支える雇用環境や医療・福祉などのサービスの充実に向けて取り組みます。
- ② 障がい者の権利に関する普及啓発や支え合いの体制づくりを進め、障がい者への理解を深めるとともに、障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせる取組を推進します。

### 現 状

- ① 障がい者に関する相談内容が複雑化・多様化しており、総合的・専門的な相談支援体制の整備が求められています。
- ② 「ぱすのーと※」の配布やペアレントトレーニング※の開催により、障がいの早期発見や成長段階に応じた継続的支援を進めています。
- ③ 放課後等デイサービス、グループホーム※、就労継続支援B型事業所※など、民間の障がい者(児)向けのサービス提供事業所が増加しています。
- ④ 法人後見事業※の実施や市民後見人※養成講座の開催、障がい者虐待防止に関する研修会の実施など、障がい者を支える地域づくりに取り組んでいます。

### 課 題

- ① 「基幹相談支援センター※」や「地域生活支援拠点」などの障がい者支援のための拠点を整備し、相談支援体制の充実・強化を図る必要があります。
- ② 医療的ケア児※に対する支援の体制や在り方などについて、関係機関とともに検討を進める必要があります。
- ③ 「ぱすのーと※」の活用などを通じ、医療機関や関係機関が連携して障がい児を支える体制づくりが必要です。
- ④ 障がい者の社会参加を促すため、就労支援事業所の利用や一般就労など、一人ひとりに合った暮らしをサポートしていくことが大切となっています。
- ⑤ 障がい者の権利擁護と障がいに合わせた配慮やサポートについて、市民や事業者から広く理解を得ながら、障がい者支援に関する意識を高めていく必要があります。

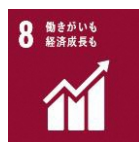


ぱすのーと※



ペアレントトレーニング※

対応する SDGs



## 主要施策

## 1 総合的な障がい者福祉の推進

- ① 障がいの内容に応じたサービスの充実に取り組むとともに、「基幹相談支援センター※」や「地域生活支援拠点」などの障がい者支援拠点を整備し、相談支援体制の強化・充実を図ります。
- ② 障がいの早期発見や成長段階に応じた継続的支援、医療的ケア児※への支援などを進めるため、関係機関との連携体制をより一層強化します。
- ③ 関係機関と協力しながら、障がい者を支える人材の確保を図ります。
- ④ 障がい者支援などに関する積極的な情報発信や啓発活動に努めます。
- ⑤ ユニバーサルデザイン※の推進に加えて、心のバリアフリーの実践などを通じて、支援を必要とする当事者やその家族に対し、市民や地域が主体となった包括的な助け合いのしくみづくりを進めます。

## 2 障がい者の自立支援

- ① 「地域生活支援拠点」の整備により、障がい者とその家族のニーズに対応した生活支援体制の充実に取り組みます。
- ② グループホーム※等の居住の場を確保することで、障がい者が地域で暮らせる基盤づくりを進めます。
- ③ ハローワークや村上・岩船地域自立支援協議会、学校関係者等と連携しながら、障がい者の就労機会の拡充に取り組みます。
- ④ 障がい者団体への支援や通院に対する交通費助成などを継続し、障がい者の社会参加と負担軽減を図ります。



就労継続支援B型事業所※



### 3 障がい者の権利擁護のための体制整備

- ① 障害者雇用促進法や障害者虐待防止法、障害者差別解消法について、市民への周知活動を行い、障がい者の権利擁護に努めます。
- ② 成年後見制度<sup>\*</sup>の周知や理解を図るとともに、専門的に関わる中核機関の設置などにより、地域と連携しながら安心して制度を利用できる体制づくりに取り組みます。
- ③ 合理的配慮(障がいのある人がない人と同様に社会参加できるよう、身体などの状態や支援が必要な内容に合わせた配慮)の提供や差別的取扱い(障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由としてサービスの提供を拒否したり、障がいのない人にはつけない条件をつけたりすること)の禁止について、市民や事業者の意識醸成と理解促進を図ります。

#### 成果指標（目標値）

成果指標	現況値(R2)	目標値(R8)
地域生活支援拠点数	0 箇所	1 箇所
ペアレントトレーニング <sup>**</sup> 受講者数	11 人	24 人
障がい者の就労移行者数	5 人	9 人

#### 市民等の協力や役割

市 民	事業者・団体
①障がい者への理解 ②障がい者の見守りや生活支援に向けた支え合い活動への協力 ③障がい者が従事する企業のサービスや製品の利用	①障がい者の就労促進への理解と協力 ②障がいに配慮したサービスの提供 ③障がい者が従事する企業のサービスや製品の利用



## 子どもたちのアート作品



放課後等デイサービス事業所  
「おひさま」



放課後等デイサービス事業所  
「カレイドスクエアパーク村上」



放課後等デイサービス事業所  
「こども発達支援所 はる」



放課後等デイサービス事業所  
「青い鳥」

## 政策1-5 地域福祉

### 政策の方針

### 地域で支え合い、誰一人取り残さないまちづくり

- ① 関係機関と連携し、地域における支え合いの機運醸成や地域福祉活動の推進に取り組みます。
- ② 様々な悩みを抱える子どもや若者を支援する体制づくりを進めます。
- ③ 生活困窮者などへの相談体制の強化や関係機関との連携を図り、自立した生活に向けた適切な支援や指導を行います。

### 現 状

- ① 様々な悩みを抱える人に対して、村上市社会福祉協議会や福祉関係事業所、NPO※などと連携しながら、相談支援に取り組んでいますが、相談内容が複雑化し、問題の解決が困難になってきています。
- ② 庁内に福祉総合相談窓口やひきこもり相談窓口を設置するとともに、家庭環境の複雑化等に対応できるよう関係機関との連携づくりを進めています。
- ③ 家庭児童相談室※やことばとこころの相談室では、学校や関係機関などと連携しながら対応を行っていますが、相談内容は複雑化してきています。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、相対的貧困世帯※に関する問題が顕在化するとともに、生活困窮に関する相談が増加しています。
- ⑤ 生活困窮世帯を支援するため、フードバンク※活動や学用品のリユース支援等に取り組む団体が出てきています。
- ⑥ 生活保護利用世帯数は年々増加傾向にある一方で、生活保護基準を下回る経済状況にあっても、実際には生活保護を利用していない世帯もあると推測されることから、生活保護利用に対する抵抗感や理解不足があると考えられます。

### 課 題

- ① 複雑化が進む相談内容に対処するため、世代や属性に捉われない重層的(包括的)な連携体制が必要であり、その連携を担う中心調整機関が求められています。
- ② 家庭児童相談室※等へ寄せられる専門性の高い様々な相談内容に対処するため、児童相談所など関係機関との綿密な連携とその強化が必要です。
- ③ 子どもたちの夢や希望が閉ざされることのないよう貧困対策を継続していく必要があります。
- ④ 生活困窮者の支援は多岐にわたっており、債務問題の解決、生活設計の見直し、子どもの学習支援など、多くの専門知識やスキルが必要とされています。
- ⑤ 市民団体によるフードバンク※活動などが進んでおり、地域福祉活動の活性化や市民参画の拡大に向けた支援が必要です。
- ⑥ 生活に困窮している人がためらわずに生活保護申請を行えるよう周知する必要があります。
- ⑦ 生活保護利用による最低生活の保障のみならず、各世帯が抱える問題解決に向けて自立助長を促す取組が必要です。

対応するSDGs



## 主要施策

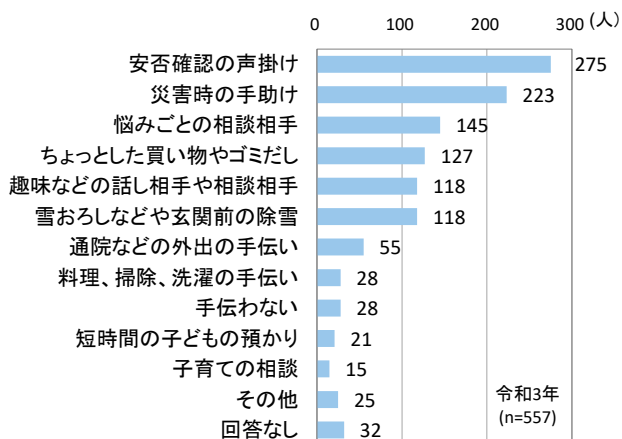
## 1 市民一人ひとりが地域福祉を支える体制づくり

- ① 市民主体による福祉活動の推進と地域共生社会※の実現に向けて、「第2期村上市地域福祉計画」を策定します。
- ② 村上市社会福祉協議会や福祉関係事業所、NPO※などと連携しながら、ボランティアの育成や福祉活動をコーディネートできる組織づくりを推進します。
- ③ 全世代からのあらゆる相談内容を受け止め、的確に対応できるよう、関係機関・関係団体との相談体制の連携強化を図るとともに、専門知識を持つ人材の確保・育成を推進します。
- ④ 福祉的支援が必要な人に向け、関係機関や地域による居場所や交流拠点づくりを進めます。
- ⑤ 必要な人に必要な支援が行き届くよう、関係機関などと連携したアウトリーチ型・伴走型の支援※体制の充実を図ります。

## 2 子ども・若者への支援

- ① 令和4年度に「(仮称)村上市子どもの貧困対策計画」を策定し、子どもの生活と健やかな成長を守るための取組を進めます。
- ② 子どもを通じた多種多様な相談や課題に対応するため、「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、相談支援体制の充実を図ります。
- ③ 子ども・若者総合サポート会議をはじめとする関係機関の連携と情報共有を進め、生きづらさを抱えた子どもや若者への切れ目ない支援と多様な課題への対処に取り組みます。

問 あなたの近所に困っている人がいた場合、どんな支援ができますか。(複数回答可)



みんなが つどう ばしょ  
居場所づくり「みつば」

図3 「第2期村上市地域福祉計画」アンケート調査結果より



### 3 生活困窮者の自立支援

- ① 複合的な課題に包括的・一元的に対応するための相談窓口を設置し、相談支援体制の強化と関係機関との連携体制づくりを進めます。
- ② 就労準備支援・家計相談支援・学習支援など、当事者の実情や状況に応じた支援を行います。
- ③ フードバンク※活動等に取り組む団体への支援や連携を進め、様々な状況下にある生活困難者を支えるとともに、複雑化する生活困窮などへの対応に向けて取り組みます。

### 4 生活保護制度の利用と自立助長

- ① 生活保護を必要としている人がためらわずに申請できるよう、制度の周知や相談体制の改善を図ります。
- ② 生活保護利用世帯の実態に応じて、日常生活・社会生活など様々な視点から自立助長を支援します。
- ③ 生活保護利用世帯には健康面への配慮が必要な場合が多いことから、健(検)診や医療機関への受診勧奨、保健指導などにより、心と身体の健康づくりを支援します。



フードドライブ※



除雪ボランティア



## 成果指標（目標値）

成果指標	現況値(R2)	目標値(R8)
居場所または交流拠点数	1箇所	2箇所
子ども家庭総合支援拠点数	0箇所	1箇所
フードドライブ※1日当たりの寄附件数	—	50件
生活保護利用者の健(検)診受診率	5%	20%

## 市民等の協力や役割

市民	事業者・団体
①地域の支え合いづくりや地域福祉活動への積極的な参加、協力	①地域の支え合いづくりや地域福祉活動への積極的な参加、協力
②ボランティア活動への参加	②福祉団体や福祉系NPO※などへの協力、支援
③フードバンク※活動などへの協力、支援	③フードバンク※活動などへの協力、支援
④生活保護制度への正しい理解	
⑤民生委員・児童委員の活動への理解、協力	



## 政策2-1 防災

### 政策の方針

### 災害に強く安心して暮らせるまちづくり

- ① あらゆる災害に迅速かつ的確に対応できるよう、周辺市町村や各種団体等と連携し、防災体制づくりや施設・設備の強化など、総合的な防災・減災対策を進めます。
- ② 防災情報システムの更新・整備や非常用備蓄品の拡充などにより、防災機能の強化・充実を図ります。
- ③ 市民一人ひとりの防災意識を向上させるとともに、自主防災組織<sup>\*</sup>や各種コミュニティなどを通じた地域防災力を高めます。

### 現 状

- ① 新型コロナウイルス感染症の拡大は、市民生活に大きな不安を及ぼしたほか、地域経済などにも多大な影響を与え、全市的な災害対応が必要となりました。
- ② 東日本大震災をはじめ、日本各地で災害が発生する中、本市でも令和元年6月に発生した「山形県沖を震源とする地震」で山北地域を中心に震度6強の地震が発生し、住宅の屋根や壁、道路、公共施設などに大きな被害を受けました。
- ③ 近年、異常気象の影響と考えられる集中豪雨が日本各地で発生しており、本市でも大雨による浸水被害や土砂災害が発生しています。
- ④ 令和2年5月に洪水・土砂災害ハザードマップを、令和3年3月に津波ハザードマップを作成し、災害への備えを啓発しており、災害時の避難に対する市民の意識も少しずつ高まっています。
- ⑤ 高齢者や障がい者など、災害時に自力で避難することが困難な「避難行動要支援者」が被害を受ける事案が多くなっており、地域ぐるみの支援体制づくりが急務となっています。

### 課 題

- ① 感染症対策においては、風水害などの自然災害発生時とは異なる対応や対策の構築が必要となり、今後の災害対策に活かしていくことが求められます。
- ② 甚大な災害が毎年各地で発生する中、身近なコミュニティを基礎とした防災体制や避難支援のしくみづくりが重要となっています。
- ③ 上下水道などのライフラインや公共施設等の耐震化など、基盤施設の強靱化を計画的に進めていく必要があります。
- ④ 災害による被害を軽減するためには、「自助」や「共助」の意識を高める必要があり、避難に係る準備や地域防災活動への参加など、地域ぐるみで防災意識の醸成に向けた取組を進める必要があります。
- ⑤ 災害時に避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難できるよう、市民の理解と協力を得るとともに、地域における支え合いや助け合いの活動がより一層進んでいくことが求められます。

対応する SDGs



## 主要施策

## 1 防災体制の充実と基盤強化

- ① 市民生活や地域経済などへの影響を踏まえ、感染症対策の見直しや防災体制づくりを進めます。
- ② 新しい生活様式に合わせた避難所運営を進めるため、パーティション(仕切り)の設置やWi-Fi\*設備、非常用機材等の整備に取り組むとともに、関係機関と連携した体制づくりを推進します。
- ③ 民間企業や団体などとの連携を進め、社会全体で災害に対応する支援体制の構築を進めます。
- ④ 新潟県や県内外の自治体、関係機関、災害関連の協定を締結している団体などとの情報共有に努め、広域的な災害支援の体制づくりを推進します。
- ⑤ 社会福祉施設や学校などの要配慮者利用施設による避難確保計画の作成や避難訓練の実施を支援し、利用者の円滑かつ迅速な避難確保を図ります。
- ⑥ 「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の実効性を高めるため、自主防災組織\*の役割や重要性を周知するとともに、組織づくりに向けた支援を行います。
- ⑦ 防災士\*の養成等を進め、地域防災力の強化と市民協働の防災体制づくりを推進します。
- ⑧ 防災行政無線設備の更新に合わせて機能を強化し、より多くの人が防災情報を受け取ることのできる環境を整備します。
- ⑨ 「村上市国土強靱化\*地域計画」などにに基づき、基盤強化や耐震化等に取り組み、災害発生時における市民の安全確保に努めます。



新しい生活様式に合わせた防災訓練



大雨による水路増水

## 2 防災教育の充実

- ① 学校授業や防災出前講座などによる防災教育を推進し、地域における防災意識の醸成と地域防災力の向上を図ります。
- ② 「自助」や「共助」の意識を高めるため、ハザードマップの活用方法やその重要性について周知します。
- ③ 円滑な避難行動や避難時の二次災害を防止するため、生活環境や健康状況などに合わせた「マイタイムライン<sup>※</sup>」づくりに向けた意識醸成と普及促進を図ります。
- ④ ICT<sup>※</sup>などの活用や様々な災害を想定した訓練を通じ、災害時の避難行動を検証する機会づくりに努めるとともに、総合的な防災機能の点検や見直しに活用します。

## 3 避難行動要支援者等への支援強化

- ① 町内会や自主防災組織<sup>※</sup>などにおける避難行動要支援者の把握や避難支援体制づくりに向け、取組の周知と理解促進に努めます。
- ② 避難行動要支援者に関する個別避難計画(災害時見守りカード)の作成と情報共有により、地域における避難支援体制の強化を推進します。
- ③ 高齢者や障がい者などが安心して避難所生活を送ることができるよう、指定福祉避難所の拡大を図ります。



大雪による家屋倒壊



要支援者避難訓練



## 成果指標（目標値）

成果指標	現況値(R2)	目標値(R8)
自主防災組織*の設置率	76.3%	81%
防災士*の人数	207人	327人
防災教育(出前講座)の実施件数	43件	50件
避難行動要支援者に対する個別避難計画を策定した自治会や自主防災組織*の割合	43.4%	100%

## 市民等の協力や役割

市民	事業者・団体
①防災訓練への参加 ②防災用品の準備や備蓄 ③自主防災組織*や消防団などの活動への積極的な参加、協力 ④逃げ地図づくりや避難場所の確認、共有 ⑤高齢者や障がい者などへの防災面での配慮	①自主防災組織*や消防団などの活動への協力 ②施設耐震化などの防災力向上や防災備品の整備、備蓄 ③防災教育の実施や避難訓練への積極的参加 ④災害時における地域住民の安全確保やけが人などの初期救助活動への協力



令和元年6月 山形県沖を震源とする地震

## 政策2-2 消防・救急

### 政策の方針

### 消防・救急体制の強化による安全・安心なまちづくり

- ① 救急隊員の技術向上と人材の育成・確保、救急体制の整備推進などにより、救命率の向上に努めます。
- ② 講習等を通じて市民と消防が協働する防災対策の実施と救命体制づくりを進めます。
- ③ 消防施設や設備の整備、充実と消防団の団員確保や組織体制の見直しにより、消防の総合力強化を図ります。

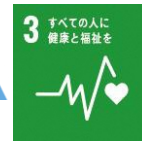
### 現 状

- ① 近年、各地で発生する大規模災害への対応に加え、新型コロナウイルス感染症等への対応が急務となっています。
- ② 消防緊急通信指令システム<sup>\*</sup>や統合型位置情報通知システム<sup>\*</sup>、消防車両、資機材などの計画的な更新、整備を進めているとともに、消防施設の長寿命化と適正な維持管理に努めています。
- ③ 消防水利<sup>\*</sup>については、消火活動に有効な箇所への設置を進めています。
- ④ 救急救命士<sup>\*</sup>の確保に向けて、救急救命士<sup>\*</sup>枠での採用や研修施設での養成に取り組んでいます。
- ⑤ 救急隊員の技術向上に向けて、村上市救急ワークステーション<sup>\*</sup>を活用した研修等に取り組んでいます。
- ⑥ 消防団員の定員に対する充足率は96%（令和2年10月1日現在）となっており、県内市町村平均値を上回っていますが、人口減少や少子化等により、新規入団者数が減少しています。
- ⑦ 住宅用火災警報器の設置率が低迷しています。
- ⑧ 救命率の向上に向けて、応急手当講習会を実施し、AED<sup>\*</sup>の使用方法や救急時の対処法等を普及しています。

### 課 題

- ① 多種多様な災害が発生する中で、消防が担う範囲も変化しており、災害に即応することのできる組織づくりと備えの強化が必要となっています。
- ② 消防車両や資機材などの計画的な更新を進め、災害時にすべての機能が発揮できる状態に維持・整備を進めていくことが求められます。
- ③ 地域の変化に合わせ、水利設置箇所の有効性の見直しや新設を行う必要があります。
- ④ 様々な状況下での通報内容に対しても迅速かつ的確な初動が実現できるよう、多言語通話や言語及び聴覚機能障がい者に対応できる設備機器の導入が求められます。
- ⑤ 救急救命士<sup>\*</sup>の確保に向けた人材育成や有資格者確保に継続して取り組んでいく必要があります。
- ⑥ 救急救命技術の向上に向けて、救急救命士<sup>\*</sup>や救急隊員への指導強化と指導救命士<sup>\*</sup>の継続的な養成に取り組む必要があります。
- ⑦ より効果的・効率的な消防活動を行うことができるよう、消防団の組織体制の見直しを行う必要があります。
- ⑧ 住宅用火災警報器の新規設置と期限切れ警報器の更新について、注意喚起していく必要があります。
- ⑨ 各種講習会などを継続的に実施し、市民の防災意識を高める必要があります。
- ⑩ 緊急性のない救急要請もあることから、救急車の適正利用について周知を図る必要があります。

対応するSDGs



## 主要施策

## 1 消防救急体制の強化

- ① 非常用電源設備等の整備などにより、防災拠点としての機能強化を図り、有事における対応力を高めます。
- ② 消防車両等の更新に関する配置計画を作成し、効果的・効率的な整備を進めます。
- ③ 消防施設の計画的な更新・整備と維持管理を進めるとともに、耐震性貯水槽の設置など、施設強化を図ります。
- ④ 様々な状況下からの通報内容にも的確かつ迅速に対応するため、多言語通話機能や言語及び聴覚機能障がい者に対応できるNet119 緊急通報システム<sup>※</sup>等の導入を目指します。
- ⑤ 各種訓練や講習会を通じ、関係機関や地域住民との連携を図りながら、地域における消防防災力の強化を図ります。

2 救急救命士<sup>※</sup>等の計画的な養成と技術向上

- ① 運用救急救命士<sup>※</sup>を確保するため、救急救命士<sup>※</sup>有資格者の採用及び新規養成に取り組みます。
- ② 指導救命士<sup>※</sup>の継続的な養成に取り組み、救急救命士<sup>※</sup>の技術向上を図ります。
- ③ 村上市救急ワークステーション<sup>※</sup>を活用し、救急救命士<sup>※</sup>や救急隊員の知識及び技術の向上を図ることで、更なる救命率の向上を目指します。

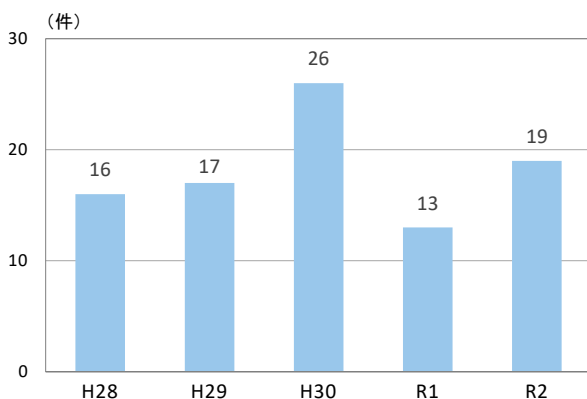


図4 火災出動件数

出典:村上市

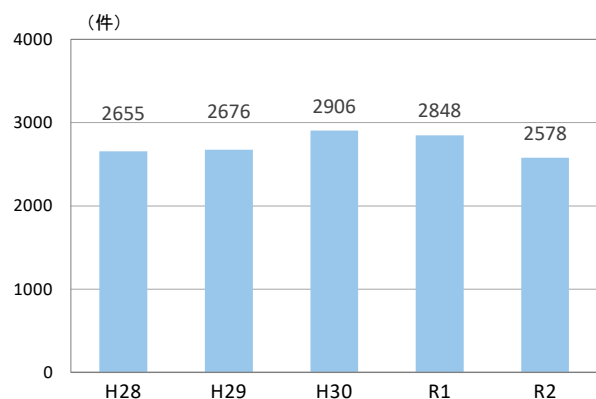


図5 救急出動件数

出典:村上市

### 3 消防団の充実と組織体制の見直し

- ① 人口減少が進む中においても効果的・効率的な消防団活動を行うことができるよう、消防団組織の再編を進めます。
- ② 消防団員数の急激な減少を抑えるため、消防団員の確保と活動強化に努めます。

### 4 暮らしの安全対策の推進

- ① 住宅用火災警報器設置に対する意識の向上と、期限切れ警報器の更新等に向けた注意喚起を図るため、指導活動や啓発運動を進めます。
- ② 応急手当講習会などを通じ、AED<sup>※</sup>の使用方法や応急手当の方法等を普及啓発することで、緊急時の対処法や防災に対する意識向上を図ります。
- ③ けがや病気の際の消防署への相談利用などをPRするとともに、救急車の適正利用に関する周知を図ります。

#### 成果指標（目標値）

成果指標	現況値(R2)	目標値(R8)
救急講習等の受講者数	3,607人(R1)	5,700人
運用救急救命士 <sup>※</sup> 数	32人	40人
消防団員充足率	96%	96%
住宅用火災警報器設置率	66%	75%

#### 市民等の協力や役割

市 民	事業者・団体
①救急講習等の積極的な受講 ②消防団への積極的な参加、協力 ③住宅用火災警報器の設置、更新、適切な維持管理 ④救急車の適正利用	①消防団協力事業所への登録 ②AED <sup>※</sup> の設置や救急講習等の受講 ③消防設備の点検と適切な維持管理



# 市民の安全と安心を 守ります



村上市救急ワークステーション※



中高層建築物火災想定訓練



消防団水防訓練



住宅用火災警報器調査



消防フェスティバル

## 政策2-3 防犯・交通安全

### 政策の方針

### 犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくり

- ① 市民の安全・安心な暮らしを確保するため、防犯灯などの整備や関係機関、地域等が一体となった防犯体制の強化により、犯罪が起きにくいまちづくりを進めます。
- ② 特殊詐欺<sup>\*</sup>や悪質商法等に対する注意喚起、相談体制を充実するとともに、高齢者や子どもなどの社会的弱者への防犯意識の向上と地域の見守りに対する意識醸成を図ります。
- ③ 交通安全施設の整備・維持を進めるとともに、啓発活動及び交通安全教育活動により、交通安全意識を醸成します。

### 現 状

- ① 防犯対策については、関係団体・関係機関と連携協力しながら、取組を進めてきました。また、新規要望箇所への防犯灯設置の推進や老朽化した防犯灯の改修を継続的に進めています。
- ② 村上市消費生活センターに消費生活相談員を配置し、消費生活に関する各種相談対応や啓発活動を行っています。
- ③ 市内における交通事故発生件数は減少傾向にありますが、事故による死者数は増加傾向にあります。また、高齢者が関係する交通事故の割合は、依然として高くなっています。
- ④ 市内には多くの狭あい道路<sup>\*</sup>などがありますが、すべての道路状況を改善していくには多くの時間がかかります。



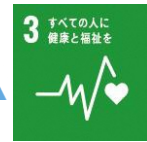
交通安全街頭活動

### 課 題

- ① 地域の要望を踏まえた防犯灯の新規設置の推進や改修を行うとともに、自主防犯パトロールの普及や体制づくりなどに向けた取組を進める必要があります。
- ② 悪質商法や詐欺行為の手口はめまぐるしく変化し、巧妙かつ複雑化が進んでいることから、迅速で的確な対応が求められています。
- ③ 高齢者や子どもなどの社会的弱者を犯罪から守るため、関係機関などと連携するとともに、地域の見守り活動を広げていく必要があります。
- ④ 交通安全教室や交通安全街頭指導、啓発活動等を行うことにより、交通安全意識を醸成し、交通事故件数の減少を図る必要があります。また、高齢者の交通事故防止対策に引き続き取り組む必要があります。
- ⑤ 道路危険箇所の把握や情報提供などにより、可能な限り事故の未然防止を進める必要があります。



対応する SDGs



## 主要施策

## 1 防犯活動の推進

- ① 防犯灯の設置やLED化を進め、明るく安心できる環境づくりと犯罪が起きにくいまちづくりを進めます。
- ② 犯罪の抑制と安全・安心な暮らしに向けた市民活動を広げるため、青色回転灯による防犯パトロール活動の普及や組織づくりを推進します。
- ③ 登下校時における子どもの見守り活動など、地域と連携した安全・安心な環境づくりを推進します。
- ④ 防犯活動の一環として、防犯カメラの効果的な設置について検討を行います。

## 2 特殊詐欺※等の被害防止と防犯意識の醸成

- ① 高齢者や子どもなどの社会的弱者が詐欺や悪質商法等の被害に遭わないよう、警察署や関係機関などとの連携を強化しながら、相談支援や啓発活動を推進します。
- ② 防犯講座の開催や情報発信により、特殊詐欺※等の被害防止情報の提供や注意喚起を行います。

## 3 交通安全対策

- ① カーブミラーなどの設置や道路危険箇所の把握・情報提供により、交通事故の未然防止に努めます。
- ② 交通安全指導員や警察関係者などによる交通安全街頭指導や広報活動により、交通マナーや交通安全意識の向上を図ります。
- ③ 飲酒運転を根絶するため、関係団体と連携しながら飲食店などへの協力要請や広報啓発活動に引き続き取り組みます。
- ④ 交通事故防止に向け、高齢者や子どもに対する交通安全教室などの講座を引き続き実施します。
- ⑤ 高齢ドライバーに対して、加齢に伴う身体・判断力等の変化や運転免許証の自主返納に関する情報提供を行いながら、高齢者が適切な時期に運転免許証を返納できる環境づくりに努めます。

## 成果指標（目標値）

成果指標	現況値(R2)	目標値(R8)
市民による自主防犯活動団体数	4 団体	10 団体
刑法犯の発生件数	235 件(R1)	200 件
交通事故による死亡者数	4 人	0 人

## 市民等の協力や役割

市 民	事業者・団体
①防犯意識や交通安全意識の向上 ②防犯講座や交通安全教室への参加 ③交通法規の遵守 ④高齢者や子どもの見守り活動への参加 ⑤道路危険箇所の早期発見への協力	①防犯活動への参加・協力 ②交通安全や防犯に関する研修の開催 ③交通安全協力事業所への登録 ④高齢者や子どもの見守り活動への参加、協力

## 政策2-4 環境・エネルギー

### 政策の方針

### 美しい自然環境の保全とエネルギー資源を活用したまちづくり

- ① 本市の自然と暮らしへの理解を深めながら、環境保全活動を推進します。
- ② 環境問題に関する意識啓発を図るとともに、家庭や事業者の省エネルギーの推進と環境保護活動を促進します。
- ③ 地域特性に応じた再生可能エネルギー等の活用促進を図ります。

### 現 状

- ① 本市は美しい自然環境に恵まれており、豊かで多様な動植物が存在しています。
- ② 市内における平成29年度のエネルギー消費量は6,488TJ(テラジュール)\*で、平成7年度の8,751TJ\*をピークに減少傾向にあります。エネルギー消費量の内訳は、産業部門が45%で最も多く、次いで運輸部門が多い特徴があります。エネルギー種別の内訳は、燃料油が53%で最も多く、次いで電力が多い特徴があります。
- ③ 気温の上昇など地球温暖化が原因とみられる気候変動の影響により、世界規模で自然災害が頻発している中、市内のFIT\*認定の再生可能エネルギーは、平成26年の約2,848KW(導入件数351件)から、平成31年には約8,707KW(導入件数682件)まで増加しています。令和2年3月時点のFIT\*導入量は太陽光発電が最も多く、再生可能エネルギー導入量の86%を占めています。

### 課 題

- ① 恵まれた自然環境を守り、次世代に引き継いでいくため、市民の環境意識を高め、環境対策を積極的に推進するとともに、希少な動植物の保護活動を市民と協働して進めるために市民への啓発や理解を広めることが必要です。
- ② エネルギーの安定供給確保と地球温暖化防止のため、省エネルギーや創エネルギーなどを推進し、CO<sub>2</sub>の排出縮小や脱炭素の推進などに取り組む必要があります。特にエネルギー消費量が比較的高い運輸部門では、より一層の環境負荷低減が求められています。
- ③ 太陽光発電だけでなく、地域資源を活用した様々な再生可能エネルギーを適切に使っていくことが必要です。

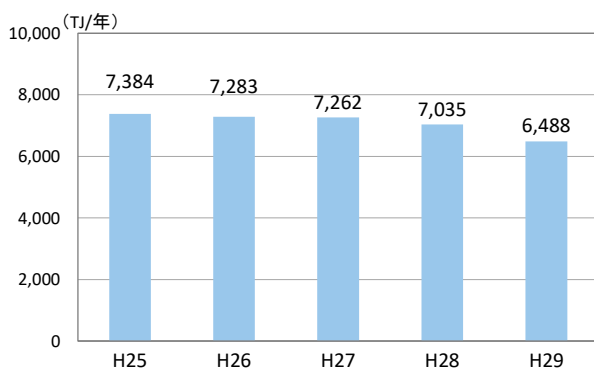


図6 エネルギー消費量の推移

出典:村上市

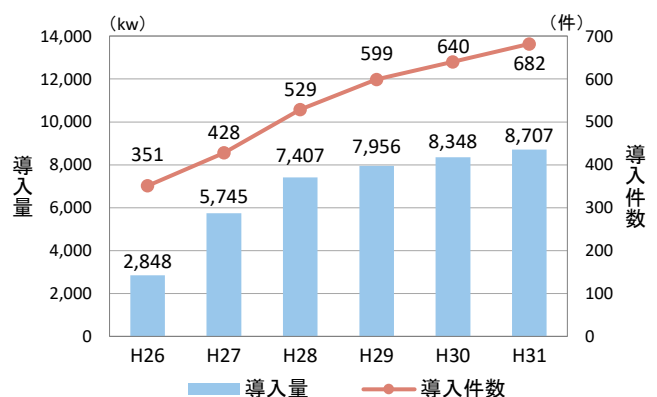


図7 FIT\*認定の再生可能エネルギーの導入量・導入件数の推移

出典:資源エネルギー庁 再生可能エネルギー  
電子申請 事業計画認定情報 公表用ウェブサイト



対応するSDGs



## 主要施策

## 1 自然環境の保全

- ① 自然保護や環境保全への市民意識高揚のため、環境フェスタなどの環境保全啓発事業に取り組みます。
- ② 市民協働による環境美化運動の推進のため、地域の清掃活動などを支援します。
- ③ 希少な動植物を次世代に継承していくため、市民や関係機関と連携し、保護活動を支援します。

## 2 省エネルギー活動の推進

- ① 家庭や事業者の省エネルギー活動を推進します。
- ② 事業者による省エネルギー診断や家庭におけるエコライフの啓発など、省エネルギー活動につながる情報を提供し、省エネルギーに対する市民意識の向上や拡大を図ります。
- ③ 環境にやさしいエコドライブの実施や公共交通機関の利用拡大に向けて啓発活動を行うとともに、次世代自動車<sup>\*</sup>などの利用環境整備を促進します。

## 3 再生可能エネルギー等の活用促進

- ① 2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」宣言に則り、地域の脱炭素に向けた取組を推進します。
- ② 災害時利用を含め、公共施設等における再生可能エネルギーの導入検討や再生可能エネルギー電力の率先購入を推進します。
- ③ 豊富な森林資源を活かすため、民間企業等と連携しながらバイオマス<sup>\*</sup>エネルギーの導入について検討します。
- ④ 卒FIT<sup>\*</sup>後の蓄電池購入費補助金の創設を検討します。
- ⑤ 村上・胎内市沖における洋上風力発電事業について、環境や漁業への影響に配慮しつつ慎重な検討を進め、適切な情報の発信に努めます。

## 成果指標（目標値）

成果指標	現況値(R2)	目標値(R8)
環境フェスタ参加団体数	12 団体(H30)	15 団体
市民1人当たりエネルギー使用量	105GJ(H29)	105GJ
市域における再生可能エネルギー発電設備の発電出力量	95MW(R1)	112MW

## 市民等の協力や役割

市民	事業者・団体
①環境フェスタ等の環境イベントへの積極的な参加	①環境美化活動への協力
②環境美化運動への積極的な参加、協力	②省エネ運動の実施
③日常生活における省エネ行動の実施	③省エネルギー診断の実施
④再生可能エネルギーへの理解と活用	④低公害車の導入
	⑤再生可能エネルギーの導入

## 政策2-5 生活衛生

### 政策の方針

### 資源が循環し、快適で暮らしやすい生活環境づくり

- ① ごみの減量化やリサイクル率の向上を図るとともに、一般廃棄物の適正処理を推進します。
- ② 臭気測定、水質検査等の環境計測を継続的に実施し、生活環境の保全を図ります。
- ③ 火葬場の老朽化対策などを進め、適正な管理運営を図ります。

### 現 状

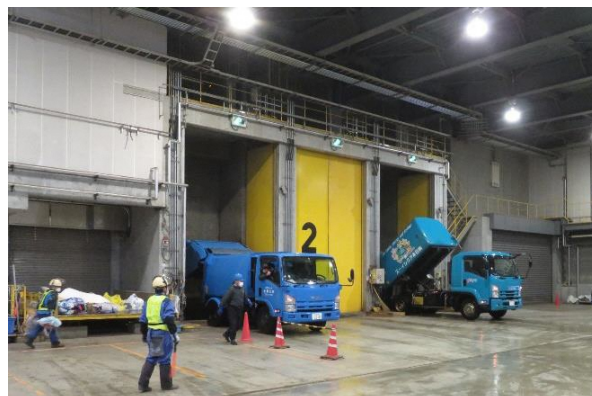
- ① 社会の環境意識が高まる中、分別収集の徹底、収集品目の拡大により、ごみの減量や食品ロスに関する市民意識の向上がみられますが、ごみの排出量は微減傾向です。
- ② 老朽化により廃止した一般廃棄物処理施設について、解体に向けた作業を進めています。
- ③ 生活衛生に関する苦情については、悪臭や不法投棄に関するものが大半を占めています。
- ④ 火葬場の老朽化が進んでおり、施設整備などに関する検討を進めています。

### 課 題

- ① 家庭や事業者から発生するごみの抑制や再利用及び再資源化の促進などにより、循環型の地域社会づくりに向けた取組が必要です。
- ② 一般廃棄物処理施設の円滑な解体処理と最終処分場の延命化について、計画的な作業実施が必要です。
- ③ 美しい環境と生活環境の保全のため、臭気測定等の継続の実施や施設の適正管理に対する監視や指導を継続しながら、根本的な対策を関係機関と連携して進めていくことが必要です。
- ④ 火葬場の事故防止と安定的な稼働のため、施設更新や改修を行っていくことが必要です。

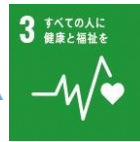


チップ化したプラスチック製容器包装



村上市ごみ処理場(エコパーク村上)

対応する SDGs



## 主要施策

## 1 5R※の取組推進によるごみの減量化

- ① 分別の啓発と徹底により、ごみの減量化とリサイクルの促進を図ります。
- ② 増加傾向にある直接搬入ごみのうち、事業系ごみの現状把握と減量化に向けた取組を促進します。
- ③ 食品ロス削減に向け、関係団体と連携した普及啓発に取り組みます。

## 2 一般廃棄物処理施設の適正管理

- ① 廃止したごみ処理施設などの計画的な解体工事を進めます。
- ② 焼却灰の再資源化等による最終処分場の長寿命化を図るとともに、適正管理を行います。

## 3 生活環境衛生の確保

- ① 臭気測定や水質検査、騒音測定による環境監視体制を強化します。
- ② 事業者などへの指導体制について、関係機関との連携強化を図るとともに、新たな公害防止対策に向けた研究や支援に努めます。
- ③ 看板設置やパトロールの強化により、野焼きや不法投棄を防止します。

## 4 火葬場の施設整備の推進

- ① 火葬場の大規模修繕や建替えについて検討し、最も適切な施設整備を進めます。

## 成果指標（目標値）

成果指標	現況値(R2)	目標値(R8)
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	744g	732g
リサイクル率	18.7%	25.2%
公害苦情件数(騒音、振動、悪臭)	3件	1件

## 市民等の協力や役割

市民	事業者・団体
①ごみの分別の徹底と減量化への協力	①ごみの分別の徹底と減量化への協力
②環境美化活動への参加	②リサイクルへの協力
③公害や不法投棄の監視への協力	③環境美化活動への協力
④所有地などの適正な管理	④公害苦情の発生防止
	⑤所有地や所有施設の適正な管理



## 政策2-6 上下水道

### 政策の方針

### 水環境を守り続けるまちづくり

- ① 近年増えている集中豪雨などによる浸水被害対策と、安全な生活環境の確保に向け、雨水幹線の整備を行います。
- ② 公共用水域の水質保全と快適な生活環境を確保するため、下水道や合併処理浄化槽の普及及び適切な施設管理に努めます。
- ③ 将来にわたり安全・安心で良質な水を安定的に供給するため、計画的な施設及び設備の更新や、簡易水道\*の上水道への統合を進めます。
- ④ 長期的な経営計画に基づき、人口規模や利用量に応じた事業運営の効率化や安定運営に努めます。

### 現 状

- ① 公共下水道への接続が進まず水洗化率が低い状況にあります。また、農業集落排水の水洗化率についても伸びが鈍化しています。
- ② 老朽化した施設については、機能保持のため改築更新事業を進めており、計画的な点検を行いながら適切な維持管理に努めています。
- ③ 災害時等の管理体制の強化やアセットマネジメント(資産管理)計画\*策定の基礎となる水道施設台帳について、統一システムにより電子化し、効率化を進めています。
- ④ 令和2年度から下水道事業会計及び簡易水道\*事業会計に地方公営企業法を適用し、公営企業会計\*として経営を行っています。
- ⑤ 地域の特性に応じ、下水道処理区域と合併処理浄化槽処理区域を設定し、整備を進めています。



水道工事

### 課 題

- ① 下水道への接続啓発を進め、水洗化率の向上を強く呼びかけていく必要があります。
- ② 集中豪雨や地震時の状況を踏まえ、市街地の浸水対策や老朽化した施設・管路などの更新、耐震化により災害に強い施設管理が必要です。
- ③ 人口減少などに伴う料金収入の減少、老朽化による施設更新費と維持管理費の増加など、今後も厳しい経営状況が予測できる中、中長期的な視点から計画的な施設改修や統廃合事業を推進する必要があります。
- ④ 今後の収支見通しに合わせ、適切な料金設定を検討する必要があります。
- ⑤ 合併処理浄化槽の設置者に対する負担軽減を図り、水洗化率向上に努めます。



村上浄化センター改築更新工事

対応する SDGs



## 主要施策

## 1 下水道事業の推進

- ① 市街地の浸水対策として、雨水幹線の整備を実施します。
- ② 下水道への接続増加に向け、各種貸付金や補助金制度の普及啓発を進め、水洗化率の向上を図ります。

## 2 下水道老朽化施設の改築更新及び処理区の統廃合

- ① 老朽化施設などの計画的な更新により、長寿命化と機能保持を図ります。
- ② 施設更新に合わせて施設の耐震化を図ります。
- ③ 計画的な点検を実施し、適切な維持管理に努めます。
- ④ 人口動向等を考慮した処理区の見直しや統廃合を計画します。

## 3 上水道老朽化施設の改築更新及び処理区の統廃合

- ① 浄水場等の改築更新を進め、水道水の安定供給に努めます。
- ② 施設や管路の耐震化を推進し、災害に強い供給体制を確立します。
- ③ 水道事業の安定経営に向け、水道施設の統廃合を計画します。
- ④ 持続可能な水道事業の実現に向け、アセットマネジメント計画<sup>\*</sup>の策定に取り組みます。

村上市の水道水  
ボトルウォーター

## 4 事業の安定経営

- ① 適正な料金の検討をはじめ、長期的な経営計画に沿った安定的な経営を目指します。
- ② 円滑な企業体運営のために下水道事業会計における地方公営企業法の全部適用に取り組みます。
- ③ 経営状況や保有資産等の状況を的確に把握し、経営基盤の強化と資産の適正管理に努めます。
- ④ 事業運営の効率化を図るため、上水道事業会計と簡易水道<sup>\*</sup>事業会計の会計統合を検討します。

## 5 浄化槽の普及促進及び適正な維持管理の確保

- ① 浄化槽設置支援制度などにより、合併処理浄化槽整備区域における水洗化率の向上を図ります。
- ② 浄化槽の適正な維持管理を促進するため、所有者の負担軽減を図ります。

## 成果指標（目標値）

成果指標	現況値(R2)	目標値(R8)
公共下水道水洗化率	73.2%	81.0%
下水道施設の耐震化率	12.4%	48.5%
上水道施設の耐震化率	59.0%	70.2%
上水道有収率 <sup>*</sup>	82.7%	87.3%

## 市民等の協力や役割

市民	事業者・団体
①処理区域における下水道への速やかな接続	①処理区域における下水道への速やかな接続
②使用料金の納入	②使用料金の納入
③上下水道の適切な利用	③上下水道の適切な利用
④上下水道工事などにおける断水等への理解及び協力	④上下水道工事などにおける断水等への理解及び協力
⑤合併処理浄化槽の適正な維持管理の実施	⑤合併処理浄化槽の適正な維持管理の実施

## 政策2-7 河川・海岸

### 政策の方針

### 安全で良好な水辺の整備・保全による環境づくり

- ① 河川や海岸の環境保全に努めながら、雨水処理や下水道(雨水)処理の計画と合わせた整備を進め、集中豪雨による浸水被害や冬の強風や波浪等による海岸保全施設の破損等を未然に防止する取組を行います。
- ② 周辺集落と連携し、堤防や排水路等の施設の適正な維持管理を実施します。
- ③ 流域連携を含む河川改修や水路整備により、良好な水辺空間の形成に努め、親水空間として市民が活用できる取組を行います。

### 現 状

- ① 河川・排水路等の危険箇所や浸水多発区域を計画的に整備し、豪雨時における浸水被害の未然防止に努めています。
- ② 近年の気候変動による災害の激甚化、頻発化を踏まえ、荒川流域及び三面川周辺地域において、関係者が協働し計画的な流域治水\*を進めるための協議会を発足し、流域治水\*プロジェクトの策定・公表を行っています。
- ③ 冬の強風や波浪等による海岸侵食や海岸保全施設の破損、沿線道路の通行止め等が発生し、住民生活に影響が生じています。
- ④ 河川、排水路内の土砂堆積や草木の繁茂による周辺環境の悪化、施設的能力低下が見受けられます。
- ⑤ 「水辺の楽校\*」の維持管理や、荒川における「たんぼ(湧水ワンド)\*」の保全・再生等を通じ、自然と調和した河川環境の整備を図っています。

### 課 題

- ① 下水道事業による市街地の雨水排水計画との整合を図りながら、計画的な整備を進める必要があります。
- ② 荒川及び三面川水系の治水対策を促進するため、地域住民や関係機関と連携し、地域に根ざした川づくりを推進する必要があります。
- ③ 海岸保全施設の整備強化や適切な維持補修により、防災・減災機能を高める必要があります。
- ④ 河川、排水路機能の保全のため、周辺集落などと連携し、河川環境保全の取組の継続が必要です。



普通河川滝矢川の改修



対応する SDGs



## 主要施策

### 1 災害を未然に防ぐ河川・海岸事業の推進

- ① 河川の危険箇所を把握し、災害の未然防止に向けた整備を推進します。
- ② 河川などに関する計画の見直しや下水道(雨水)計画との整合を図ります。
- ③ 国・県が管理する河川については未改修箇所の整備促進を図るため、早期完成に向けた要望を継続して行います。
- ④ 海岸保全施設の整備促進を図るため、県や関係機関への要望を継続して行います。

### 2 施設の適正な維持管理の充実

- ① 定期的にパトロールを行い、施設の状態を把握し、堆積土砂の撤去、草木の伐採を適切に実施します。
- ② 「村上市管理河川堆積土砂管理計画」に基づき、河川における堆積土砂撤去を計画的に進めます。
- ③ 周辺集落と連携し、維持管理と河川環境の保全に努めます。

### 3 自然と調和した河川環境整備の充実

- ① 施設の適正な維持管理を行い、魅力ある水辺空間の保全に努めます。
- ② 国・県が管理する河川については、適切な整備と維持管理について働きかけを行います。

## 成果指標（目標値）

成果指標	現況値(R2)	目標値(R8)
河川改修延長	200m	575m
排水路整備延長	527m	1,732m
河川堆積土砂撤去延長	—	1,518m

## 市民等の協力や役割

市民	事業者・団体
①水辺周辺の清掃活動への協力	①水辺周辺の清掃活動への協力
②不法投棄防止の啓発や監視への協力	②不法投棄防止の啓発や監視への協力
③水辺を活かした市民活動への積極的参加	③水辺を活かした市民活動への積極的参加
④水辺空間の積極的利用	④水辺空間の積極的利用



## 政策2-8 道路

### 政策の方針

### 安全で快適な道路環境づくり

- ① 関係機関と連携して高速交通体系の整備促進に取り組むとともに、市道の安全性や利便性の向上を図ります。
- ② 日常生活において、誰もが安全で快適に利用することができる道路環境の維持、整備に努めます。
- ③ 橋梁や道路等の長寿命化や適切な維持管理により、安全性や快適性の保たれた道路環境づくりを進めます。

### 現 状

- ① 平成25年に事業化された朝日温海道路（日本海沿岸東北自動車道）については、用地買収も順調に進み、1号トンネルが貫通するなど各所で工事が進められ、早期の開通が期待されています。
- ② 日本海沿岸東北自動車道については、事故発生率が高い区間があり、時間信頼性<sup>\*</sup>の確保が難しくなっています。
- ③ ハーフインターチェンジ<sup>\*</sup>があり、交通移動に不便さが感じられます。
- ④ 広大な市域においては、国道・県道などと結んだ幹線市道が生活面や産業面、防災面などにおいて重要な役割を担っています。
- ⑤ 通学路の安全を確保するため、村上市通学路交通安全対策プログラムに基づき安全対策を推進しています。
- ⑥ 道路施設の老朽化対策として、橋梁長寿命化修繕計画等の個別計画に基づき、橋梁や道路舗装の修繕などを進め、道路施設の長寿命化と機能保全対策を進めています。

### 課 題

- ① 朝日温海道路の早期開通に向け、推進協議会や沿線自治体と一体になった整備促進活動を進める必要があります。
- ② 日本海沿岸東北自動車道の4車線化などにより、早期に時間信頼性<sup>\*</sup>を図る必要があります。
- ③ 物流や地域の活性化のため、村上山辺里、朝日三面インターチェンジのフル規格化<sup>\*</sup>が必要です。
- ④ 幹線市道の整備を図るとともに、朝日温海道路の整備進捗に伴い、アクセス道の整備による利便性の向上が必要となります。
- ⑤ 生活道路や通学路における通行の安全確保に積極的に取り組む必要があります。
- ⑥ 橋梁など道路施設の老朽化が進んでいるため、道路施設の長寿命化対策や適切な維持管理による安全性の確保、維持管理コストの縮減と費用の平準化などを進める必要があります。



朝日まほろば ICから山形県方向



橋梁の点検

対応する SDGs



## 主要施策

## 1 高速交通体系の整備促進

- ① 朝日温海道路の延伸に向け、推進協議会との連携により円滑な整備推進を図ります。
- ② 日本海沿岸東北自動車道沿線自治体と連携し、早期全線開通に向けた整備促進活動を進めます。
- ③ 朝日温海道路の利便性向上と地域活性化インターチェンジのフル規格化※に向けた取組を推進します。

## 2 幹線交通網と生活道路の整備促進

- ① 国道・県道などへのアクセス性や利便性、安全性などの向上と、地域交流の促進などに向けて、幹線市道の整備を図ります。
- ② 新潟山形南部連絡道路の関係機関と連携し、要望活動等による整備促進を図ります。
- ③ 狭あい道路※の舗装整備などを進め、誰もが利用しやすく安全で快適な生活道路の整備を推進します。

## 3 ひとにやさしい歩行空間の整備促進

- ① 通学路における交通安全を確保するため、村上市通学路交通安全対策プログラムに基づき抽出された対策必要箇所の対策を進めます。

## 4 道路の適正な維持管理の推進

- ① 市、住民、事業所、地域まちづくり組織との協働による道路美化活動を推進します。
- ② 橋梁長寿命化修繕計画やその他個別施設計画に基づき、橋梁など道路施設の対策を進めるとともに、予防保全型の適切な維持管理に努め、道路の安全性確保と長寿命化を図ります。

## 成果指標（目標値）

成果指標	現況値(R2)	目標値(R8)
幹線市道整備延長	0 km	1.77 km
通学路交通安全対策進捗率	0%	100%
舗装修繕計画、橋梁長寿命化修繕計画の進捗率	舗装 3.8% 橋梁 1.5%	舗装 30.0% 橋梁 20.8%

## 市民等の協力や役割

市民	事業者・団体
①高速道路の整備促進への協力 ②道路美化活動や日常管理への協力 ③危険箇所の早期発見への協力 ④適正な道路利用の実施	①高速道路の整備促進への協力 ②道路美化活動や日常管理への協力 ③危険箇所の早期発見への協力 ④適正な道路利用の実施

## 政策2-9 公共交通

### 政策の方針

### 誰もが快適で自由に移動できるまちづくり

- ① 路線バスやコミュニティバス※など、使う人のニーズに合わせた利便性や快適性の高い移動環境の充実を目指します。
- ② 誰もが利用しやすく、環境に配慮した車両の導入や待合環境の整備により、公共交通の利便性向上を図ります。
- ③ 二次交通※の確保や利用案内の充実等により、わかりやすく利用しやすい交通体系を目指します。

### 現 状

- ① 人口減少とともに、自家用車の普及率向上により、公共交通利用者は年々減少しています。
- ② 山北地域や朝日地域では中山間部に集落が広く点在しているため、効率的な運行が難しい状況です。
- ③ 本市の運転免許保有者のうち、65歳以上が34%を占めています。高齢ドライバーによる交通事故などが増える中、免許返納者は増加傾向にありますが、公共交通機関の利用増加にはつながっていません。
- ④ 本市の公共交通網は幹線として、JR羽越本線と日本海沿岸東北自動車道が縦断し、市南部をJR米坂線が横断しています。幹線につながる支線として、路線バスは市内23系統が運行し、すべてが廃止代替路線となっています。
- ⑤ JRや路線バスによる公共交通を補完するため、コミュニティバス※としての「まちなか循環バス」と「せなみ巡回バス」を運行しているほか、交通不便地域※の解消などを目的としてデマンド型交通※の「のりあいタクシー」を運行しています。

### 課 題

- ① 「村上市地域公共交通計画」に基づき、持続可能な公共交通を構築するために、効率的な公共交通ネットワークの形成や地域ニーズに応じた運行の検討が必要です。
- ② 公共交通を利用する機会がない人に対して、どのような公共交通が運行しているかなど、運行内容や利用方法に関する周知の工夫と、利用に向けたきっかけづくりなど、市民、交通事業者、行政が協力して利用促進対策を行う必要があります。
- ③ のりあいタクシーや既存交通資源の役割分担を明確にしながら、広く分散している集落に対する移動手段を確保するとともに、乗車密度の増加や収支率の改善を図りながら、効率的で持続可能な運行の維持が必要です。
- ④ 高齢者や障がい者などの乗降時の負担軽減や、道幅が狭い道路での運行などに対応した車両の導入が必要です。
- ⑤ わかりやすい情報発信と合わせ、観光客のニーズにも即した交通手段の検討が必要です。

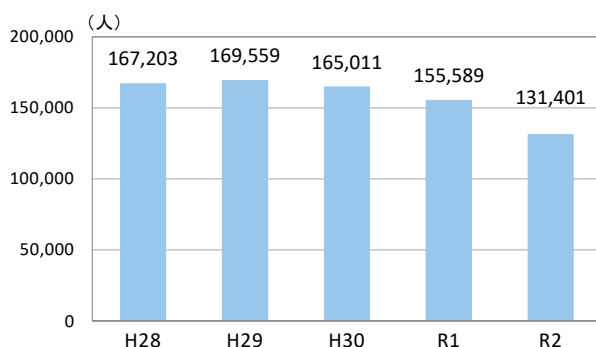


図8 公共交通利用者数の推移

出典：村上市



まちなか循環バス「あべっしゃ」



対応する SDGs



## 主要施策

## 1 交通確保対策の維持及び利用促進

- ① 路線バスやコミュニティバス※、各種のりあいタクシー、スクールバスなど、既存の交通資源の特性に応じた移動手段の活用と連携を構築し、運行の効率化と最適化を図ります。
- ② わかりやすい料金への見直しと通学割引制度の継続、高齢者の利用促進に向けた取組を進めます。
- ③ 地域の移動ニーズに合わせ、自家用有償旅客運送※などの新たな公共交通を導入します。
- ④ タクシー会社がない、もしくは公共交通の利便性の低い地域において、市民の生活の足となる移動手段を確保します。
- ⑤ 高速のりあいタクシーの利用者数の増加を図るための検討を行います。

## 2 利用しやすい車両の導入と待合環境の確保

- ① せなみ巡回バスなどに低床車両バスを導入します。
- ② EV車両※等の導入による二酸化炭素排出量の削減を図ります。
- ③ 市産材(杉、桧)を用いた待合所やベンチの整備に努めます。

## 3 わかりやすい情報提供及び観光・地域活性化との連携

- ① 観光施設等を巡る二次交通※の確保を図ります。
- ② 公共交通利用や観光など多岐にわたる案内マップ等の作成に努めます。
- ③ 標準的なバス情報フォーマット(GTFS-JP)※の導入と主要施設へのデジタルサイネージ※を活用した公共交通案内板の整備を推進します。

## 成果指標（目標値）

成果指標	現況値(R2)	目標値(R8)
路線バス等の公共交通機関の1人当たり年間利用回数	2.23回	2.30回
公共交通の収支率	路線バス等:12% のりあいタクシー:9%	路線バス等:13% のりあいタクシー:10%
公共交通空白・不便地域率	11.8%	0.1%

## 市民等の協力や役割

市民	事業者・団体
①公共交通の積極的な利用 ②ノーマイカーデーなどへの参加	①公共交通の利用促進活動への協力 ②公共交通の運行時間や利用案内掲示などへの協力



## 政策2-10 市街地・景観

### 政策の方針

### 歴史と伝統を守りながら、快適に暮らせるまちづくり

- ① 歴史的風致維持向上計画や景観計画に基づき、本市らしい魅力ある景観づくりを推進します。
- ② 大規模低未利用地<sup>※</sup>の活用により、市の玄関口である村上駅周辺のにぎわい創出を図ります。
- ③ コンパクト・プラス・ネットワーク<sup>※</sup>の形成を念頭においた土地利用を進めるとともに、状況やニーズの変化に応じて都市計画の適宜見直しを実施します。

### 現 状

- ① 歴史的風致維持向上計画の推進により、旧町人町・寺町では建造物の外観修景が進んでいます。
- ② 景観計画に基づく届出や助成事業などの実施により、景観に対する市民意識が高まっています。
- ③ 村上駅周辺のまちづくりについて、今後の進め方の検討を進めています。
- ④ 坂町エリアでは低未利用地<sup>※</sup>の活用を図るため、関係機関と連携しながら道路整備を進めています。
- ⑤ 土地利用構想と都市計画マスタープランの土地利用方針に基づき、都市計画道路の見直し作業を進めています。



外観修景による歴史的景観の保全

### 課 題

- ① 市内には、武家町の風情が残る町並みや町屋などの村上らしい歴史的景観が現存していますが、老朽化などへの対策が必要です。
- ② 村上城下町地区外に立地する歴史的建造物の保存・活用方法について検討する必要があります。
- ③ 景観や歴史を活かし、「まち」の魅力を向上させる取組を行ってきましたが、住みたい、住み続けたいと思われる環境づくりに向け、更なる取組が必要です。
- ④ 村上総合病院解体後の跡地利用や活性化策及び村上駅周辺の土地利用や施設整備について、具体的な整備計画を示していく必要があります。
- ⑤ 早期に道路整備の効果を発揮させ、土地利用を促す必要があります。
- ⑥ 長期未着手道路<sup>※</sup>の見直しの検討を進めていく必要があります。



村上駅周辺

対応する SDGs



## 主要施策

### 1 歴史的風致維持向上計画及び景観計画に基づく事業の推進

- ① 良好な景観維持に要する経費の負担軽減を図り、村上らしい歴史的景観の保全を図ります。
- ② 歴史的風致維持向上計画及び景観計画の連携により、歴史的建造物など、景観保全上重要な資源の保存・活用を図ります。
- ③ 道路の無電柱化等により、景観に配慮した町並みづくりを推進します。
- ④ 歴史的活動の活性化や継承についての支援及び啓発を図ります。
- ⑤ 第2期歴史的風致維持向上計画を策定します。

### 2 村上駅周辺まちづくりの推進

- ① 大規模跡地の利活用など、具体的な土地利用計画の策定に取り組みます。
- ② 駅東西を連絡する通路や駅東口及び西口の整備は財源確保等を含め、事業実施に向けた検討を進めます。

### 3 都市計画道路の整備

- ① コンパクトで利便性の高いまちづくりに向け、低未利用地<sup>\*</sup>の活用を図るための道路整備を推進します。

### 4 都市計画の見直し

- ① 事業着手が困難な長期未着手道路<sup>\*</sup>の見直しを実施します。

## 成果指標（目標値）

成果指標	現況値(R2)	目標値(R8)
歴史的風致形成建造物指定件数	39件	60件
都市計画道路南中央線の改良率	40%	80%

## 市民等の協力や役割

市民	事業者・団体
①景観の保全や町並みづくり活動への参加、協力 ②歴史的景観の保全への協力 ③景観や町並みづくりに関する知識の向上	①市民による町並み保全や景観づくりの活動への協力 ②事業活動や広告物設置における景観への配慮 ③市街地開発における低未利用地 <sup>*</sup> の積極的な活用と周辺環境との調和への配慮

## 政策2-11 住環境

### 政策の方針

### 安心と安らぎのある住み心地の良いまちづくり

- ① 地域特性に合った安全・安心で快適な居住環境の形成に向け、住宅性能向上のための支援やニーズに即した公営住宅の整備を促進します。
- ② 緑豊かで潤いと安らぎのある生活環境の確保・維持のため、公園の適切な維持管理に努めます。
- ③ 空き家の実態調査を実施し、適正管理の促進を図るとともに、多様な需要喚起により、中古物件や空き家の再生・利活用を進めます。

### 現 状

- ① 昭和50年代に建設された公営住宅では、現在の生活様式に合わない部屋の造りが多く、入居者から利便性の向上を求められています。
- ② 木造住宅の耐震診断に対する補助申請件数は毎年一定数ありますが、耐震改修工事の実施までには至っていません。
- ③ 公園施設の老朽化により、遊具等の利用制限や撤去された状態が続いています。
- ④ 「村上市空き家等対策計画」に基づき、管理不全な空き家等については、所有者等に適正管理を行うよう助言・指導していますが、年々増加しています。管理者不在や経済的事情等で適正管理されない困難事例も増加しており、空き家等管理の第一義的責任は所有者等にあることへの意識が希薄な人が見受けられます。
- ⑤ 空き家バンクへの登録物件が増加しており、成約数も伸びていますが、成約に至らない登録物件が多くみられます。

### 課 題

- ① 老朽化した公営住宅について、今後の整備方針を定める必要があります。
- ② 木造住宅の耐震改修工事の実施に向けた啓発や促進を図る必要があります。
- ③ 老朽化が進む遊具などの公園施設について、安全性の確保と計画的な更新等を進めるとともに、快適な公園を維持するため、利用状況に合った適正な管理手法の検討が必要です。
- ④ 空き家の発生を抑制する取組に加え、危険性の高い空き家となる前に解体を促す取組も進めていく必要があります。
- ⑤ 登録物件の利用促進を図るため、空き家バンク制度の見直しが必要です。



空き家バンク制度登録物件

対応する SDGs



## 主要施策

### 1 公営住宅の整備

- ① ニーズに即した居室の改修を進めます。
- ② 「村上市公営住宅等長寿命化計画」を改定し、公営住宅の在り方や方向性等を定め整備を進めます。

### 2 木造住宅の耐震性強化

- ① 市民に対する耐震対策の啓発を推進します。
- ② 耐震性のない木造住宅の耐震改修や建替えの推進を図ります。

### 3 公園の適切な維持管理

- ① 遊具などの公園施設の修繕や更新を行い、安全で魅力的な公園づくりを進めます。
- ② 憩いの場となる快適な公園を維持するため、管理手法の検討も含め、適切な維持管理を行います。

### 4 空き家対策

- ① 管理不全な空き家等の所有者に対する助言・指導を進めます。
- ② 危険が切迫している管理者不在等の空き家については、除却を行うとともに、所有者に対する責任を求めます。

### 5 空き家バンク事業による定住・利活用の促進

- ① 登録条件を見直し、登録可能物件の明確化を図ります。
- ② 売買だけでなく、賃貸物件の取扱いについても検討します。

## 成果指標（目標値）

成果指標	現況値(R2)	目標値(R8)
公営住宅等長寿命化計画の進捗率	—	40%
木造住宅の耐震診断申請者数	62人	80人
管理不全な空き家等の改善度 (改善件数/指導件数)	68%	75%
空き家バンク事業成約件数	42件	66件

## 市民等の協力や役割

市民	事業者・団体
① 周辺の清掃や美化活動への協力 ② 身近な公園の除草などへの協力 ③ 空き家情報の提供や危険建築物に関する通報 ④ 中古物件や空き家の適正管理、利活用	① 自治会による供用部分の管理への協力 ② 事業活動に対する中古物件の活用 ③ 地域の清掃や美化活動への協力



## 政策3-1 農業

### 政策の方針

### 村上の食と地域を支える魅力ある農業づくり

- ① 農用地の効率的な活用や生産体制の構築、ICT※の活用、有害鳥獣対策などにより、農業生産効率の向上を図ります。
- ② 農産物のブランド化や高品質化を図るとともに、地産地消等により農産物の魅力づくりや販路拡大を進めます。
- ③ 都市部と農村部などとの交流を図り、農村地域の活性化や農業への理解を広げます。

#### 現 状

- ① 農業用施設の老朽化が深刻な状況であり、突発的な事故等により営農の支障となっています。
- ② 農地や農業用施設の管理は、農業従事者の高齢化等により、生産者だけでは困難な状況になっています。
- ③ ため池等の農業用施設は、地震や豪雨等により近隣に被害が生じる危険性があります。
- ④ 農業従事者の高齢化や離農者の増加により、遊休農地※が年々増加しています。
- ⑤ 人口減少に伴う農産物等の国内消費の減少や米価の下落により、農業経営は厳しい状況にあり、また農業生産効率が低く、担い手への集積が困難な状況になりつつあります。
- ⑥ 水田フル活用と農業所得の最大化に向けて、需要に応じた米生産等を推進しています。
- ⑦ 少子高齢化や小規模農家の離農により、担い手不足が進んでいます。
- ⑧ 村上牛の出荷頭数は、近年300頭前後で推移していますが、生産農家の高齢化や後継者不足が進んでいます。
- ⑨ 市内で生産された農産物は、市場等において高い評価を受けているものの、価格の低迷などにより、生産者を取り巻く環境は厳しさを増しています。
- ⑩ 近年は、イノシシ被害が平野部まで増大しています。また、有害鳥獣の捕獲を担う猟友会員が高齢化しています。
- ⑪ 農山漁村が持つ魅力的で豊かな自然や、その地域でしかできない体験に都市住民の関心が高まっています。

#### 課 題

- ① 農業用施設の計画的な改修等により、施設の長寿命化と営農の安定化を図る必要があります。
- ② 集落等による管理体制への支援により、農地や農業用施設の持続的な保全を図る必要があります。
- ③ 農地や農業用施設の防災減災対策としての整備及び活用を推進する必要があります。
- ④ 農地再生の取組を支援し、遊休農地※の解消・発生防止に努める必要があります。
- ⑤ ほ場整備事業を推進するなど、効率的かつ安定的な農業経営を図るとともに、担い手への集積を図る必要があります。
- ⑥ 岩船米の品質及び収量の安定化とともに、ネギなどの園芸生産拡大により、農業所得の確保を図る必要があります。
- ⑦ 就農意欲の喚起と就農後の定着を図るとともに、地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。
- ⑧ 村上牛ブランドの維持に向け、生産の安定化を図る必要があります。
- ⑨ 市内農産物の魅力を更に高めるとともに、消費拡大を図る必要があります。
- ⑩ 有害鳥獣の捕獲体制の構築と駆除負担の軽減を図り、農作物被害の防止に努める必要があります。
- ⑪ 自然豊かな地域資源を活かし、交流人口※の拡大など、農村地域の活性化を図る必要があります。

対応するSDGs



主要施策

1 農業用施設の保全と農地の有効利用

- ① 老朽化が著しい農業用施設の計画的な改修により、施設の長寿命化を図ります。
- ② 多面的機能支払交付金により、地域の共同活動を支援し、農地や農業用施設の保全を図ります。
- ③ 防災・減災対策としての農業用施設の整備や田んぼダムの取組支援を通じ、流域の治水を推進します。
- ④ 意欲ある生産者と遊休農地※をつなぐしくみを構築し、遊休農地※の解消と農地の有効利用を図ります。

2 農業経営の安定化と担い手の確保

- ① 生産コストの低減や園芸導入による産地づくりなどのため、ほ場整備事業を推進するとともに、ロボット技術やICT※等の先進技術の活用によるスマート農業※の導入を推進します。
- ② 個別経営体から大規模経営体や法人経営体への移行を推進し、農業経営基盤の強化を図ります。
- ③ 非主食用米や高収益な野菜への生産転換により、農業所得の確保を図ります。
- ④ 新潟県とともに就農相談から経営定着までをきめ細やかに支援し、新規就農者及び新規就業者の確保・育成を図ります。

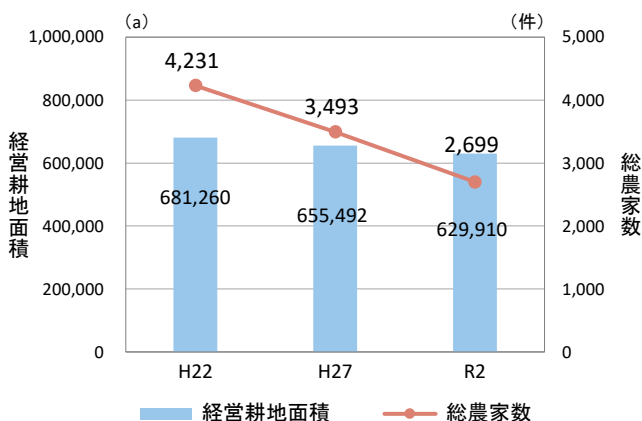


図9 経営耕地面積と総農家数の推移

出典：農林業センサス



ドローン農薬散布

### 3 農産物のブランド化と消費拡大の推進

- ① 村上牛の生産基盤強化を図り、ブランド維持に必要な出荷頭数の維持・向上に努めるとともに、後継者に対する支援や新規就業者確保に向けた取組を推進します。
- ② 「岩船産コシヒカリ」や「やわ肌ねぎ」等のような市内農産物のブランド化や他産地との差別化により、高品質で競争力の高い農産物の育成を支援します。
- ③ 農産物の地産地消により、生産や販路を安定させるとともに、市内農産物の魅力発信に努めます。

### 4 有害鳥獣対策の強化・拡充

- ① ICT\*機器の整備を進め、有害鳥獣駆除従事者の負担軽減を図ります。
- ② 電気柵の設置やICT\*・IoT\*などの先進技術を用いた捕獲システムの導入等により、有効な有害鳥獣対策を推進します。
- ③ 地域ぐるみでの捕獲体制の構築と荒廃農地の利活用などにより、鳥獣被害が発生しにくい環境づくりを推進します。
- ④ 捕獲技術向上に向けた研修会の開催や捕獲罠有資格者を増やすとともに、捕獲罠の保有数も増やすことにより、イノシシ被害の抑制を図ります。

### 5 農村地域の活性化

- ① 農村地域の活性化を促すため、村上地域グリーン・ツーリズム\*協議会の事業支援を継続的に実施し、農村部における体験交流型観光を推進します。



村上牛の飼育



電気柵設置



## 成果指標（目標値）

成果指標	現況値(R2)	目標値(R8)
新規就農者数	1人	2人
農業産出額	197.7億円(R1)	217.3億円
わな免許取得者数	18人	20人

## 市民等の協力や役割

市民	事業者・団体
①地域住民の協力による農道や用排水路等の維持・保全 ②市内農産物の消費(購入)拡大 ③鳥獣駆除(自然共生)への理解醸成	①地産地消の取組の実践 ②販路開拓や販路拡大への協力



赤かぶとやわ肌ねぎ



棚田



岩船米



## 政策3-2 林業

### 政策の方針

### 豊かな森林を守り育てる林業づくり

- ① 森林資源の循環利用と林業の成長産業化の両立を図ります。
- ② 脱炭素や再生可能エネルギーの利活用のため、森林が持つ可能性を本市林業の発展に資する取組を推進します。
- ③ 林業体験や研修会等を通じ、林業の担い手や新規就業者の確保・定着を図ります。
- ④ 市民生活に憩いと潤いをもたらす森林資源の保全のため、計画的な森林育成と治山施設の整備、病害虫の予防事業などを推進します。
- ⑤ 市産材の利用促進や木材生産の低コスト化等により、林業所得の向上を図ります。

### 現 状

- ① 林業に関わる働き手が減少傾向にあり、管理の行き届いていない森林が増加しています。
- ② 松くい虫の被害は、徹底した防除事業により減少傾向にあります。
- ③ 市内には広葉樹資源が豊かである一方で、十分に活用されていません。
- ④ 脱炭素や再生可能エネルギーの重要性が増しており、森林資源の持つ可能性が見直されつつあります。
- ⑤ 木材価格に占める生産、流通コストの割合が高く、低コスト化や施業現場での安全性の向上が求められています。
- ⑥ 林業事業体と製材・木材加工業者や工務店との連携が図られておらず、在庫などの情報が共有されていません。
- ⑦ 輸入材使用や住宅メーカーによる建築の増加など、消費者ニーズの変化等により、市産材の利用が少なくなっています。
- ⑧ 森林や木材に関する知識伝承が薄れ、若い世代の木離れが進んでいます。
- ⑨ 木材価格の低迷や林業従事者の高齢化により、担い手不足が進行しています。

### 課 題

- ① 森林の実情に即した計画的な森林整備により、森林の健全な保全と育成を図る必要があります。
- ② 松林の持つ機能保全と病害虫の抑制に努める必要があります。
- ③ 市の特産品への使用など、広葉樹資源の有効活用を図る必要があります。
- ④ 脱炭素社会<sup>\*</sup>の実現を目指し、森林が有する機能を発揮させるとともに、エネルギー利用を図る必要があります。
- ⑤ 先進技術の導入などにより、林業経営の効率化を図る必要があります。
- ⑥ 木材需要に関する情報共有を図るなど、木材生産の安定化と流通の効率化を図る必要があります。
- ⑦ 市産材の持つ優れた特性の普及や、木材利用に対する需要を喚起する必要があります。
- ⑧ 木とふれあう機会を創出するなど、森林や木材との関わりを深める必要があります。
- ⑨ 林業の魅力や森林・木材に対する興味を醸成し、新規就業者の確保を図る必要があります。

対応するSDGs



## 主要施策

## 1 森林の保全と森林資源の活用

- ① 森林経営管理制度に基づき、森林の経営管理が行われていない森林を市が森林所有者と林業経営者との仲介役となることで適切な経営管理を行います。
- ② 土砂災害防止など、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるように、広葉樹林等の保全と再生に努めます。
- ③ 松くい虫防除事業を継続して森林の保全に努め、新たな被害発生を抑制を図ります。
- ④ コナラ林をしいたけの原木等として利用するほか、シナノキ等の樹皮を利用した「羽越しな布」や「村上木彫堆朱」で使用する天然漆の生産により、広葉樹資源の活用を図ります。
- ⑤ 林床を利用した林間ワサビ等の栽培を支援し、林間・林床の有効活用と林業所得の向上を図ります。

## 2 林業における脱炭素社会※実現に向けた取組の推進

- ① 林業経営に適さない森林については、自然観光林やCO<sub>2</sub>吸収林等として、森林の持つ多面的機能が発揮される森林整備を進めます。
- ② 木質バイオマス※エネルギーをはじめとした新たなエネルギー源として、森林資源の有効活用を図ります。
- ③ 地球温暖化対策のため、森林資源を利用したカーボン・オフセット※を進めていきます。

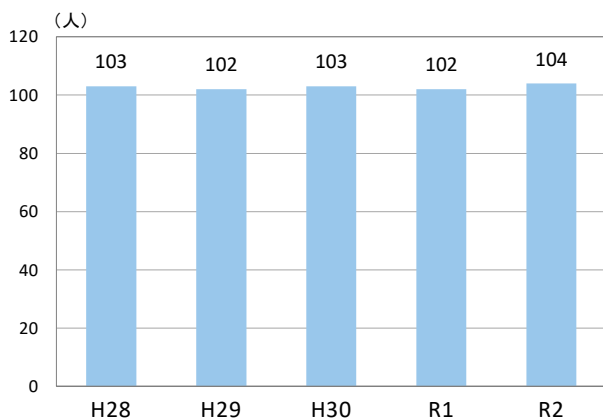


図10 林業従事者数の推移

出典:村上市



豊かな森林資源

### 3 効率的な林業経営の推進

- ① 高性能林業機械やICT※技術等を用いたスマート林業※の導入により、生産性の向上と低コスト化を図ります。
- ② 自然条件が良く林業経営に適した人工林は、森林経営の集積・集約化や路網の整備を進め、林業的利用を積極的に進めます。
- ③ 施業の効率化等が期待される「森林基幹道岩船東部線」の早期開通を目指し、地域一体となった要望活動を行います。

### 4 村上市産材の利用促進

- ① 市産材の供給体制(サプライチェーン)を構築し、計画的に森林資源の利活用を図ります。
- ② 木材の消費拡大を支援し、「いわふね杉」などの市産材の利用促進と建築物等の木質化を推進します。

### 5 未来を担う人づくり

- ① 木育※や森林環境学習活動により、木にふれ、木に親しむ心を醸成し、林業への関心拡大を図ります。
- ② 若者を対象とした林業体験イベントなどにより、林業への関心を高め、新規就業者の確保に努めます。



高性能林業機械による作業



森林基幹道岩船東部線の延伸

## 成果指標（目標値）

成果指標	現況値(R2)	目標値(R8)
林業の新規就業者数	11人	10人
市産材生産量	61,685 m <sup>3</sup>	90,000 m <sup>3</sup>
木育※インストラクター数	20人	100人

## 市民等の協力や役割

市民	事業者・団体
①森林に親しむ「木育※」活動への協力 ②薬剤散布の実施に対する理解と私有林での病虫害被害木の適正処理 ③建築物等における市産材の利用 ④市内林産物の利用	①建築物等における市産材の利用 ②市内林産物の利用



林業体験講習会



市産材木製玩具



## 政策3-3 水産業

### 政策の方針

### 豊かな水産資源を活かした魅力ある水産業づくり

- ① 漁港や海岸保全施設の老朽化対策及び機能強化を進め、漁業の生産基盤を確保します。
- ② 資源管理型漁業<sup>\*</sup>の推進により、漁業経営の安定化を目指し、水産資源の保護育成を図ります。
- ③ 水産業の魅力を高めるとともに新規就業者への支援を進め、担い手の育成と確保に努めます。

### 現 状

- ① 海面及び内水面漁業協同組合は、漁業者数の減少に伴い組合員数の減少が進んでおり、魚価の低迷等とも相まって厳しい経営状況となっています。
- ② 漁獲量の減少や魚価の低迷などにより、漁業経営は厳しい状況となっています。
- ③ 防波堤など漁港施設等は老朽化により、漁業生産基盤の機能が低下しています。
- ④ 漁業経営体の大半は、家族を中心に漁業を営む漁家であるが、生活や仕事に対する価値観の多様化などにより、漁業に就業する人が減少し、後継者不足となっています。
- ⑤ 鮭、白皇鯿、越後本ズワイなどの水産物のブランド化や販路拡大に取り組んでいるものの、価格の低迷や流通経費の増加などにより、生産者を取り巻く環境は厳しさを増しています。

### 課 題

- ① 漁業協同組合の取組を支援するなど、水産資源の維持と利用の両立を図る必要があります。
- ② 漁業者が持続的かつ安定的に漁業を営めるよう、漁業者の負担軽減を図る必要があります。
- ③ 漁業施設の機能強化を図るなど、施設の長寿命化に努める必要があります。
- ④ 漁業に関心を持つ者など、意欲ある漁業者を確保し、担い手として育成していく必要があります。
- ⑤ 市内水産物の魅力を高め、広めるとともに、付加価値向上に努める必要があります。

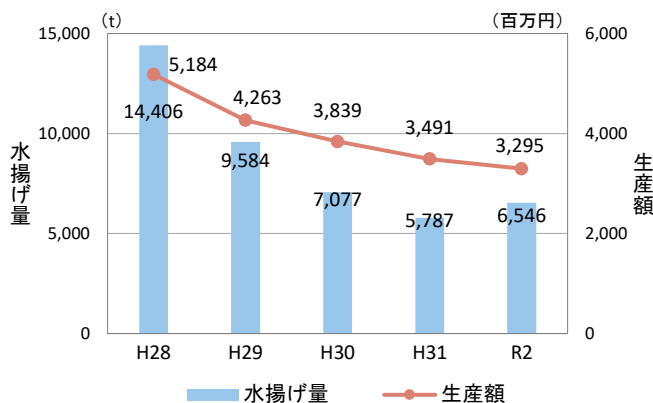


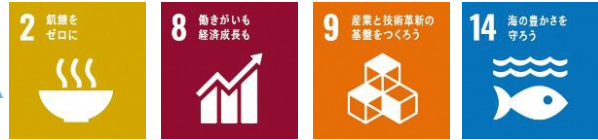
図11 水揚げ量・生産額の推移

出典：村上市



新鮮な魚が並ぶ漁協での競り

対応する SDGs



## 主要施策

## 1 漁業経営の安定化と水産資源の管理

- ① 海面及び内水面漁業協同組合の投資的事業を支援するとともに、水産資源保護のため稚魚放流事業に対して助成し、経営の安定化と資源管理型漁業<sup>※</sup>を推進します。
- ② 漁業者等が設備などを購入する際に借り入れる資金利子の一部を助成し、漁業経営の維持・安定を図ります。

## 2 漁港等の保全

- ① 中浜・府屋・脇川・桑川漁港の老朽化した施設を計画的に改修し、施設の長寿命化を図ります。
- ② 漁港海岸保全施設の長寿命化計画に基づき、保全区域に指定された海岸部の防護や環境整備を行い、海岸部の保全を図ります。

## 3 漁業担い手の確保・育成

- ① 漁協や県などと連携して、漁家以外の新規就業希望者が円滑に就業できるよう支援し、担い手の確保を図ります。
- ② 国・県・市の制度を活用し、新規就業者の負担軽減を図ります。
- ③ 新規就業者の段階に応じた支援を行い、漁業への就業と定着の促進を図ります。

## 4 水産物の消費拡大

- ① 鮮度の良い水産物を市内飲食店等で積極的に活用し、市内消費の拡大と流通コストの軽減を図ります。
- ② 水産物の加工・販売など6次産業化<sup>※</sup>を進め、生産者の所得向上を図ります。
- ③ イベントの開催やインターネットなどを活用した情報発信により、市内水産物の魅力向上に努め、消費拡大と販路拡大を図ります。

## 成果指標（目標値）

成果指標	現況値(R2)	目標値(R8)
漁業の新規就業者数	—	5人
市内の水揚量	2,111t	2,200t
水産業の市内総生産額	1,160 百万円	1,200 百万円

## 市民等の協力や役割

市民	事業者・団体
①地元水産物の積極的な消費(購入)やPRへの協力	①地元水産物の積極的な消費(購入)やPRへの協力
②漁港等の環境維持への協力	②水産物の付加価値向上への協力

## 政策3-4 商工業

### 政策の方針

### 地域に根ざした商工業により、活気あふれるまちづくり

- ① 商工団体等と連携した人材育成や販路拡大等により、地域に根差した商業活動の活性化を図ります。
- ② 後継者の育成や販路開拓、ブランド力<sup>\*</sup>強化等により、地場産業の活性化を図ります。
- ③ 空き地・空き工場等の有効活用を図るとともに、新規進出企業と既存企業への支援を充実させ、雇用の増大を図ります。

### 現 状

- ① 市内中小企業等は売上減少や求人難、設備の老朽化など多くの課題を抱えています。また、後継者がなく事業承継が困難な企業等も現れています。
- ② 「村上木彫堆朱」や「羽越しな布」は本市の誇るべき伝統的工芸品ですが、職人の高齢化や後継者不足、原材料の確保が困難な状況となっています。
- ③ 大型店舗の進出や空き店舗の増加などにより、地元商店街が衰退しています。
- ④ 定期市場での地場産品の購入を求める声が寄せられているが、出店者が高齢化しており、新たな出店もなく年々規模が縮小しています。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけに、企業が一部機能を地方に置いて事業継続のためのリスク管理をするという考え方も起きつつあります。

### 課 題

- ① 市内産業の活性化に向け、市内中小企業を支援するとともに、既存企業の経営強化や事業承継を支援する必要があります。
- ② 後継者の確保・育成等を図るとともに、新たな商品開発や販路の確保により、収益増加を図る必要があります。
- ③ 消費者の変化など、商店街の役割が変化する中で、ニーズを捉えた商店街に変化していくことが求められています。
- ④ 定期市場の利用しやすい環境整備を図るとともに、新規出店者の確保に向けた取組を推進する必要があります。
- ⑤ 企業動向を的確かつ迅速に捉えるとともに、新たな業種の企業進出に向けた取組を推進していく必要があります。



村上木彫堆朱



羽越しな布



対応する SDGs



## 主要施策

## 1 市内産業の活性化と中小企業支援

- ① 商工関係団体や市内金融機関と連携し、創業予定者の相談体制及び経営指導の充実を図るとともに、多様な人材確保に向けた取組を支援します。
- ② 新製品開発やECサイト※出店などの販路開拓等を支援し、新事業の創出と雇用の拡大を推進します。
- ③ 研修会への参加や専門家の受入れ、セミナーの開催を支援し、人材育成と産業振興を図ります。
- ④ 運転・設備資金の融資制度と信用保証料補給により、商工業者の資金調達の円滑化を図ります。
- ⑤ 関係機関等と連携を図り、事業承継に関する体制・取組について検討を進めます。

## 2 伝統的工芸品の振興

- ① 伝統的工芸品の魅力づくりや新たな商品開発や販路開拓への取組を支援し、収益性を高めるとともに後継者の確保を図ります。
- ② 産地組合と連携し、売上回復に向けた認知度向上と販売機会の創出を図るとともに、後継者の育成に努めます。
- ③ 林業分野との連携により、伝統的工芸品の原材料となる「漆」や「シナノキ」の確保に努めます。

## 3 商店街・定期市場の活性化

- ① 商店街・商工団体と連携し、個店の魅力を活かした商店街づくりや消費者ニーズに対応した環境整備に対する支援を行います。
- ② 空き店舗などを有効活用した創業支援等により、商店街の活性化を推進します。
- ③ 定期市場の出店者とともに利用しやすい環境の整備や利用促進のためのPRを行い、出店者と利用者の増加を図ります。
- ④ 新たな出店者の確保に向け、試行的な出店等を検討・支援し、定期市場の活性化を図ります。

## 4 企業誘致及び事業拡大企業への支援

- ① 企業訪問により企業の現状と今後の動向を把握します。
- ② 村上市企業設置奨励条例により、投資の促進と雇用の創出を図ります。
- ③ 本市の魅力や自然環境を活かしながら、サテライトオフィス※としての進出など、IT企業等の誘致活動を推進します。
- ④ 空き用地や空き工場の情報収集と情報発信を図るとともに、新たな工業用地の確保に努めます。

## 成果指標（目標値）

成果指標	現況値(R2)	目標値(R8)
新規企業立地件数	3件	5件
市補助金を活用し、売上増加した事業者割合	39%	50%
空き店舗を利用した創業者等件数	8件	13件
市内企業の建物等の設備投資件数	35件	50件

## 市民等の協力や役割

市民	事業者・団体
①地元商店の利用 ②企業立地への理解と協力	①商品開発など個店の魅力づくり ②経営基盤の強化や良質な商品・サービスの安定供給



## 政策3-5 観光

### 政策の方針

### 地域の魅力を磨き、活かしたおもてなしのまちづくり

- ① 各種情報メディアや先進映像技術等を活用したプロモーション\*の展開により、本市の認知度を向上させます。
- ② インバウンド\*観光や滞在型・体験型観光\*など多様な観光ニーズに対応できるよう、多様な連携を図り、観光推進体制を強化していきます。
- ③ 既存の観光関連施設の保全・活用やアクセス環境、おもてなし環境の整備を進め、観光客の来訪・集客を図ります。

### 現状

- ① 本市には、全国に誇るべき観光資源や特産品がありますが、全国的な認知度が不足しています。
- ② 観光施設は、経年劣化等により改修が必要な時期となっています。また、日本海沿岸東北自動車道の工事が進められており、道の駅の機能拡張が望まれています。
- ③ 本市を訪れる外国人観光客は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、近年は皆無となっています。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の影響により、旅行の形態が個人化へと加速しているとともに、旅行の目的も多様化しています。

### 課題

- ① 先進技術の活用や、来訪者に市の魅力を知っていただき誘客につなげるため、多彩な観光プロモーション\*を進める必要があります。
- ② 観光施設の整備・改修や、多様な活用により利便性と利用率の向上を図る必要があります。
- ③ アフターコロナを見据え、外国人観光客の関心が高い情報提供と環境整備を図る必要があります。
- ④ 新たな旅行形態に対応するとともに、本市が持つすべての観光コンテンツを活用するなど、本市への誘客を図る必要があります。

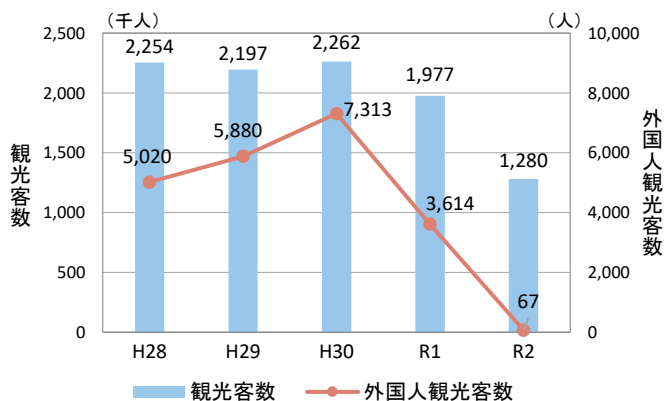


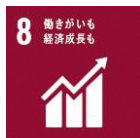
図12 観光客数・外国人観光客数の推移

出典:村上市



黒堀通り

対応する SDGs



## 主要施策

## 1 多彩な観光プロモーション※の推進

- ① 観光情報誌やSNS※などのほか、VR※やAR※などの先進映像技術の活用による観光情報の提供と本市への誘客を図ります。
- ② 本市の豊かな食材や特色のある鮭料理などの食文化を来訪者に提供・紹介することにより、観光地としての魅力発信を図ります。
- ③ ECサイト※などを活用し、市内特産品の魅力を発信するとともに、市内へ訪れるきっかけづくりを推進します。

## 2 観光施設の整備と利用促進

- ① 観光客のニーズに応じた施設整備や、道の駅のリニューアルなどにより、観光客の利便性の向上を図ります。
- ② 既存施設を計画的に改修するとともに、多様な活用方法を検討し、利用率の向上を図ります。

## 3 外国人観光客の誘客促進

- ① インターネット等を活用して、市内の食や自然景勝地など本市の魅力を広めるとともに、ファミトリップ※により外国人観光客の誘客を促進します。
- ② 多様な連携による受入体制の充実を図るとともに、本市の鮭文化など特色ある地域資源を活用した体験型観光を推進します。
- ③ 観光情報の多言語化やWi-Fi※環境の整備などにより、訪日外国人観光客の利便性向上を図ります。

## 4 旅行スタイルの変化への対応

- ① 近隣圏をターゲットとした、日帰り・宿泊旅行やキャンプ・アクティビティ※など多彩なプラン提案に向けた支援を検討し、マイクロツーリズム※の推進を図ります。
- ② 市内における感染症防止対策を積極的に情報発信するなど、観光客が安心して来訪できる取組を推進します。
- ③ 市内で活躍されている人材を観光資源として、人が人を呼ぶ新たな旅の形について検討します。

## 成果指標（目標値）

成果指標	現況値(R2)	目標値(R8)
観光入込客数	1,280,123 人	2,095,000 人
外国人観光客数	67 人	1,600 人

## 市民等の協力や役割

市民	事業者・団体
①おもてなしの気持ちの向上 ②観光のまちにふさわしい景観の美化活動 ③市外に向けた積極的なPRへの協力	①市外に向けた積極的なPRへの協力 ②良質なサービスの提供

## 政策3-6 港

### 政策の方針

### 物と人の交流が生まれ、賑わいあふれる港づくり

- ① 港湾環境施設を利用した観光・交流の活性化により、港周辺の賑わい創出を図ります。
- ② 港湾施設の整備により、船舶の安全運航の確保と物流・産業拠点としての機能強化を図ります。

#### 現 状

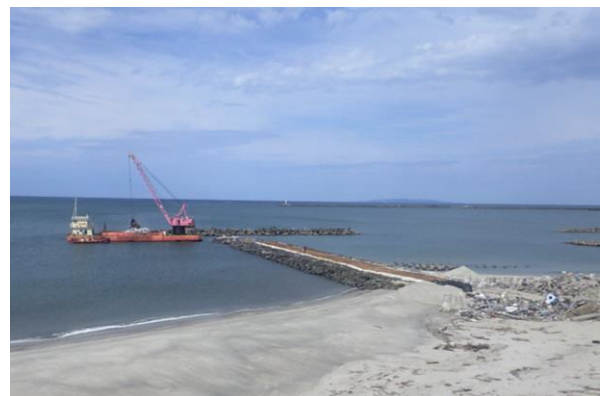
- ① 「みなとフェスティバル」や「さかなまつり」等の開催により賑わいを見せています。また、港湾緑地に複合遊具を設置するなど、住民等の憩いの場として利用されています。
- ② 岩船港は「みなとオアシス<sup>※</sup>越後岩船」として登録を受けており、国と連携したイベント等の情報発信に取り組んでいます。
- ③ 港湾の機能保全を図るため、新潟県において航路浚渫<sup>※</sup>が継続して実施され、また、航路埋没対策として防砂堤の整備に着手しています。
- ④ 岩船港における船舶乗降人員数は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、減少しています。また、海上出入貨物量も減少しています。

#### 課 題

- ① イベント等での利用促進や港湾環境施設の整備などにより、港を核とした賑わいを創出する必要があります。
- ② 「みなとオアシス<sup>※</sup>越後岩船」の魅力を全国に発信するなど、港を中心として魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。
- ③ 港湾機能の保全とともに、災害時における輸送手段の代替性を確保する必要があります。
- ④ 県や民間団体と連携した取組などにより、岩船港の利用促進を図る必要があります。



岩船港港湾緑地の賑わい



岩船港南防砂堤の整備

対応する SDGs



## 主要施策

## 1 港の賑わい創出の促進

- ① 港湾緑地や広場の利用促進を図るため、官民協働で新たなイベント等の創設に向けた取組を推進します。
- ② 港湾環境施設の整備を進めるとともに、レクリエーション利用の拡充について検討します。
- ③ 国土交通省のホームページを活用した広域的な情報発信など、国と連携して賑わいの創出や知名度の向上を図ります。

## 2 港湾機能の保全と防災拠点としての整備促進

- ① 港湾機能保全のため、浚渫※事業を継続的に実施します。
- ② 漂砂による航路埋没や海岸浸食の対策としての防砂堤の早期完成を図ります。
- ③ 災害時における輸送手段の代替性を確保するため、緊急輸送物資の拠点としての整備を促進します。

## 3 海上物流輸送拠点としての利用促進

- ① 県や岩船港利用促進協議会等と連携したポートセールス※を実施します。
- ② 粟島航路の活性化や民間取引の誘引など、港湾荷役取引の増加を目指した取組を推進します。

## 成果指標（目標値）

成果指標	現況値(R2)	目標値(R8)
防砂堤の整備率	20%	100%
イベント来客数	300人	17,200人
荷役取扱量	134,928t	149,000t

## 市民等の協力や役割

市民	事業者・団体
①港で開催されるイベントへの積極的な参加 ②港の環境美化への協力	①行政と岩船港利用促進協議会の一体的な活動 ②港で開催されるイベントへの積極的な参加 ③港や船舶輸送の検討や利用



## 政策3-7 就労・雇用

### 政策の方針

### 誰もが働きやすく、やりがいを持って活躍できるまちづくり

- ① 職場体験や相談体制等の就労支援を充実させるとともに、市内企業の情報も充実させ就労を希望する人が就業しやすい環境の整備を図ります。
- ② 仕事と家庭の両立が可能な、男女がともに働きやすい就業環境の整備を図ります。

### 現 状

- ① 進学率の向上により、市内企業へ就職する高校生の割合が減少しています。
- ② 少子高齢化や若者の市外流出の増加により、市内企業の人手不足が常態化しています。
- ③ 求人企業と求職者の希望する職種が合わないなど、雇用のミスマッチ※が続いています。
- ④ 仕事に就くのが難しい状態の若者が増加傾向にあります。
- ⑤ 結婚、出産を経験した女性が、安心して働くことのできる職場環境が求められています。

### 課 題

- ① 市内企業の新卒採用への取組を支援するなど、若者の地元就職を促進する必要があります。
- ② 職業体験の機会創出などにより、市内企業への就職促進を図るとともに、UIターンを含めた多様な人材確保に努める必要があります。
- ③ IT企業など新たな業種の企業進出に向けた取組を推進していく必要があります。
- ④ 就労が困難な若者に対する支援や相談体制の更なる充実を図る必要があります。
- ⑤ 性差や障がいなどを問わず、すべての労働者が働きやすい職場環境の改善に向け、官民連携しながら努める必要があります。

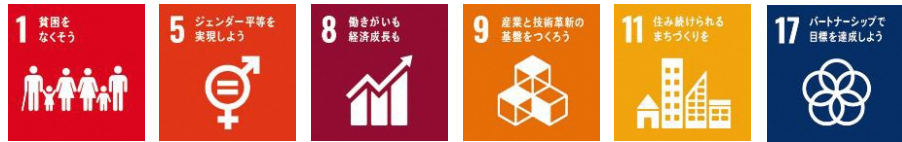


就職ガイダンス



建設業見学バスツアー

対応するSDGs



## 主要施策

## 1 若者の地元就職促進と多様な人材確保

- ① 若年者雇用促進法に基づく認定制度により、企業が求める人材の円滑な採用を支援します。
- ② 高校生向けの就職説明会や職場見学などの開催により、地元就職を促進します。
- ③ インターンシップ※制度を活用し、地元企業を改めて知ってもらう機会を創出し、市内企業への就職を促進します。
- ④ 市内企業の情報発信等を積極的に行うなど、UIターン就職に向けた取組を推進します。
- ⑤ IT企業等を含めた新たな業種の誘致活動を推進します。
- ⑥ 高齢者や障がい者など多様な人材確保に向けた取組を推進します。

## 2 若者への就労支援

- ① 地域若者サポートステーション※と連携し、就労に向けた取組を推進し、若者の社会的自立を図ります。
- ② 関係機関と連携した相談体制の充実を図り、就労を目指す若者を支援します。

## 3 就労環境の改善強化

- ① 企業とともに職場環境の改善に対する取組を推進します。
- ② ハッピー・パートナー企業※登録やイクメン応援プラス、子育て応援プラスの認定を促進し、仕事と家庭生活の両立ができる職場環境の充実を図ります。

## 成果指標（目標値）

成果指標	現況値(R2)	目標値(R8)
新卒高校生の市内就職率	56.7%	向上させる
就労相談利用者の就職者数	93人	143人
ハッピー・パートナー企業※数	42社	47社

## 市民等の協力や役割

市民	事業者・団体
①雇用助成制度の利用	①就業環境改善への協力 ②高校、大学や企業等の連携による雇用のミスマッチ※の解消

## 政策4-1 学校教育

### 政策の方針

### 子どもたちを育む学校教育の充実したまちづくり

- ① 地域と連携しながら本市の歴史・文化に愛着を持った人材育成を推進します。
- ② 未来を担う子どもたちの学力の向上と健やかな体づくりに向け、少子化や多様化する教育ニーズに対応した質の高い教育を推進します。
- ③ 就学援助や特別支援教育の実施のほか、望ましい教育環境の整備や通学時の安全確保など、誰もが安心して学べる環境づくりを推進します。

### 現 状

- ① 全小中学校に学校運営協議会を設置し、地域と学校が子どもたちの健全な成長に寄せる思いと責任を共有するためのコミュニティ・スクール事業※に取り組んでいます。地域の将来を担う人材を育成するため、地域と学校の連携・協働がより一層求められています。
- ② GIGAスクール構想※の実現に向けた1人1台端末と高速大容量ネットワーク(校内LAN)の整備を進めてきました。
- ③ 少子化や核家族化、国際化や情報化など社会があらゆる面で急激に変化する中、地域や家庭環境も大きく変化しています。増加傾向にある不登校、自傷行為のほか、インターネットによるいじめへの対応など、子どもたちの心に寄り添った教育と支援が求められています。
- ④ 学校小規模化による部活動数の減少や、部活動を担ってきた教員の長時間労働の改善を進めるため、中学校部活動の在り方検討に努めてきました。
- ⑤ 児童生徒数が減少する中、特別な支援を要する子どもや、経済的に困窮する家庭は増えています。子どもたちが安心して学び、個性を活かすことのできる環境整備が求められています。
- ⑥ 市内15校が関わる小・中学校の学校統合に取り組んできましたが、児童生徒数の減少及び学校小規模化による影響は更に顕著となってくることが想定されます。

### 課 題

- ① コミュニティ・スクール事業※を中心に、地域と学校が一体となった、特色ある学校づくりや学習活動の充実を図る必要があります。
- ② ICT※の有効活用により、すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びの保障に努め、学力の基礎・基本の確実な定着を図る必要があります。
- ③ 時代の変化にも適応できる豊かな心と健やかな体の育成を進めるため、幅広い学習活動の展開と充実を図るほか、多様な立場を理解し合う、共生社会に向けた人権教育の推進が必要です。
- ④ 休日部活動の地域移行を起点とした、地域と連携した中学校部活動の環境整備を進めていく必要があります。
- ⑤ 介助員の適正な配置や、関係機関等と連携を図りながら、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導、支援を行い、誰もが等しく学び合える環境づくりを進めていく必要があります。
- ⑥ 建築から年数を経た校舎等も多く、少子化が進む将来を見据えた教育環境の在り方を、地域を交えて考えていく必要があります。



対応するSDGs



## 主要施策

## 1 地域と連携した教育の推進

- ① 学校運営協議会を活用したコミュニティ・スクール事業※を推進します。
- ② 地域の素材を活用した体験活動や地域の課題について考える学習活動を通じて、郷土愛を育む特色ある学習への支援を図ります。
- ③ 防犯、交通安全、防災教室の実施など、地域や関係機関と連携した子どもたちの安全な環境づくりを進めます。
- ④ 保育園などと学校間の情報共有、緊密な連携に努め、幼保小中連携した教育を推進します。
- ⑤ 自らの生き方を考え、進路や未来を切り拓くことのできる人材を育成するため、地域と連携したキャリア教育※を推進します。

## 2 学ぶ意欲と確かな学力の向上

- ① 学力の基礎・基本の確実な定着を図る教育を推進します。
- ② 整備されたICT※を活用し、高度情報化社会に対応した教育を行うため、教員の指導力向上等を図ります。
- ③ グローバル化※に対応した外国語教育を推進します。
- ④ 家庭学習の定着を目指した、学習事業の推進を図ります。



小学校文化祭



1人1台端末を使っの授業



### 3 豊かな心と健やかな体の育成

- ① いのちと心に関する学びの充実を図ります。
- ② 適応指導教室と各校の連携を強化し、不登校傾向の子どもに寄り添った環境づくりを行います。
- ③ 体力、運動能力、運動習慣を把握、分析し、体力向上を図るとともに、家庭と連携した食育を推進します。
- ④ 「村上市部活動方針」に則り、生徒にとっても教員にとっても魅力ある中学校部活動を行うことのできる環境整備を推進します。
- ⑤ 音楽鑑賞事業等を通じて、文化芸術活動の推進に取り組みます。
- ⑥ 多様な立場を理解し認め合う学習を進め、差別やいじめのない共生社会に向けた人権教育を推進します。

### 4 誰もが安心して学べる環境づくりの推進

- ① 就学援助事業や奨学金制度を継続し、誰もが等しく学び合うことのできる環境づくりを推進します。
- ② 特別な支援を要する子どもの「個別の教育支援計画」を作成し、関係機関等と連携した教育活動を進めるとともに、時代のニーズに合った子どもへの支援に努めます。
- ③ 子どもの個性を活かし、「個」に合わせた学習を進めるため、介助員等の適正な配置に努めます。

### 5 望ましい教育環境の整備

- ① 老朽化やバリアフリー化等に対応した、安全・安心な学校施設設備の充実を図ります。
- ② 通学時の安全確保を図るため、スクールバス運行や、スクールガード・リーダー<sup>※</sup>を中心とした見守りボランティア体制の充実を図ります。
- ③ 児童生徒にとってより望ましい学習環境を目指し、本市の学校の適正規模や施設の維持・改修を検討するため、教育環境の在り方について地域を交えて協議を進めます。



第1回新潟SDGs<sup>※</sup>アワード表彰式(荒川中学校)



中学校部活動

## 成果指標（目標値）

成果指標	現況値(R2)	目標値(R8)
学校の教育活動に参加したボランティア 延べ人数	13,007人	30,000人
NRT※偏差値平均	小6 国語 52.1 算数 52.4 英語 実施せず  中3 国語 48.3 数学 47.3 英語 46.3	小6 国語 54.0 算数 54.0 英語 50.0  中3 国語 50.0 数学 50.0 英語 50.0
不登校発生率	小学校 0.77% 中学校 4.97%	小学校 0.70% 中学校 3.90%
体力テストでの優位項目の割合 (対全国平均)	中2 実施せず (R1 50%)	中2 50%

## 市民等の協力や役割

市 民	事業者・団体
①コミュニティ・スクール事業※や郷育※教育への 参画 ②家庭での対話や学習・運動習慣定着への協力 ③登下校を含めた児童生徒の見守り	①事業所等のキャリア教育※への協力 ②登下校を含めた児童生徒の見守り



屋内運動場の LED 照明



## 政策4-2 生涯学習

### 政策の方針

### 生涯を通じた学びと成果が活かせるまちづくり

- ① 学習の場・機会の充実や情報提供に努め、時代とともに変化する多様な価値観やライフステージ※に応じた学習環境づくりを推進します。
- ② 学習で得た知識や技術を発揮・活用できる取組や地域づくりを進めます。
- ③ 学ぶ意欲を持つすべての市民に情報が提供できるよう、多様な図書館資料の確保や環境整備を推進します。

### 現 状

- ① 家庭環境の多様化が進み、子育て環境が複雑化する中で、柔軟な子育て支援や家庭教育のサポートが求められています。
- ② 青少年期から高齢期にわたる世代に応じた教育支援を行っていますが、情報化社会の進展やライフスタイル※の変容により、社会人の学び直しやアクティブラーニング※の必要性が高まっています。
- ③ 情報化社会の進展や利便性の向上により、「個」の幸福追求が重視される中、地域社会の維持・存続が危惧されています。
- ④ 学びの支援と人がつながる公民館活動を維持するため、市民が利用しやすく、活動に参加しやすい環境整備が求められています。
- ⑤ 生涯にわたる主体的な学びのための図書館サービスを市全域で享受できるよう、ネットワークシステムによる地区図書室運営及び移動図書館事業を実施しています。
- ⑥ 図書館利用者の減少傾向が続いており、特に若い世代の読書活動は鈍化しています。また、地域を問わず子どもたちが図書館を利用しやすい環境整備が求められています。



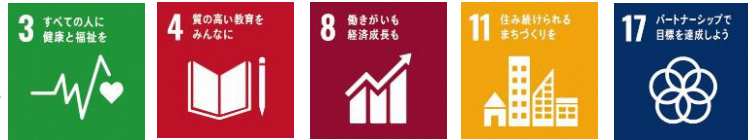
放課後子ども教室

### 課 題

- ① 民間団体等と連携した子育て・家庭教育支援講座を実施していますが、支援を要する人への情報提供が課題となっており、より幅広い団体との連携を進めていく必要があります。
- ② 多様化するニーズに即した教育支援や教育活動の実施と、若者を含む多くの市民が当事者意識を持って活躍できる取組を進めていく必要があります。
- ③ 地域学習講座の更なる充実に加え、地域が連帯し、主体となって課題解決に向かうソーシャルキャピタル※を形成するための教育活動を促進する必要があります。
- ④ 公民館施設の維持整備のほか、活動においてICT※を取り入れるなど、子どもから大人まで一緒に取り組むことができる環境づくりを進める必要があります。
- ⑤ 令和元年制定の読書バリアフリー※法に対応した図書館におけるサポートのほか、来館困難者への対応を充実させるなど、誰もが利用しやすい環境整備とサービスを進めていく必要があります。
- ⑥ より身近で利用しやすい図書館づくりを進めるほか、読書活動の機会の創出と、保護者等市民の意識啓発などが必要です。



対応する SDGs



## 主要施策

## 1 家庭教育支援の充実

- ① 絵本を介して乳幼児と保護者がふれあうブックスタート事業に取り組みます。
- ② 体験活動と座学を組み合わせた親子講座の実施に取り組みます。
- ③ 家庭教育の理解と実践を支援するため、就学児健康診断における講座の実施に取り組みます。
- ④ 各種団体と連携した教育支援を進めるほか、各種研修会等を通して家庭教育支援者の養成に努めます。

## 2 ライフステージ※に応じた学習機会の提供

- ① 各少年団(村上市健民少年団、緑の少年団)の活動・運営への支援に努めます。
- ② 講座等の開催日時を検証・検討し、ニーズに即した実施に努めます。
- ③ 学習の成果を発揮する機会の提供に努め、各世代の交流やつながりが深まる学びの循環を図ります。

## 3 主体的・協働的な学びの推進

- ① 地域学習講座の実施に取り組みます。
- ② 「放課後子ども教室」など、子どもたちを地域で育むための支援に取り組みます。
- ③ 地域が主体となって推進する青少年健全育成活動の支援に努めます。

## 4 「むすび、つながる」公民館活動の充実

- ① 「学び」の成果を発揮する機会の提供に努めます。
- ② 各種講座の提供に際し、ICT※の活用を図り、どこでも学べる環境づくりに努めます。
- ③ 学習の拠点となる地区公民館施設の維持整備に努めます。

## 5 学びを高める読書活動の推進

- ① 地域の課題解決や学びを支える情報を市民に等しく提供できるよう、読書バリアフリー※を考慮した資料など多様な図書館の蔵書や視聴覚教材を確保します。
- ② 図書館を利用する機会の創出や提供サービスの充実に努め、市民が図書に親しみやすい環境づくりを推進します。
- ③ 「村上市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動の重要性に対する市民の意識啓発を図り、場所や身体の状態に関わらずに子どもたちが自主的に読書に親しむ機会を提供できる環境整備を推進します。

## 成果指標（目標値）

成果指標	現況値(R2)	目標値(R8)
生涯学習講座の参加者数	3,518人	6,000人
社会教育関係団体登録数	130団体	150団体
市民1人当たり図書貸出点数(平均)	2.3冊	3.0冊

## 市民等の協力や役割

市民	事業者・団体
①学習機会への積極的参加・参画 ②地域指導者の連携 ③家庭での読書活動への働きかけ	①市主催の講座等に対する協賛や支援



## 政策4-3 文化芸術

### 政策の方針

### 文化芸術に親しみ、歴史・文化財を守りつないでいくまちづくり

- ① 文化芸術に対する市民の関心や教養を深めるため、優れた文化芸術作品にふれあえる機会の充実に努めます。
- ② 地域の貴重な財産である文化財の保存活用を図るとともに、伝統芸能等を担う後継者や関係団体の支援、普及啓発に努めます。
- ③ 各種計画に基づき、史跡ごとに管理・修理を行うとともに、来訪者の理解促進に向けた活用を図ります。

### 現 状

- ① 文化芸術活動の担い手の高齢化と後継者不足が生じています。
- ② 文化財所有者や保存団体の高齢化が進むとともに、歴史資料の散逸がみられます。
- ③ 無形民俗文化財の後継者不足が進むとともに、屋台や道具類の修繕経費の負担が大きいため、将来的な文化財の保護・継承への影響が懸念されます。
- ④ 人口減少や少子高齢化に伴い歴史的建造物の空き家化・老朽化が進み、歴史的な町並みが失われています。
- ⑤ 国史跡の整備が計画よりも遅れており、十分に活用できていません。



村上祭の屋台と村上城跡

### 課 題

- ① 文化芸術作品の鑑賞機会を増やすなど、若い世代の芸術活動に対する意欲の向上を図る必要があります。
- ② 文化財と所有者の現状を把握するほか、歴史資料の所在確認を行う必要があります。
- ③ 無形民俗文化財に関する情報発信や発表機会を増やし、後継者の育成に努めるとともに、各種支援制度等により保存にかかる経費負担を軽減する方策を考える必要があります。
- ④ 文化財的価値を有する歴史的建造物を多く含む町並みを保存する必要があります。
- ⑤ 国史跡の整備を計画に沿って推進し、保存活用計画に則した積極的な活用を図る必要があります。



大須戸能

対応する SDGs



## 主要施策

## 1 文化芸術の振興

- ① 市美術展覧会や市内外美術作品の展覧会を開催し、市民が身近な場所で文化芸術作品にふれあえる機会を創出するとともに、様々なジャンルの文化芸術作品を紹介するなど、市民の創作活動意欲の向上を図ります。

## 2 文化財保護と伝承の推進

- ① 市内の文化財全般を適切に保存・活用するために「村上市文化財保存活用地域計画」を策定します。
- ② 市文化財補助金等による指定文化財所有者及び保存団体への支援を行います。
- ③ 村上祭の屋台行事や大須戸能など市内の無形民俗文化財を正しい姿で後世に引き継ぐため、保存修理事業を推進するとともに、発表機会の提供等を通じて後継者育成に対する支援を行います。
- ④ 市内の文化財に関する情報発信や文化財にふれる機会の充実などにより、市民の関心と保存への理解を深めます。
- ⑤ 伝統的建造物群保存地区を決定し、歴史的な町並みの保存・活用を推進します。

## 3 史跡の保存と活用の推進

- ① 国民共有の財産である史跡平林城跡・村上城跡・山元遺跡を保存するために、各種計画に沿った管理と修復に努めます。
- ② 保存活用計画に基づき、史跡を適切に保存、公開するとともに、積極的に活用しながら文化財への理解と郷土の誇りの醸成を図ります。
- ③ 史跡ごとに整備基本計画を策定・改定し、計画に基づきながら整備を進め、史跡の保存と活用を推進します。

## 成果指標（目標値）

成果指標	現況値(R2)	目標値(R8)
美術展覧会観覧者数	2,178 人/回	2,000 人/回
市指定文化財数	145	150
史跡における現地説明会や講演の開催数	2 回/年	2 回/年

## 市民等の協力や役割

市民	事業者・団体
①文化財保護に対する理解と協力	①文化財の調査・保護に対する協力
②文化芸術活動への参加と理解	②市民の文化芸術活動への支援
③伝統行事への参加と理解	③伝統行事への協力

## 政策4-4 スポーツ

### 政策の方針

### 誰もがスポーツに親しみ、アスリートが育つまちづくり

- ① 誰もがスポーツ活動に親しめる場・機会の充実を図りながら、スポーツ人口の増加と実施率向上に努めます。
- ② 競技スポーツを推進するため、専門指導者の確保・育成や各種大会の誘致等に努めます。
- ③ 多様なニーズに対応するため、施設の整備や地域資源の有効活用を図ると同時に、スポーツ団体との連携による推進体制の整備を図ります。

### 現 状

- ① 健康志向の高まりや心の豊かさ、充実感、生きがいをもたらしてくれるものとして、スポーツへの関心が高まっています。一方で、社会環境やライフスタイル<sup>※</sup>等の変化により、積極的にスポーツをする人とそうでない人の二極化がみられます。
- ② 多様化する地域のニーズに即したスポーツ環境を維持していかなければなりません。総合型地域スポーツクラブ<sup>※</sup>は、各地域の体育施設の指定管理者<sup>※</sup>として、施設の維持管理のほか、地域に合ったスポーツ教室等を企画、実施しています。
- ③ 体育協会やスポーツ少年団、スポーツ推進委員は市民の健康増進や競技力の向上、普及啓発などのスポーツ振興事業を実施していますが、指導者の高齢化や担い手不足が進んでいます。
- ④ 村上市スケートパークでは、ジュニア選手の育成・強化を行い、市内外からスケートボードの愛好者が集う「スケートボードの聖地」を目指す取組を行っています。東京2020オリンピック競技大会などの効果もあり、スケートボードを始める人が増加しています。
- ⑤ 社会体育施設の多くが建築後30年以上を経過し老朽化が進んでいます。

### 課 題

- ① スポーツが持つ価値に対する市民の理解を深めるとともに、スポーツを楽しく気軽に始められる環境づくりが必要です。
- ② 総合型地域スポーツクラブ<sup>※</sup>のほか、体育協会やスポーツ少年団、スポーツ推進委員などのネットワークづくりを進め、各スポーツ団体が持つ長所や資源を活かすため、相互に連携し合う体制づくりが必要です。
- ③ 障がいのある人がスポーツを楽しめる環境づくり、障がい者スポーツの理解・普及促進が求められています。
- ④ 学校部活動改革を踏まえ、地域の各スポーツ団体と協働・融合した部活動の環境整備が求められています。
- ⑤ 競技スポーツを支えるスポーツ指導者の確保と指導技術の向上を図る必要があります。
- ⑥ 村上市スケートパークの一層のPRを進めるとともに、スケートボード初心者向け教室の充実や、アスリートの育成・支援に力を入れる必要があります。
- ⑦ スポーツ施設の老朽化が進む中、市民のニーズや地域の現状、複合的に活用されている施設等に配慮し、計画的に整備を進めていく必要があります。



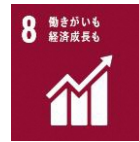
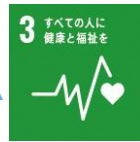
村上市競技スポーツ強化事業



村上市スケートパーク体験会



対応する SDGs



## 主要施策

## 1 生涯スポーツの推進

- ① 幼児期からスポーツに親しめる環境づくりを進め、生涯にわたりスポーツを通じた健康づくりを推進します。
- ② 休日の中学校運動部活動の段階的な地域移行について、総合型地域スポーツクラブ※や関係機関と連携し、地域の支援体制づくりを進めます。
- ③ 若年期から高齢期までライフステージ※に応じた教室の実施に取り組むほか、障がいのある人がスポーツを楽しめる機会の提供や環境づくりを進めます。
- ④ スポーツと異分野との連携により、健康スポーツの普及やスポーツの価値の向上に努めます。

## 2 競技スポーツの推進

- ① 指導者の指導技術向上のため、指導者養成事業に取り組むとともに指導者の活動環境の整備に努めます。
- ② 村上市スケートパークを活かして、大会や合宿を積極的に誘致し、観光や商工業と融合した地域活性化を図ります。
- ③ 市民がより高度なスポーツにふれることのできる環境整備に努め、アスリートの育成・支援を行います。

## 3 スポーツ環境の整備・充実

- ① 市民が安全で利用しやすいスポーツ施設の整備を進めるため、「スポーツ施設整備計画」に基づき、施設の最適配置や計画的な修繕等を進めます。
- ② 総合的なスポーツを推進するため、各スポーツ団体の連携を図るとともにスポーツ推進組織等の体制整備に努めます。
- ③ 自然環境や地域資源を活用するなど、施設以外でもスポーツに親しむ場の創出に努めます。

## 成果指標（目標値）

成果指標	現況値(R2)	目標値(R8)
市の各種スポーツ団体が実施するスポーツ事業の参加者数	54,397人	66,400人
全国大会の出場者数	11人	110人
スポーツ施設利用者数	298,340人	404,200人

## 市民等の協力や役割

市民	事業者・団体
①地域でのスポーツ活動の実施 ②スポーツ観戦や、競技者への応援 ③ボランティア等としての支援活動	①市主催のスポーツイベント等への協賛・支援



## 政策5-1 共生社会

### 政策の方針

### 誰もが自分らしく暮らせるまちづくり

- ① 市民一人ひとりの人権や多様性を尊重する地域社会を目指し、人権や多様性に関する教育や啓発活動などを進めます。
- ② お互いの人権を尊重し、あらゆる人が社会の中で対等に意思決定に参画できるしくみづくりを進めます。
- ③ グローバル化<sup>\*</sup>への対応を進め、異なる文化を持つ人々との相互理解を深め、多様な人材が様々な場面で関わる地域社会の形成を進めます。

#### 現 状

- ① 人権の問題は多様化・複雑化が進んでおり、より迅速できめ細やかに対応するため、「人権教育・啓発推進計画」に基づき、人権教育・啓発活動に取り組んでいます。
- ② インターネットやSNS<sup>\*</sup>によって誰でも簡単に情報発信できる時代になった一方、それによる差別やいじめ、誹謗中傷などが容易に拡散されるなど、人権侵害も増えています。
- ③ 「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消法」が平成28年に施行され、法整備は進みましたが、認知度はまだ低い状況です。
- ④ 令和2年の意識調査では、前回(平成25年)と比較して人権に対する関心はやや高まったものの、人権侵害を受けたと思った人もやや増加しており、人権尊重の意識はまだ十分とは言えません。
- ⑤ 意識調査における男女の平等感では、男女の役割を固定的に捉える意識が男性側に依然として残っていることが伺われます。
- ⑥ 技能実習生などとして外国人が増えつつある状況にあり、多様な人が関われる地域社会の形成が求められています。

#### 課 題

- ① 人権課題に対応するため、人権について考え、学ぶ多様な機会を提供していく必要があります。
- ② インターネットの普及やSNS<sup>\*</sup>の広がりにより、他人の名誉の侵害や差別を助長する表現など悪質な人権侵害が増える中で、被害者への相談対応等の支援が必要となっています。
- ③ 人権について、多くの人に理解を得る取組を続けているものの、抜本的な対策がないことが課題となっています。
- ④ 新型コロナウイルス感染症拡大による感染者等への差別や中傷などが起きています。社会情勢の中で新たに生じる差別に対しても、毅然と立ち向かう粘り強い取組が必要です。
- ⑤ 男女共同参画社会を実現するためには、家庭や学校、行政、地域等あらゆる分野で、男女平等についての意識醸成が必要です。
- ⑥ 国籍や文化の違う人々への相互理解を深め、国際感覚を持った人材育成を進めていく必要があります。



人権パネル展

対応する SDGs



## 主要施策

## 1 人権尊重の推進

- ① 講演会・研修会・映画上映会などを通じて、人権を身近に感じられ、かつ参加しやすい工夫を実施し、参加者の増加を図ります。
- ② イベントでのパネル展や啓発リーフレット配布など、あらゆる機会を利用して、人権啓発を進めます。
- ③ 県などが主催する研修会への参加を推進します。
- ④ 教職員を対象にした研修会を実施し、人権教育の充実を図ります。

## 2 男女平等の推進

- ① 男女共同参画計画に基づき、総合的かつ効果的な施策を進めます。
- ② 各種委員会への女性の登用を推進します。
- ③ 男女の固定的な役割分担意識をなくし、共に支え合う地域社会づくりを推進します。

## 3 多文化共生の推進

- ① 多様な人が地域の活動に参加し、共に作り上げる地域社会の形成に努めます。
- ② 国際感覚と世界に向けた広い視野を持つ人材育成を推進します。
- ③ 外国人に対する情報提供に配慮し、利用状況に応じ案内板や発行物など多言語による表示に努めます。
- ④ 様々な国の文化にふれる機会をつくとともに、交流団体等との連携づくりに努めます。

## 成果指標（目標値）

成果指標	現況値(R2)	目標値(R8)
人権講演会等の参加者数	180人(R1)	400人
各種委員の女性登用比率	20.1%	25%
市内外国人の人数	327人(R3.4.1現在)	520人

## 市民等の協力や役割

市民	事業者・団体
①一人ひとりの人権に対する意識の向上 ②人権問題や男女共同参画などへの理解 ③人権や男女共同参画講演会等への参加	①組織内における相談体制の整備 ②提供するサービスや情報の多言語化

## 政策5-2 地域づくり

### 政策の方針

### 市民が主役となり自ら活動するまちづくり

- ① 市民協働のまちづくりを推進するため、市民への意識啓発や情報提供と人材育成を支援します。
- ② 地域活性化や地域課題の解決を促進するため、地域おこし協力隊<sup>\*</sup>や集落支援員<sup>\*</sup>の配置を促進します。
- ③ 起業・創業の支援、結婚による新生活への支援等により、移住・定住を促進します。

### 現 状

- ① 地域活動の推進母体である地域まちづくり組織は、地域の特性を活かしながら、地域住民主体の活動を展開していますが、少子高齢化の進展により、多くの組織で担い手が不足している状況にあります。
- ② 町内・集落における行事や活動については、役員や行事参加者の固定化や減少が進んでいる傾向にあります。
- ③ 市民協働のまちづくりは、地域住民と行政が補完し合いながら、地域の課題解決に取り組むことを目指していますが、行政主体の意識が強い状況にあります。
- ④ 地域が抱える課題にきめ細かく対応するため、地域おこし協力隊<sup>\*</sup>や集落支援員<sup>\*</sup>の配置を進めていますが、受け皿となる地域が少なく、導入が思うように進まない状況にあります。
- ⑤ 移住・定住対策を様々展開していますが、周知不足等により移住や定住が進まない状況にあります。

### 課 題

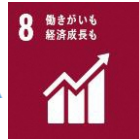
- ① 地域住民への協働のまちづくりに対する意識啓発と、担い手の確保を更に進める必要があります。
- ② 地域住民と行政が相互に理解を深め、地域活性化に向けた取組ができる体制づくりを進める必要があります。
- ③ 地域おこし協力隊<sup>\*</sup>の隊員及び集落支援員<sup>\*</sup>の拡充を図るため、地域が抱える課題の認識と共有を深化させ、受入地域の掘り起こしを進める必要があります。
- ④ 関係人口<sup>\*</sup>創出・拡大に引き続き取り組み、外部人材と地域がつながるしくみづくりを構築していく必要があります。
- ⑤ 地域の魅力発信とともに、移住者等のニーズに合わせた施策を展開していく必要があります。



交流拠点「おらだり基地」



対応する SDGs



## 主要施策

## 1 市民協働のまちづくりの推進

- ① 協働意識醸成のため、地域まちづくり組織や各種団体等への研修会等の実施や情報共有を図るとともに、担い手となる人材の育成を推進します。
- ② 地域課題の解決に向けた取組を促進するため、地域住民が主体となった新たな魅力づくりや互助活動を推進する事業を支援します。
- ③ 地域まちづくり組織等の取組の実態に合わせたまちづくり交付金の見直しを行います。

## 2 地域の組織強化と活性化の推進

- ① 地域おこし協力隊<sup>※</sup>等の導入を促進するため、地域ニーズの把握と受入地域の発掘を行い、マッチングの強化を図ります。
- ② 地域住民とともに集落の現状や課題に対する意識共有と地域の自主的な活動を支援するため、集落支援員<sup>※</sup>の配置を推進します。
- ③ 地域おこし協力隊<sup>※</sup>や集落支援員<sup>※</sup>が、地域活性化に向けた活動を円滑に行うための活動拠点の確保を促進します。

3 関係人口<sup>※</sup>の拡充

- ① 研修会やワークショップ等の開催による、外部人材と地域の関わりを継続します。
- ② インターネットやSNS<sup>※</sup>を活用した情報発信を推進します。
- ③ イベント等の交流事業による交流人口<sup>※</sup>から関係人口<sup>※</sup>へつながるしくみづくりを進めます。

## 4 移住・定住の推進

- ① 住まいの情報や助成制度等の移住に関する情報発信を強化します。
- ② 空き家バンクを活用した移住者の住まいへの補助等により、移住者への支援を推進します。
- ③ 移住者の市内での起業・創業への相談・サポートを充実させます。
- ④ 子どもや若い世代に、地域行事等への参画を促し、村上市に誇りを持てる取組を推進します。
- ⑤ 結婚による市内での新生活への支援を推進します。

## 成果指標（目標値）

成果指標	現況値(R2)	目標値(R8)
まちづくり拠点の確保数	2箇所	5箇所
地域おこし協力隊 <sup>※</sup> の隊員数	17人	30人
関係人口 <sup>※</sup> 関連事業への参加者のうちリピート率	34.6%	40%

## 市民等の協力や役割

市民	事業者・団体
①まちづくりに関する意識の醸成への協力 ②市民協働のまちづくり活動への参加 ③地域おこし協力隊 <sup>※</sup> の受入れや隊員への支援	①地域活動への積極的な協力

## 政策5-3 広報広聴

### 政策の方針

### 市の情報が広く伝えられ、市民の声が届くまちづくり

- ① 多様な広報ツールを活用し、市民が情報を受け取りやすくするとともに、わかりやすく親しみやすい広報に努めます。
- ② 市民と行政が情報を共有するため、多様な意見を得る機会を創出するとともに、市政への参加意識を高めます。

### 現 状

- ① 市報むらかみについては、お知らせ版を含めて毎月2回発行しています。手に取って読まれる広報として、読みやすく、親しみやすい広報誌となるよう常に工夫した紙面づくりに努めています。
- ② スマートフォンの普及により、知りたい情報を手軽に、かつタイムリーに得られる時代になりました。情報発信の形も紙からデジタルへの代替が進んでいます。
- ③ 令和2年に市ホームページを全面リニューアルし、既存情報の整理、スマートフォンに適したデザイン、様々なデジタルツール※との連動など、情報発信の充実に取り組んでいます。
- ④ 自治体情報発信アプリ※やSNS※など、それぞれの機能特性を活かし、行政情報をはじめ、地域の話題や旬な情報を配信しています。
- ⑤ テーマを設定しながら市長とのふれあいトークを実施し、市の現状や将来についての意見を聴取し、市政運営に反映させるよう努めてきました。
- ⑥ 透明性の高い行政と、市民の市政参加を促進させるため、パブリックコメント※や意見提案の受付などを行っています。

### 課 題

- ① 市報むらかみの配布について、町内によっては配布が大変という意見があるほか、印刷コストが上昇していることなど、今後の発行方法について検討していく必要があります。
- ② 情報発信の手段として依然、紙による広報を求める傾向もあることから、市民が情報を得やすい状況を維持しつつ、デジタル化を進めていく必要があります。
- ③ 市ホームページの充実と、活用を促す取組、利便性の向上を図る必要があります。
- ④ 時代に合った情報発信の在り方や運用方法を研究し、市の情報や市民の声がそれぞれ届くしくみづくりに努めていく必要があります。
- ⑤ ふれあいトークは、テーマを変えながら、様々な人を対象にした開催を検討していく必要があります。
- ⑥ パブリックコメント※については、より意見が出やすい環境整備を今後も図っていく必要があります。



デジタルツール※

対応するSDGs



## 主要施策

## 1 広報活動の充実

- ① 広報誌とデジタルツール\*の長所と短所を検討し、それぞれを組み合わせた情報発信により、市民にとって情報を得やすい広報を目指します。
- ② 見やすいホームページとしていくため、ホームページによる情報発信の利用を高めます。
- ③ 災害時における市の情報伝達手段としてSNS\*を活用するなど、各SNS\*の機能特性を活かした広報に取り組みます。
- ④ 視覚障がい者や外国人への情報伝達の手段として、市ホームページなどの多言語化や読み上げソフトの導入を検討し、ユニバーサルデザイン\*に取り組みます。

## 2 広聴活動の充実

- ① 身近なテーマなどを設定しながら、参加しやすく建設的な意見交換や聴取の機会をつくり、施策反映に取り組みます。
- ② 市長とのふれあいトークは、その時々的情勢を勘案したテーマを設定し、様々な人を対象にした多種多様な意見聴取の場としての開催を検討します。
- ③ 行政の透明性を高めることと市民による市政参加を促進させるために、情報公開制度やパブリックコメント\*制度を継続します。
- ④ 市政提案や問い合わせなど、誰もが気軽にできる環境整備を今後も引き続き進めていきます。

## 成果指標（目標値）

成果指標	現況値(R2)	目標値(R8)
市ホームページのアクセス数	4,276,104 件	6,000,000 件
各SNS*の市公式アカウントのフォロワー*数	2,441 人 (R3.10.13 現在)	5,000 人
パブリックコメント*に寄せられる意見数	98 件	200 件

## 市民等の協力や役割

市民	事業者・団体
①積極的な市政への参加 ②市の情報の積極的な発信 ③各SNS*の市公式アカウントのフォロー*	①積極的な市政への参加 ②市の情報の積極的な発信



## 政策5-4 デジタル

### 政策の方針

### デジタル技術を活用した利便性の高いまちづくり

- ① ICT<sup>※</sup>等の新技術やデータを活用し、十分なセキュリティに配慮したうえで、市民の利便性向上や行政事務の効率化を図ります。
- ② 情報通信施設による放送系、通信系の安定したサービス提供のために、適切な更新事業及び維持管理を行います。

#### 現 状

- ① 基幹系システム<sup>※</sup>については、サーバー<sup>※</sup>機器等を外部データセンターに設置し、安定した運用、災害等への対策、セキュリティ強靱化を図っています。また、内部情報システムについては、クラウド<sup>※</sup>サービスを継続利用しており、令和4年10月から、運用経費の適正化と自治体間の情報共有等の観点から、新発田市・胎内市との3市による共同利用を予定しています。
- ② デジタル化による利便性の向上を市民が享受できるよう行政手続のオンライン<sup>※</sup>化が求められています。
- ③ 日々変化するデジタル技術<sup>※</sup>やその活用に関する十分なセキュリティを確保するため、常に状況を把握し対策を講じていかなければなりません。
- ④ 今後、デジタル社会<sup>※</sup>の基盤となるマイナンバーカードの普及が求められおり、同カードの普及促進を進めています。
- ⑤ 着実に自治体DX<sup>※</sup>を主とするデジタル化を推進するため、専門知識を有する外部人材の活用や職員の育成が不可欠です。
- ⑥ 告知システムについては、機器等の適切な更新により安定的なサービス提供を図っています。
- ⑦ 放送系設備は、機器類に故障が生じてきており、部分的に更新を行っています。

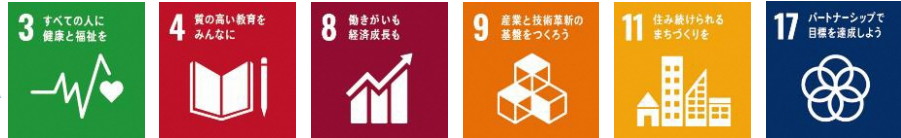


行政手続のオンライン<sup>※</sup>化

#### 課 題

- ① 社会全体のデジタル化を進めるため、行政サービスにおけるICT<sup>※</sup>やデータ活用による、利用者目線に立った新たな価値を創出することが求められています。
- ② 今後、自治体DX<sup>※</sup>を推進する中で、各種行政手続についてオンライン<sup>※</sup>サービスの提供を積極的に拡大していく必要があります。
- ③ 行政手続オンライン<sup>※</sup>化等のサービス提供に伴い生じる、デジタル化によるメリットを享受できる人とできない人との格差解消に向けた取組が必要です。
- ④ ネットワークやシステム形態を踏まえた十分なセキュリティを確保するため、適宜セキュリティポリシー<sup>※</sup>の改定や職員を対象としたセキュリティ研修を行うことにより、セキュリティ対策の徹底を図る必要があります。
- ⑤ 今後、ICT<sup>※</sup>等の新技術を利用した地域課題の解決による持続可能な地域づくりが必要です。
- ⑥ 市のマイナンバーカード普及率は3割程度となっており、一層の普及促進に取り組んでいく必要があります。
- ⑦ 確実かつ的確にデジタル化を推進するため、各フェーズに合わせ専門分野に精通した外部人材の登用やアドバイスを求めるほか、基本的なデジタル知識を有する職員の育成を図る必要があります。
- ⑧ 現行の告知システムの老朽化が進んでおり、防災機能に重点を置いた次期告知サービスの検討・構築が必要です。
- ⑨ 現行の放送機器が全ての地域で、11年以上経過しているため、安定的なサービスの観点から適切な機器更改を計画的に実施する必要があります。

対応するSDGs



## 主要施策

## 1 自治体DX※の推進

- ① 国や県と連携し、計画的にデジタル技術※の導入を進めます。
- ② 限られた人的資源の中で、業務を効率化し、市民のニーズに対応していくため、AI※・RPA※の活用を進めます。
- ③ 市民の利便性向上や新たな生活様式の確立のため、各種行政手続のオンライン※化とマイナンバーカードの普及・利活用の促進に取り組みます。
- ④ 不測の事態に伴う業務継続の観点から、十分なセキュリティに基づくテレワーク※体制の構築を図ります。
- ⑤ 専門知識を有する外部人材等からの適切なアドバイスを積極的に求めるほか、職員の育成を図ることで、着実に自治体DX※を推進します。

## 2 地域で抱える課題解決のためのICT※・データの活用

- ① 地域で抱える課題解決のためにICT※等の新技術やデータの活用を推進します。
- ② 市民のICT※やデータ活用に係るサポートや教育環境づくりを推進します。
- ③ 市内の公共Wi-Fi※整備を推進します。
- ④ 必要により専門知識を有する外部人材を活用し、ICT※を用いた地域の課題解決を適切に推進します。

## 3 次期告知サービスへのスムーズな移行

- ① 防災機能に重点を置いた次期告知サービスの構築に向けた取組を進めます。

## 4 放送設備の計画的な更新

- ① 経年に伴う故障等による放送事故防止のため、必要な調査を実施のうえ、緊急性の高い設備から計画的に更新することで安定したサービスの提供を図ります。

## 成果指標（目標値）

成果指標	現況値(R2)	目標値(R8)
職員のセキュリティ研修の受講率	100%	100%

## 市民等の協力や役割

市民	事業者・団体
①情報通信施設の利活用 ②情報通信施設使用料の納付 ③ICT※活用の研修等への参加	①専門的な技術を活かしたICT※技術普及への協力 ②オープンデータ※の活用

## 政策5-5 行政運営

### 政策の方針

### 効率的な行財政運営による持続可能なまちづくり

- ① 健全で安定した財政運営に向け、自主財源<sup>※</sup>の確保や財政基盤の強化に努めるとともに、財政状況等を公表します。
- ② 公共施設等公有財産<sup>※</sup>の適正な管理・運営に努めます。
- ③ 効率的で魅力的なサービスの提供に努めるとともに、より透明性の高い健全事業の実施を図ります。

### 現 状

- ① 歳入の安定化を図るため、適正かつ公正な賦課徴収を行っています。
- ② 限られた財源の中で、効率的・効果的な行政サービスの提供を実現していかなければなりません。
- ③ 遊休施設の老朽化が進み、危険性のある物件も多くなっています。
- ④ 市民ニーズが多様化、高度化する中で、市職員の業務量が増加し、高度な専門性などが求められています。
- ⑤ 近隣市町村と共通する課題について、連携して解決に取り組む広域行政の推進が求められています。
- ⑥ 平成27年に村上岩船定住自立圏<sup>※</sup>共生ビジョンを策定しており、これに基づき、圏域の課題の解決に向けた広域行政を進めています。

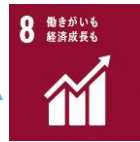


公共施設の運営

### 課 題

- ① 適正かつ公正な賦課徴収のほか、納税環境の改善を進め、財源確保に努める必要があります。
- ② 財政状況の透明性を高めるため、財政収支見通しにより本市の財政運営上の課題を明らかにする必要があります。
- ③ 単式簿記<sup>※</sup>による現金主義会計では把握できない情報(ストック情報やコスト情報)を市民に説明する必要性が高まっています。
- ④ 未利用財産の売却や有効活用を積極的に推進し、歳入の増加や維持管理費の削減を図る必要があります。
- ⑤ 限られた人的資源の中で、求められるニーズへの確に対応し、健全な行政運営を将来にわたり維持していくためには、職員一人ひとりが意識改革と能力向上を図り、事務事業の見直しや組織改編による業務の効率化を進める必要があります。
- ⑥ 市の自主性・自立性を尊重しながら、効率的で魅力的なサービスの提供に努め、近隣市町村や民間との連携を進めていく必要があります。

対応する SDGs



## 主要施策

## 1 歳入の安定化

- ① 市税の適正かつ公正な賦課徴収を行うことなどにより、自主財源<sup>※</sup>の確保に努めます。
- ② 市税の納付手段の拡充などにより、収納率の維持向上を図ります。

## 2 財政状況等の公表

- ① 持続可能な財政運営を行うため、中期的な財政収支見通しを作成し、市報やホームページによる公表を行います。
- ② 統一的な基準による財務書類を作成し公表するとともに、事業別・施設別のセグメント分析<sup>※</sup>が可能となるよう調査研究を行います。

3 公有財産<sup>※</sup>・公共施設の適正管理

- ① 計画的な施設の解体処理や遊休・未利用財産の売却や利活用を進め、公有財産<sup>※</sup>の適正管理に努めます。
- ② 「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設マネジメントプログラム」により、効果的かつ効率的な公共施設運営を図ります。

## 4 組織・職員改革と効率的な事務事業の推進

- ① 多方面の研修実施により、市民ニーズに対応できる職員の育成や組織の充実を図ります。
- ② 人事評価の実施により、職員の意識改革を促し、能力開発と人材育成を推進します。
- ③ 職員定員適正化計画により、計画的な職員の適正配置と効率的な行政運営を行います。
- ④ 事務事業評価の実施など、事業の継続的な改善に向けたしくみを整えることにより、より効果的で透明性の高い事業実施を図ります。

## 5 広域行政・官民連携の推進

- ① 地域医療体制の充実や地域防災力の向上など、近隣市町村との連携を図ります。
- ② 村上岩船定住自立圏<sup>※</sup>(村上市、関川村、粟島浦村)において、協力関係を尊重しつつ、魅力ある地域づくりと社会基盤の強化を推進します。
- ③ 市と民間企業等が連携することにより、市民にとってより良い公共サービスの提供を図ります。

## 成果指標（目標値）

成果指標	現況値(R2)	目標値(R8)
市税の収納率	99.03%	99.10%
実質公債費比率 <sup>※</sup>	12.7%	11.0%

## 市民等の協力や役割

市民	事業者・団体
①納税意識の向上及び遅延のない納税 ②市が公開する情報の取得 ③アンケートや市政への積極的な協力	①アンケートや市政への積極的な協力





ふるさと村上応援寄附金の返礼品

# 資料編

# 1

## 村上市の概況

本市は、新潟県の北端に位置し、北から東にかけては山形県に接しています。南は関川村及び胎内市と接し、70km 圏内には新発田市、新潟市及び山形県鶴岡市があります。

面積は約 1,174.17 km<sup>2</sup>で、新潟県の総面積のおよそ 9.3% を占めており、海岸線は、約 50km にも及んでいます。

地質的には、沖積平坦地と山間部洪積地で構成されており、平地は、飯豊・朝日山系に源を発する荒川・三面川流域をはじめ、石川流域や大川流域に広がっています。集落は河川流域に集中しているほか、朝日山塊が直接日本海に迫る三面川河口以北の海岸線に分布しています。また、荒川、三面川及び石川河川流域は、肥沃な水田として農業生産活動の基盤となっています。

今からおよそ 3 万 4 千年前の後期旧石器時代の石器が発見されており、6 世紀には浦田山古墳群の発見から、朝鮮半島を含む広い地域との文化的交流があったと考えられています。戦国時代には、本庄氏、色部氏等の支配の影響を受け、江戸時代に入るとめまぐるしく支配者が替わりました。

その後、明治 4 年の廃藩置県、明治 22 年の市町村制施行後、昭和 30 年前後に合併が進められ、平成 20 年 4 月 1 日に村上市、荒川町、神林村、朝日村及び山北町の 1 市 2 町 2 村の新設合併により、現在の「村上市」が誕生しました。

平成 27 年 7 月 15 日には、村上市を中心市として近隣の関川村、粟島浦村と共に「村上岩船定住自立圏<sup>\*</sup>」を形成し、広域行政制度を開始しました。

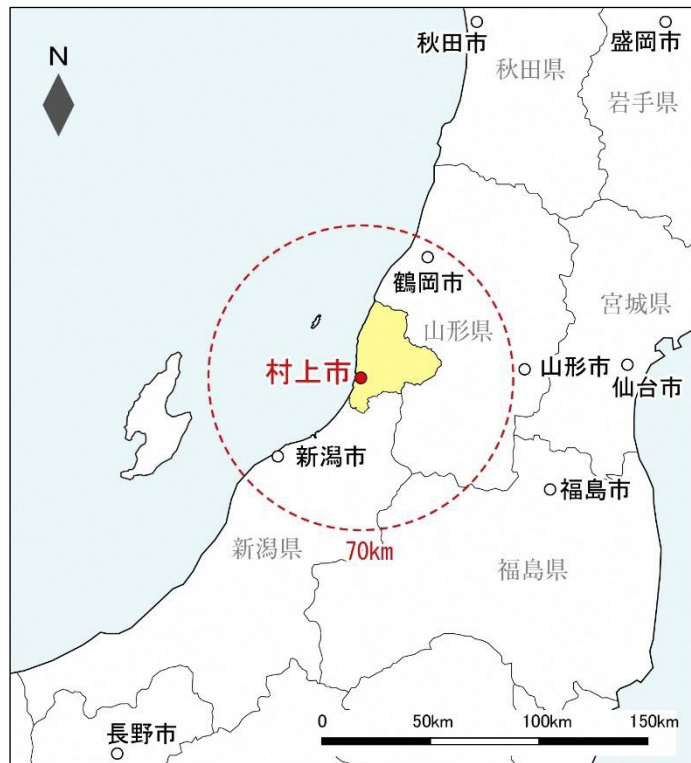


図1 村上市の広域的な位置



笹川流れ

## 2

## 基本指標

## (1) 人口

本市の人口は減少傾向で推移しています。令和2年は57,418人で、平成27年と比較すると約5,000人（約8%）減少しました。今後も、出生数が死亡数を下回ることや、転入者数が転出者数を下回ることにより、人口の減少傾向はさらに強まるものと推計されます。

令和2年現在の人口比率は、生産年齢人口が約51%（29,209人）、老年人口が約39%（22,619人）、年少人口が約10%（5,520人）となっています。

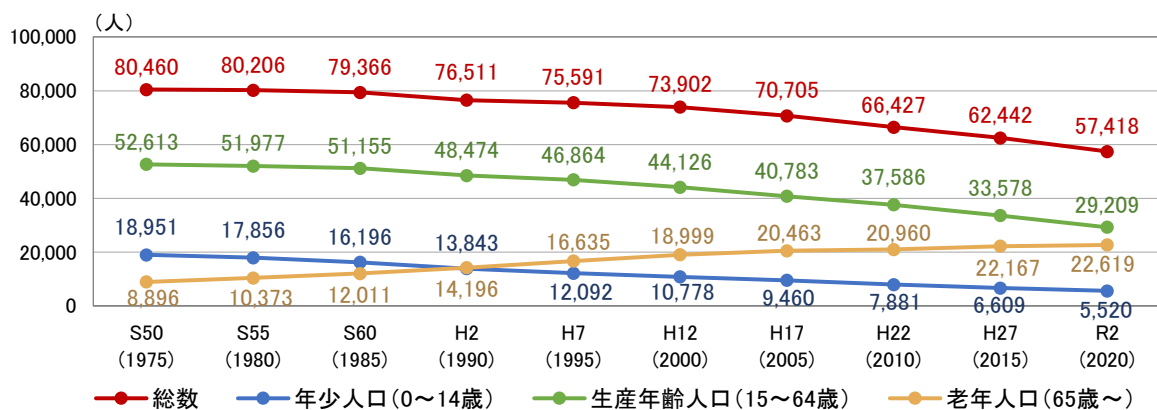


図2 総人口・年齢3区分別人口の推移

出典：国勢調査

## (2) 世帯

世帯数については、核家族化などの進行により微増傾向にありましたが、平成17年以降は横ばい傾向にあり、平成27年から令和2年にかけては減少しています。

また、一世帯当たりの世帯人員は一貫して減少し続けています。

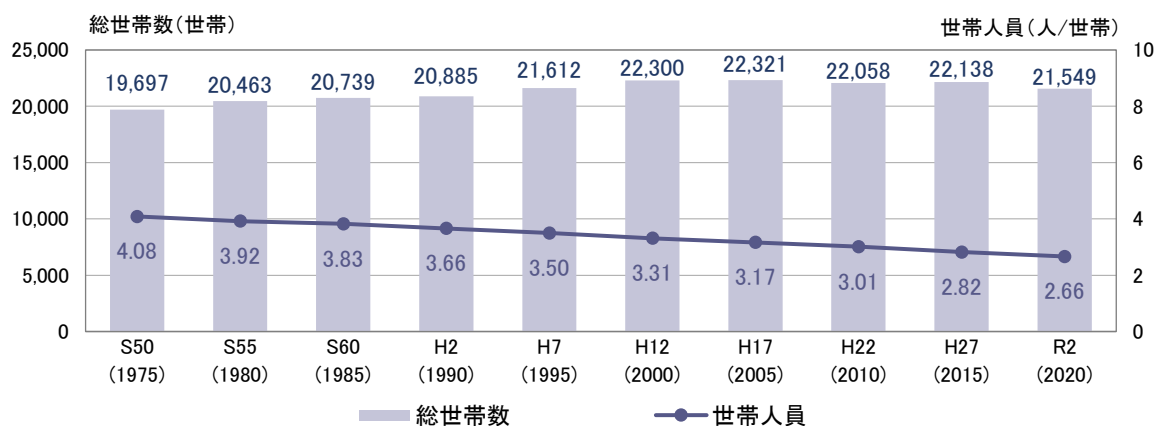


図3 総世帯数・世帯人員の推移

出典：国勢調査



### (3) 財政

本市の財政状況は、歳入額・歳出額ともに増減を繰り返しており、横ばい傾向にあります。令和2年度は新型コロナウイルス感染症関連予算により歳入額・歳出額ともに大きく増加しています。財政力指数は、微減傾向で推移しており、全国平均である0.51を下回っています。

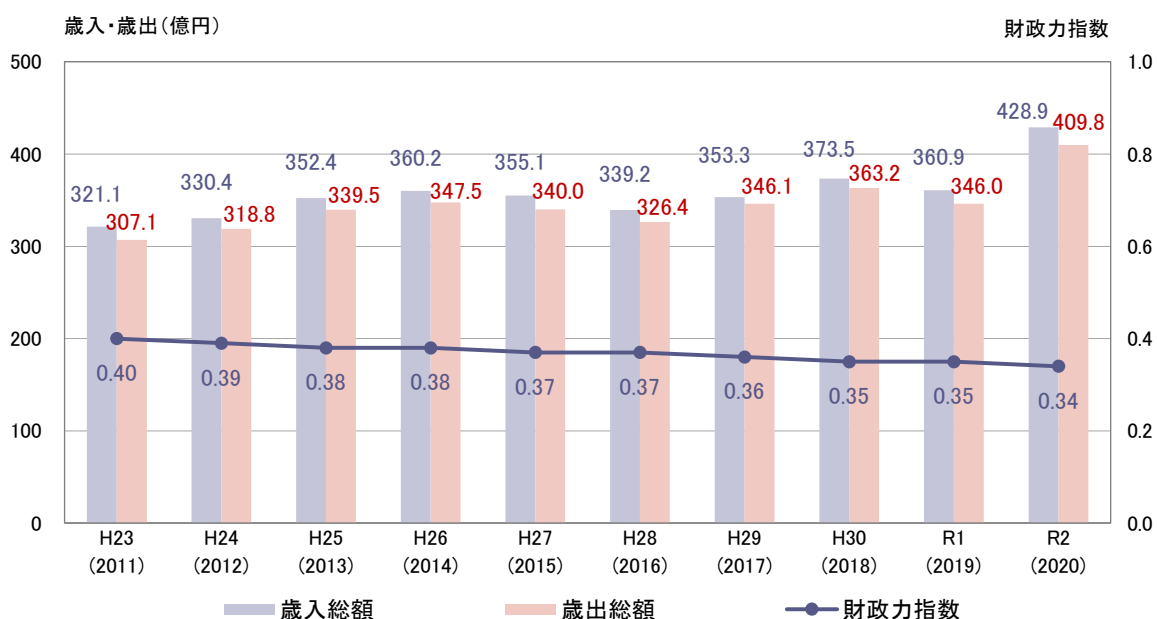


図4 歳入・歳出額と財政力指数の推移

出典：市財政状況資料集



## 3

## アンケート調査結果（抜粋）

## （1）市民アンケート

令和3年2月に今後のまちづくりのための「市民アンケート」を実施し、市民の皆さまのご意見やニーズの把握を行いました。

表1 市民アンケートの実施状況

実施期間	令和3年2月25日（木）～3月11日（木）
対象者	18歳以上の村上市民
配布・回収方法	郵送配布・郵送回収及びWEB回答
配布数	3,000通
回答数	1,339通（郵送1,109件、WEB214件、HP16件）
回収率	44.1%（HP回答は含まず）

## ■今後のまちづくりに求めるもの

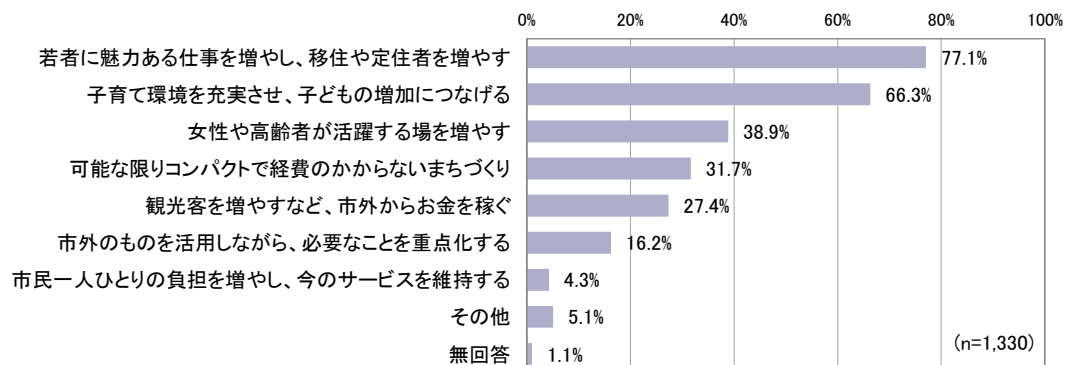
- 今後のまちづくりでは、若者に魅力ある仕事を増やすことや子育て環境を充実させていくことが求められています。
- 働く人が減少する中で女性の活躍・社会進出を進めるためには、女性が働きやすい環境の整備や出産・子育て後に再就職できる雇用形態の拡充などが重要であると考えている人が多くなっています。
- 高齢者の多様な働き方や社会との関わりを広げるためには、移動手段の確保などの生活環境づくりや生きがいづくり、働く場の増加など重要であると考えている人が多くなっています。
- 生活の中で進めた方がよいデジタル化としては、様々な手続きのオンライン※化や場所を選ばない自由な働き方が求められています。

## ■アンケート結果（抜粋）

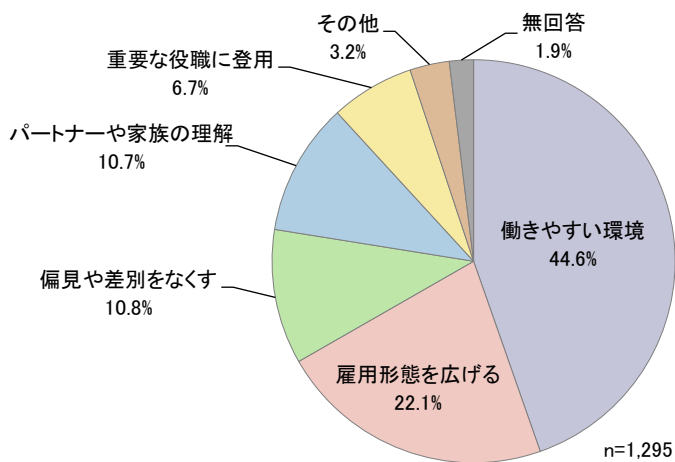
問

将来人口予測を踏まえて、今後、どのようなことが必要だと思いますか？

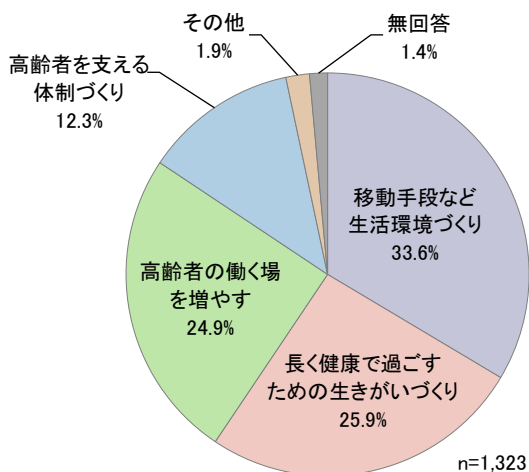
【3つまで選択】



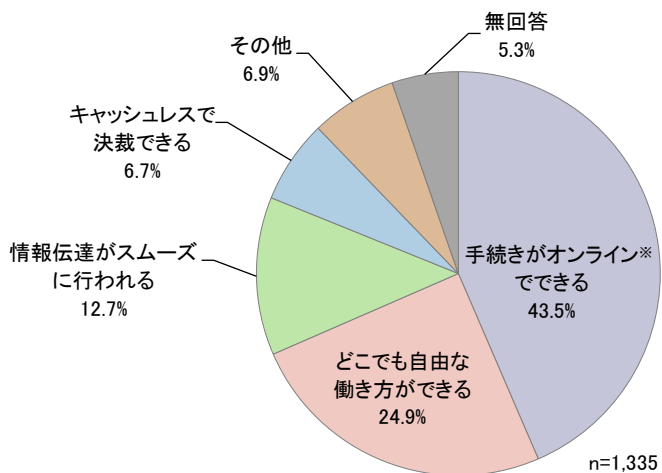
**問** 働く人が減少する中、女性の活躍・社会進出をさらに進めるためには何が重要だと思いますか？【1つだけ選択】



**問** 高齢者（65歳以上）の多様な働き方や社会との関わりが必要とされていますが、あなたはどのようなことが重要だと思いますか？【1つだけ選択】



**問** 私たちの生活においてデジタル化はどのように進めるべきだと思いますか？【1つだけ選択】



## (2) 高校生まちづくりアンケート

令和3年6月に市内の高校生を対象に「まちづくりアンケート」を実施し、将来、村上市で暮らしたいと思うには何が必要か、どのようなまちに魅力を感じるかなどを調査しました。

表2 高校生まちづくりアンケートの実施状況

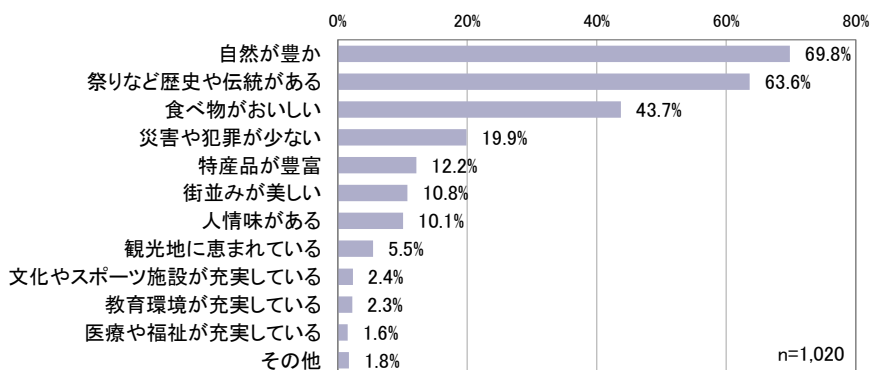
実施期間	令和3年6月9日（水）～6月24日（木）
対象者	市内高等学校の生徒（村上中等教育学校は後期生）
配布・回収方法	各学校への直接配布・回収
配布数	1,229 通
回答数	1,020 通
回収率	83.0%

### ■村上市に必要なもの

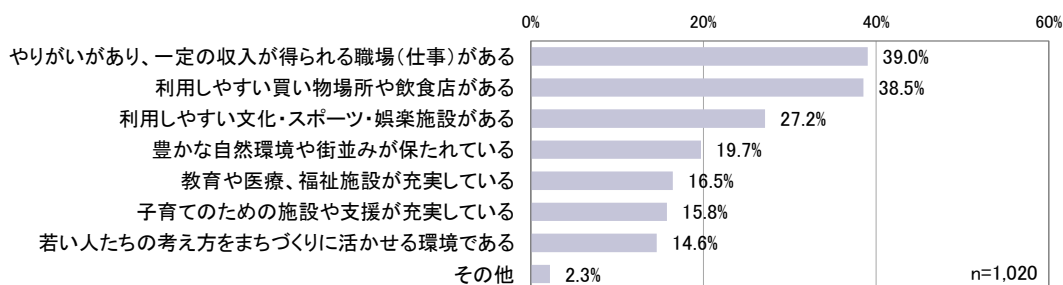
- 自然の豊かさや歴史・伝統に村上市の魅力を感じている高校生が多くなっています。
- 将来、村上市で暮らすためには、やりがいがあり一定の収入が得られる職場（仕事）があること、利用しやすい買い物場所や飲食店があることなどが重要であると考えている人が多くなっています。

### ■アンケート結果（抜粋）

問 村上市の魅力は何だと思いますか？【3つまで選択】



問 村上市がどのようなまちであれば暮らしたいと思いますか？【2つまで選択】





### (3) 専門学生・大学生まちづくりアンケート

令和3年7月に市内の専門学校・大学の学生を対象に「まちづくりアンケート」を実施し、将来、村上市で暮らしたいと思うには何が必要か、どのようなまちに魅力を感じるかなどを調査しました。

表3 専門学生・大学生まちづくりアンケートの実施状況

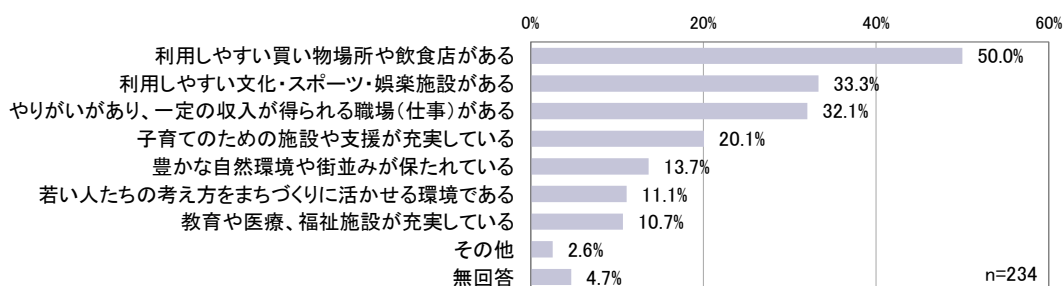
実施期間	令和3年7月5日（月）～7月15日（木）
対象者	市内専門学校・大学の学生
配布・回収方法	各学校への直接配布・回収
配布数	366 通
回答数	234 通
回収率	63.9%

#### ■村上市に必要なもの

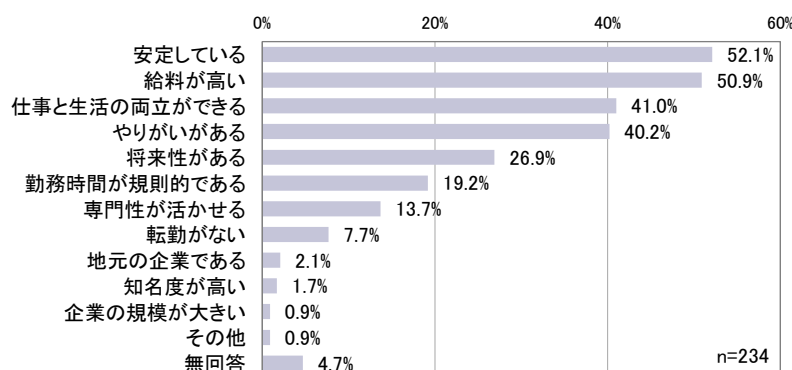
- 将来、村上市で暮らすためには、利用しやすい買い物場所や飲食店があること、文化・スポーツ・娯楽施設があることなどが重要であると考えている人が多くなっています。
- 職場や仕事を決めるときは、安定していることや給料の高さなどを重視する学生が多くなっています。

#### ■アンケート結果（抜粋）

問 村上市がどのようなまちであれば暮らしたいと思いますか？【2つまで選択】



問 あなたが職場(仕事)を決めるときに重視することは何ですか？【3つまで選択】



## 4

## 聞き取り調査結果（抜粋）

## （1）若い世代からの聞き取り

令和3年7月に若い世代の市民の皆さまから子育てや職場環境、日常生活などにおけるご意見やニーズを把握するための聞き取り調査を行いました。

表4 若い世代からの聞き取り実施状況

実施期間	令和3年7月13日（火）～7月29日（木）
訪問先	神林子育て支援センター、市内企業（ハッピー・パートナー企業※）、村上商工会議所青年部

## ■子育てや職場環境

- 遊び場が欲しいという意見が多く、特に雨天時や兄弟と一緒に遊べる場所の整備に対する希望が強い。
- 保護者と一緒に子どもを見てくれ、子育ての相談ができるスタッフがいる環境は安心感がある。
- 男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるように、例えば子どもが体調不良の際も休みやすい職場環境が整っている。
- チームワークを大切にしたり働きやすい職場づくりに取り組んでいる。社内の雰囲気もよく休暇も取りやすい環境である。
- 仕事に誇りを持ち、航空機産業を盛り上げていきたいとする思いが強い。
- 就労希望のある女性が安心して子どもを預けられる環境づくりが必要である。
- 出産から復職までの様々な場面において相談しやすい子育てサポート窓口があればよい。

## ■日常生活など

- 生活用品の買い物は市内、服や趣味娯楽は新潟市や新発田市などへ出かけることが多い。車があるため移動に不便はあまり感じない。
- ボランティアへの関心の声がある。
- 10年、20年後も企業経営が持続できるように人材育成や確保、事業の継続への支援が必要である。
- まちづくりにはハードだけでなく、多様な人材への投資も必要である。
- 企業と行政が伴走しながら地域の課題に取り組むべきである。

## 5

## 用語説明

	用語	解説
あ	アウトリーチ型・伴走型の支援	支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、積極的に働きかけて情報・支援を届ける「アウトリーチ型」と、支援を必要とする人の意向や取り巻く状況に合わせ、継続的に支援を行う「伴走型」による支援のこと。
	アクティビティ	屋外で行うアウトドアスポーツやレジャーなど、自然や文化に触れながら様々な活動・体験を行うこと。
	アクティブラーニング	学修者が受け身となる講義形式の学習方法ではなく、体験学習やグループワークなど学修者が主体となって能動的に学ぶ学習方法。
	アセットマネジメント計画	将来にわたって安定的な経営を継続するための、長期的視野に立った資産管理の計画。
	アプリ	「アプリケーション・ソフト」の略称。コンピューターのソフトウェアのこと。
	医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために、恒常的に人工呼吸器やたんの吸引等の医療行為を受けることが不可欠である児童のこと。
	インターンシップ	主に学生が一定期間企業などで研修生として働き、自らの専攻、自分の将来に関連のある就業体験を行える実習制度。
	インバウンド	海外から日本に来る外国人観光（客）のこと。
	うつスクリーニング	うつ・不安障害などのこころの健康状態について調べること。
	エンドユーザー	製品やサービスを実際に使用する人のこと。製品やサービスの作り手・売り手から見て、直接の顧客が使用者であるとは限らないため、顧客と使用者双方のニーズを考慮する必要がある。
	オープンデータ	許可されたルール の範囲内で誰もが二次利用できるデータ形式で公開されたデータ。
温室効果ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなど、地球温暖化に影響を与えるガス（物質）のこと。	
オンライン	コンピューターなどの機器がインターネットなどのネットワークに接続され、サービスの享受が可能な状態。	
か	カーボン・オフセット	日常生活や経済活動の中で削減しきれない温室効果ガス※を、植林・森林保護やクリーンエネルギー事業によって間接的に削減すること。
	学童保育	日中保護者がいない児童を、放課後や長期休暇中に預かり、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図ること。
	家庭児童相談室	子どもと家庭の悩みや心配なことについて相談に応じる担当部署。
	簡易水道	人の飲用に適する水を供給する水道事業のうち、給水人口が100人を超え、5,000人以下である水道のこと。
	関係人口	地域外からその地域と多様に関わる人々を指す。移住する前段階の人々という意味やその地域を応援してくれる人々として表現される場合もある。
	基幹系システム	生産管理システムや会計システムなど、組織の事業活動そのものに関わる重要なシステムのこと。

	用語	解説
か	基幹相談支援センター	地域における障がい者相談支援施設や団体の中核的な役割を担い、病院や学校などの各施設とも連携をとりながら、障がい者やその家族のサポートを行う機関のこと。
	キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育て、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。
	救急救命士	救急救命士法により規定される職種で、厚生労働大臣の免許を受けた国家資格を持つ人。医師及び看護師の独占業務の一部（救急救命処置）を行うことが可能。
	救急ワークステーション	救急救命士 <sup>*</sup> 及び救急隊員の研修施設。病院実習を実施しながら必要に応じて医師が同乗して救急出動することができ、病院との密接な連携が可能。
	狭あい道路	一般的には幅員4メートル未満の道路で、自動車のすれ違いや救急車両の通行などに支障があり、改善の必要がある道路。
	クラウド	利用者がコンピューター上で利用・管理していたデータやサービス等を、インターネットを通じてネットワーク上で利用・管理ができるサービスのこと。
	グリーン・ツーリズム	農山漁村地域において自然や産業、文化などの体験活動や人々との交流を楽しむことを目的とした旅行や余暇活動。
	グループホーム	高齢者や障がい者などが、専門スタッフの援助を受けながら少人数での共同生活を送る小規模な福祉施設。
	グローバル化	政治や経済、文化などにおける様々な情報が、国や地域の垣根を超えてやり取りされること。または、通信技術などの進歩で、国と国との距離・障壁が感覚的に小さくなること。
	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、相談や支援、見守りなどの適切な対応を図ることができる人のこと。
	健康寿命	人が心身とも健康で自立して活動し生活できる期間。
	健康無関心層	食習慣や運動習慣の改善についての関心や意向がない人のこと。
	公営企業会計	地方公営企業法などにより、民間企業と同様の経理を行うこと。
	合計特殊出生率	15～49歳の女性の年齢別出生率を合計した数値で、一人の女性が一生の間に生むとされる子どもの数を示す。
	交通不便地域	バス停から半径300m、鉄道駅から半径500mの範囲外の地域。（村上市地域公共交通計画）
	高付加価値化	そのものの本来の価値に別の魅力を加えて、商品価値を高めること。
	公有財産	地方公共団体が所有する不動産や動産、物権などの財産のこと。
	交流人口	地域を訪れる（交流する）人のこと。
	互近所ささえ～る隊	安心して暮らし続けられる地域を目指し、各地域・集落の住民同士の助け合いを広めるための話し合いや活動等を行う村上市の取組。
	国土強靱化	大規模自然災害時に、国土や経済、暮らしがより致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを備えた国土や経済社会システムを構築していくこと。
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行うために、自治体が設置する窓口。	



	用語	解説
か	コミュニティ・スクール事業	学校運営協議会を設置し、学校と地域が一体となって特色ある学校づくりを進めていく取組のこと。
	コミュニティバス	交通不便地域 <sup>*</sup> の解消を図り、地域住民の移動手段を確保するために、地方自治体等が主体的に計画し、運行するバス。
	雇用のミスマッチ	求職者が希望する職種や労働条件と、雇用主が求職者に求める能力や経験が一致せずに、求人が雇用に結びつかないこと。
	コンパクト・プラス・ネットワーク	地域の拠点に医療・商業等の生活機能や居住を集積させ、拠点間を公共交通で結ぶというまちづくりの考え方で、コンパクトな市街地の形成により、効率的で持続可能な都市の実現を目指す。
さ	支え合い体制	高齢者や障がい者など、地域社会とのつながりや支援が必要な人々を地域社会で支えていくために、自治体や事業者、地域等が協働した活動体制のこと。
	サーバー	ネットワークでつながったコンピューター上で、他のコンピューターに対し自身の持っている機能やサービス、データなどを提供する側のコンピューターのこと。
	サテライトオフィス	企業本社などの本拠から離れた場所に設置されたオフィスのこと。
	郷育	村上市教育基本計画において目指すとしている学びの姿で、郷土に誇りを持ち、自らの進路を切り拓いていくことのできる子どもたちを育成する活動や、全ての市民が生涯にわたって学習し、その成果を展開したり、次世代に伝えたりする活動のこと。
	ジェネリック医薬品（後発医薬品）	新薬（先発医薬品）の特許期間が切れた後に、製造・販売される価格の安い薬。新薬と同様に国の安全基準を満たしており、効き目や安全性は新薬とほぼ同等である。
	資源管理型漁業	地域や魚種ごとの資源状態に応じて資源管理を行い、漁獲物の付加価値向上や経営コストの低減などを行うことで、将来にわたって漁業経営の安定、発展を目指す漁業。
	自家用有償旅客運送	バス・タクシー事業者による輸送サービスの提供が困難な地域において、自治体やNPO <sup>*</sup> 法人、町内会等が自家用車を利用して有償で提供する運送サービス。
	時間信頼性	同一区間における旅行時間のばらつきに対して、その値の信頼性を示そうとするもの。
	自殺死亡率	人口10万人当たりの年間自殺者の数。
	自主財源	地方公共団体の財源のうち、地方税のほか手数料・使用料・寄附金など他者に依存しないで独自に調達できる財源。
	自主防災組織	災害に備えた活動や、災害時に被害を最小限に抑えるための活動を行う、地域住民主体の組織。
	次世代自動車	ハイブリッド車や電気自動車、燃料電池自動車など、走行時に二酸化炭素の排出が少ない、または燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。
	自治体DX	デジタル技術 <sup>*</sup> の活用により、行政サービスの利便性向上や業務の効率化・高度化を図ること。（DXについては「DX（デジタルトランスフォーメーション）」を参照）
実質公債費比率	収入に対して自治体が将来負担する借金などの割合。数値が高いほど、将来、財政を圧迫する可能性が高い。	

	用語	解説
さ	指定管理者	公共施設のサービス向上と経費節減を目的として民間活力の導入を図る指定管理者制度を活用するにあたり、自治体から管理権限の委任を受け、実際に施設の管理運営を行う法人等の団体のこと。
	指導救命士	医師との連携のもと、救急救命士 <sup>※</sup> をはじめとする消防職員への救急全般の教育、指導を行う救急救命士 <sup>※</sup> 。
	市民後見人	精神上的障がい（知的障がい、精神障がい、認知症など）により判断能力が十分でない人を援助するため、市町村が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身につけた人の中から、家庭裁判所に成年後見人として選任された市民のこと。
	集落支援員	集落の課題解決や住民同士の助け合いを促進することを目的に、行政機関と連携しながら集落の巡回や声かけ、状況把握等を行う人材。
	就労継続支援 B 型事業所	障がいにより一般企業での就労が困難である人に対して、就労の機会を提供し、生産活動に係る知識や能力の向上のために必要な支援を行う福祉サービス。雇用契約を結び給料をもらいながら就労訓練を行う A 型に対し、B 型は雇用契約に基づく就労が困難な人が授産的な活動を行い、工賃をもらいながら就労訓練を行う。
	循環型地域社会	資源を効率的に利用するとともに、再利用や再生産を行いながら持続可能な形で循環利用していく地域社会。
	浚渫	港湾・河川・水路などの底面を浚って土砂などを取り去る土木工事。
	消防緊急通信指令システム	119 番通報から緊急出動、事案終了に至るまでの指示や通信を統括する情報通信システム。
	消防水利	消火栓や防火水槽など、消防活動を行う際に必要な消防用水を供給する施設。
	シルバー人材センター	概ね 60 歳以上で、働く意欲のある人や社会活動に参加したいという人が会員となり、臨時的・短期的な就業を通して地域社会づくりに貢献する団体。
	スクールガード・リーダー	地域住民のボランティアによる通学路等の巡回パトロール危険箇所の監視を行う「スクールガード」に対して、指導的役割を担う人。主に警察官 O B や民間警備会社社員に対して教育委員会が委嘱。
	スマート農業	省力化や高品質生産の実現に向け、ロボット技術や I C T <sup>※</sup> 等の先端技術を活用する農業のこと。
	スマート林業	生産性・安全性の向上や高度な木材生産の実現に向け、地理空間情報や I C T <sup>※</sup> 等の先端技術を活用する林業のこと。
	生活習慣病	偏った食事や運動不足、喫煙、飲酒、ストレス等の生活習慣が原因となって引き起こされる、糖尿病や高血圧症、肺がん等の病気のこと。
	成年後見制度	精神上的障がい（知的障がい、精神障がい、認知症など）により判断能力が十分でない人が、不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その人を援助してくれる人を付けてもらう制度。
セキュリティポリシー	保有する情報資産をどのような脅威からどのように守るのかなどの基本的な考え方や体制を示した組織が実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針のこと。	
セグメント分析	財務書類の情報をもとに、施設、事業等の細かい単位（セグメント）で財務書類を作成し、コスト等の分析を行うこと。同種のセグメント間での比較などにより、財務活動上の課題や成果の明確化が可能。	

	用語	解説
さ	総合型地域スポーツクラブ	身近な地域で子どもから高齢者まで様々なスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる地域住民により自主的・主体的に運営するスポーツクラブ。
	相対的貧困世帯	生きるうえで必要最低限の生活水準（国際貧困ライン）を満たさない「絶対的貧困」に対して、「相対的貧困」は、生活はできるものの経済的に苦しい状態を指し、周囲からは気づかれにくい。
	ソーシャルキャピタル	「信頼」や「規範」、「ネットワーク」など、社会や地域コミュニティにおける人々の相互関係や結びつきを支えるしくみの重要性を説く考え方。
た	滞在型・体験型観光	1か所に滞在し、静養やレジャー、周辺の観光を楽しむ「滞在型観光」と、アクティビティ※や文化などその地域ならではの要素を取り入れ、見るだけではなく実際に触れて体験できる「体験型観光」を合わせた旅行やレジャーの形態。
	脱炭素社会	地球温暖化の原因となる温室効果ガス※の排出量と森林管理等による吸収量を均衡させ、排出量実質ゼロを実現する社会のこと。
	単式簿記	簿記的取引を一つの科目に絞り収支を記録・集計する方法。シンプルで収益がわかりやすいが、情報が少なく経営状況の把握が難しい。
	たんぼ（湧水ワンド）	河川の伏流水や湧水作用を利用して河川敷に整備した池や水たまり。
	地域おこし協力隊	他地域から移住し、そこに住む住民とは違う目線で地域資源の発見や活用、課題の解決、地域の活性化に向けた様々な活動に取り組む専門員。市町村が委嘱し、一定期間地域に移住活動を行うことで、その地域への定住・定着を図る取組。
	地域共生社会	地域住民や地域の多様な主体が、分野や属性の壁を超えて協働し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
	地域包括ケアシステム	介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしが最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援などのサービスが包括的又は連動して提供される体制のこと。
	地域若者サポートステーション	15～49歳までの若者の社会的自立を目指し、若者や保護者に対する相談、セミナーや職業体験など、個々の状況に応じた継続的な支援を行う事業のこと。
	長期未着手道路	都市計画法に基づく手続を踏み、計画が認められている道路のうち、長期間経過したものの事業着手の目的が立っていない道路のこと。
	定住自立圏	複数の市町村に渡る広域的な範囲において、中心となる市の機能やサービスなどを集中・強化しながら、周辺市町村を含めた圏域全体の利便性の向上や定住促進を図ることとして、市町村が連携を協定した地域。
	低未利用地	空き地や空き家、農地、駐車場など、居住や事業等の用途で利用されていない、または、利用の程度が周辺に比べて低い土地のこと。
	デジタル技術	ICT※やIoT※、AI※など、コンピューターやインターネットを活用した技術の総称。
	デジタルサイネージ	デジタル技術※を活用し、ディスプレイ等によって映像や文字を表示する情報・広告媒体。
デジタル社会	デジタル技術※の活用により、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会。	



	用語	解説
た	デジタルツール	デジタル技術※を活用したソフトウェアや情報メディア、電子機器など。
	デジタルデバイス	デジタルツール※を使いこなせる人と使いこなせない人との間に生じる、貧富や機会、社会的地位などの格差のこと。
	デマンド型交通	決まった時間帯に決まった停留所を周るのではなく、利用者の事前予約に合わせた経路やスケジュールで運行する交通サービスのこと。
	テレワーク	自宅やサテライトオフィス※、外出先など、場所や時間に捉われない働き方のこと。
	統合型位置情報通知システム	119番通報時に、通話と併せて通報者の位置を地図上に表示し、位置の確認を行うことができるシステム。
	特殊詐欺	電話や電子メール、インターネットなどを使って、預貯金口座への振り込みなど様々な手口で金品をだまし取る詐欺のこと。
	読書バリアフリー	音声読み上げや色・書体等の工夫により、障がいの有無に関わらず、全ての人が等しく読書による文字・活字文化にふれられること。
	特定健康診査	メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目して、病気のリスクの有無を検査し、生活習慣の改善に向けた保健指導を行うことを目的とした健康診査。
	特定地域振興重要港湾	物流基盤としてだけではなく、観光やレクリエーションの場など、地域振興のため重要な役割を果たすことが期待されるとして、国が選定した港湾。
特定保健指導	特定健康診査の結果から病気の発症リスクが高い一定の対象者に対して、生活習慣の改善や見直しを指導、助言をすること。	
な	二次交通	観光やビジネス、通勤・通学等において複数の交通機関等を利用する場合、自宅から目的地があるエリアまでの移動手段（一次交通）に対して、エリア内における目的地までの移動に利用する手段のこと。
	認知症サポーター	認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域の認知症の人やその家族に対して可能な範囲で手助けをする人のこと。
は	バイオマス	木材、海草、生ごみ、ふん尿、プランクトンなど、動植物から生まれた再生利用可能な資源のこと。
	ぱすのーと	子どもの成育歴や障がい・疾患等の情報を記録し、保育園や学校などと情報共有するため、村上市が配布しているファイル。
	働き方改革	長時間労働の是正や雇用形態に関わらない公正な待遇の確保などにより、働く人が個々の状況に応じ、多様で柔軟な働き方を選択できる社会の実現を目指す改革。
	ハッピー・パートナー企業	男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるよう職場環境を整えたり、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む企業として新潟県に登録された企業。
	ハーフィンターチェンジ	上り線の入・出、下り線の入・出の4方向にアクセスできる標準的なインターチェンジに対して、片方向のみなど出入りが限定されたインターチェンジのこと。
	パブリックコメント	行政が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、広く市民等から案に対する意見などを聴取する機会を設けることにより、より多くの意見を考慮しながら意思決定を行うことにつなげるための制度。
	病児・病後児保育	病気の子どもや病気から回復途中（治療の必要はないが本来の健康な状態ではない）の子どもを預かる保育サービス。



	用語	解説
は	標準的なバス情報フォーマット (GTF S-JP)	経路検索サービスへの掲載や多様なツールでの情報提供、交通分析などへの活用に向け、時刻表等のバス情報を標準化するため、国土交通省が定めた共通フォーマットのこと。
	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、お互いに助け合う組織。ファミリー・サポート・センターが会員募集や登録、相互援助活動の調整を実施。
	ファミトリップ	「Familiarization Trip」の略称。旅行事業者やメディア向けの現地視察ツアーを企画し、メディア等のコンテンツで外国人向けに発信してもらう手法。
	フォロワー、フォロワー	SNSにおいて、特定のユーザーの更新情報を手軽に把握できる機能を設定する「フォロワー」と、その人の活動をフォローして追っている人である「フォロワー」のこと。
	フードドライブ	企業や家庭などで余っている食品を持ち寄り、食料の確保が困難な人へ無償で提供する地域の支え合い活動。
	フードバンク	企業や家庭などで余っている食品を寄贈してもらい、食料の確保が困難な人へ無償で提供する活動。
	ブランド力	商品等の名前や生産される場所・地名などに他の同じ商品以上の競争力があり、価値が高まる力があること。
	フル規格化	高速道路のインターチェンジにおいて、上り線の入・出、下り線の入・出の4方向へのアクセスを可能とすること。
	プロモーション	製品・サービスに対する意識や関心を高め、購買を促進させる活動。
	ペアレントトレーニング	子どもを育てる保護者が、子どもとのより良い関わり方を学びながら、心理的なストレスの軽減や子どもの発達促進・行動改善を行う保護者向けのプログラム。
	防災士	地域の防災意識の啓発や防災力の向上を目的として防災教育を受けた人で、地域防災の指導的役割を担う人。
	法人後見事業	精神上的障がい（知的障がい、精神障がい、認知症など）により判断能力が十分でない人を援助するため、成年後見人等として法人が支援を行うこと。
ポートセールス	港の利用促進のため、海運業者や旅客事業者などに港の利用や港湾関連企業の進出を促すこと。	
ま	マイ・タイムライン	災害時に自分自身がとる標準的な行動を時系列的に整理し、自らの命を守る避難行動への一助とするための、住民一人ひとりの防災行動計画。
	マイクロツーリズム	自宅から1～2時間程度の地元や近隣への短距離観光のこと。
	まち・ひと・しごと創生法	少子高齢化の進行に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口集中を是正し、各地域で住みよい環境を確保していくための基本理念等を定めた法律。
	街中お年寄り愛所	高齢者が休憩できるスペースの提供や生活上の簡単な相談支援を行う、お年寄りにやさしい店舗などとして、市に登録している店や事業所。
	水辺の楽校	荒川の右岸、神林地内にある公園。桜の名所となっているほか、水遊びや水生生物の観察など、体験や学習ができる場として親しまれている。
	みなとオアシス	地域住民の交流や観光の振興を通して地域の活性化に資する港を核としたまちづくりを促進するため、国土交通省地方整備局長により認定・登録された施設。

	用語	解説
ま	村上地域在宅医療推進センター	医療機関間の連携支援やICT※の活用による医療・介護情報の共有など、多職種が連携した患者支援の提供体制構築に取り組む組織。
	メンタルヘルス	「心の健康状態」をあらわす言葉。
	木育	木に対する親しみや木の文化への理解を深めるとともに、木材の良さや利活用の意義、知識を学ぶことをねらいとする教育活動。
	木質バイオマス	まき、木材、木質チップ、木質ペレットなど木材に由来する再生可能な資源のこと。
や	遊休農地	かつて農地として利用していたが、現在及び将来的に耕作する見込みがない農地、または、周辺の農地と比較して利用の程度が著しく低い農地のこと。
	有収率	給水した水量と料金として収入のあった水量との比率。
	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、文化、言語、身体状況などの違いにかかわらず、できるだけ多くの人々が利用しやすいことを目指した設計のこと。
	要介護・要支援認定	介護保険制度に基づく介護サービスを利用するために受ける認定のこと。
ら	ライフスタイル	生活の様式・営み方や人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。
	ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。
	流域治水	集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して、洪水や内水氾濫、高潮、土砂災害等の対策を行う考え方。
	レセプト	患者が受けた保険診療について、医療機関が保険者に請求する医療報酬の明細書。
わ	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。
英数	AED	「Automated External Defibrillator（自動体外式除細動器）」の略称。心室細動により心停止した際、電氣的ショックにより正常なリズムに回復させるための医療機器。緊急時には、一般の人でも使用が可能。
	AI	「Artificial Intelligence」の略称。人間の知的ふるまいの一部を人工的に再現した人工知能。
	AR	「Augmented Reality」の略称。拡張現実と呼ばれ、コンピューターを通すことで実在する風景にバーチャルの視覚情報を重ねて表示する技術。
	DX（デジタルトランスフォーメーション）	「Digital Transformation」の略称。デジタル技術※の浸透によって、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化していくこと。
	ECサイト	「Electronic Commerce」の略称。自社の商品やサービス販売するため、インターネット上に開設した独自運営のウェブサイト。
	EV車両	「Electric Vehicle」の略称。充電装置で貯めた電気でモーターを動かし走行する自動車。
	FIT	「Feed in Tariff（固定価格買取制度）」の略称。一般家庭や事業者が再生可能エネルギーで発電した電気を、一定期間国が定めた価格で電力会社買い取ってもらう制度。

	用語	解説
英 数	G I G Aスクール構想	全国の教育現場において、児童生徒のために1人1台の学習用PCと高速ネットワークなどのICT*環境を整備する、文部科学省が推進する取組。
	I C T	「Information and Communication Technology（情報伝達技術）」の略称。コンピューターなどによる情報処理や通信に関する技術。
	I o T	「Internet of Things」の略称。様々な物がインターネットに接続され、相互に情報交換をするしくみ。
	N e t 119 緊急通報システム	聴覚・言語機能障がい者など、音声による119番通報が困難な人が、通報用WEBサイトにアクセスすることで円滑に消防へ通報が行えるようにするシステム。
	N P O	「Non Profit Organization」の略称。利益を得るためではなく、様々な社会貢献活動を行う団体。
	N R T	「Norm Referenced Test」の略称。全国的学力水準と比較して相対的に学力を把握する検査。
	R P A	「Robotic Process Automation」の略称。人間がコンピューター上で行っていた定型作業を自動化する技術。
	S D G s	「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。持続可能でよりよい世界を目指すため、2015年9月の国連サミットで採択された国際的な目標。
	S N S	「Social Networking Service」の略称。友人や知人、不特定多数の方に至るものまで、個人間でコミュニケーションを取り合うことや情報を発信し合うこと、インターネット上にコミュニティをつくることなどを目的としたインターネットサービスのひとつ。
	T J（テラジュール）	エネルギーの熱量を示す単位で、テラは10の12乗、ジュールは熱量単位。
	V R	「Virtual Reality」の略称。ヘッドセットやヘッドフォン等を着用し、コンピューターで作られた三次元空間（仮想現実）を視覚等の感覚を通じて疑似体験できる技術。
	W i - F i	パソコンやスマホなどのネットワーク対応端末が、ケーブルを使用せずに接続できる無線通信技術のこと。
	5 R	循環型地域社会*の実現に向けた取組である、廃棄物の排出抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）の3Rをさらに広げるとして、ごみ発生抑制（リフューズ：Refuse）、修理・修繕（リペア：Repair）の2つを加えた取組。
	6次産業化	主に農林水産業において、農林水産物の生産や捕獲などだけにとどまらず、加工して商品化を行ったり、観光事業などと結びつけたりしながら、事業の幅を広げていくこと。

## 6

## 策定経過

開催日	会議名・内容等
令和2年 10月30日	第1回村上市総合計画庁内策定委員会 ・第3次村上市総合計画の策定方針について ・策定体制とスケジュールについて
令和3年 2月3日	第2回村上市総合計画庁内策定委員会 ・市民アンケート（案）について ・基本構想の骨子（素案）について
3月22日	第3回村上市総合計画庁内策定委員会 ・基本構想（素案）について ・市民アンケートの速報について
2月25日 ～3月11日	市民アンケート調査 ・対象者：18歳以上の市民、3,000通配布
5月13日	第4回村上市総合計画庁内策定委員会 ・第2次村上市総合計画の総括について ・第3次村上市総合計画の基本計画について
5月24日	村上市総合計画策定アドバイザーによる基調講演 ・「アフターコロナの村上市の針路」 ・村上市長との対談
5月24日	第1回村上市総合計画審議会 ・第3次村上市総合計画の策定方針（案）について ・スケジュール（案）について
6月9日 ～6月24日	高校生まちづくりアンケート調査 ・対象者：市内高等学校の生徒（村上中等教育学校は後期生）、 1,229通配布
6月30日	第2回村上市総合計画審議会 ・第3次村上市総合計画基本構想（素案）について ・第2次村上市総合計画の総括（案）について
7月5日 ～7月15日	専門学生・大学生まちづくりアンケート調査 ・対象者：市内専門学校・大学の学生、366通配布
7月13日 ～7月29日	若い世代からの聞き取り ・神林子育て支援センター、市内企業、村上商工会議所青年部
8月2日	第3回村上市総合計画審議会 ・審議会の進め方とスケジュールの変更（案）について ・審議会委員によるワークショップ



開催日	会議名・内容等
8月25日	第4回村上市総合計画審議会 ・第3次村上市総合計画基本計画の体系（案）と基本構想（素案）について
9月8日	村上市総合計画策定アドバイザーによる助言 ・第3次村上市総合計画基本構想（素案）について
9月17日	第5回村上市総合計画審議会 ・第3次村上市総合計画基本構想（素案）について ・第3次村上市総合計画基本計画（素案）について
10月1日	第5回村上市総合計画庁内策定委員会 ・第3次村上市総合計画基本構想（素案）について ・第3次村上市総合計画基本計画（素案）について
10月1日 ～10月21日	パブリックコメント※（意見募集） ・第3次村上市総合計画基本構想（素案）
10月29日	第6回村上市総合計画審議会 ・第3次村上市総合計画基本構想（素案）について ・第3次村上市総合計画基本計画（素案）について ・答申文（案）について
11月8日	答申 ・第3次村上市総合計画基本構想（案）及び基本計画（案）
12月6日	令和3年村上市議会第4回定例会 ・第3次村上市総合計画基本構想 議決
令和4年 1月18日 ～2月7日	パブリックコメント※（意見募集） ・第3次村上市総合計画基本計画（案）
2月25日	第6回村上市総合計画庁内策定委員会 ・第3次村上市総合計画の策定について



## (2) 村上市総合計画審議会条例・要綱

### 村上市総合計画審議会条例

平成 27 年 3 月 20 日条例第 5 号

改正 平成 30 年 12 月 25 日条例第 42 号

(設置)

第 1 条 村上市の総合かつ計画的な運営の基本となる計画（以下「総合計画」という。）について審議するため、村上市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の案及びその他総合計画に関し必要な事項を調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、25 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体に属する者
- (3) 公募による者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から諮問に係る答申をした日をもって終了するものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 審議会に、その所管事項に関し専門的な審議をするため、専門部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第 8 条 審議会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第 10 条 委員の報酬及び費用弁償は、村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 20 年村上市条例第 46 号）に定めるところによる。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(村上市附属機関設置条例の一部改正)

2 村上市附属機関設置条例（平成 20 年村上市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成 30 年 12 月 25 日条例第 42 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## 村上市総合計画庁内策定委員会設置要綱

平成27年4月14日  
訓令第13号

(設置)

第1条 村上市総合計画(以下「総合計画」という。)について、必要な事項を協議するため、村上市総合計画庁内策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務について調査及び協議する。

- (1) 総合計画の策定及び改定に関すること。
- (2) 総合計画の実施及び管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には市長、副委員長には副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 委員は、村上市行政組織条例(平成20年村上市条例第17号)第1条に規定する課の課長、会計管理者、支所長、教育委員会事務局の課長、議会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長及び消防長をもって充てる。
- 4 前項に規定する委員のほか、委員長が指名する課の参事を委員に充てることができる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(幹事会)

第6条 委員会に、委員会の協議事項又は運営に必要な調整を行うため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、副委員長を座長とし、委員長が指名する委員をもって構成する。

(専門部会)

第7条 委員会に、専門的な分野において調査及び検討するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長が指名する者をもって構成する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会、幹事会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。  
(村上市総合計画策定会議設置要綱の廃止)
- 2 村上市総合計画策定会議設置要綱(平成21年村上市訓令第2号)は廃止する。

附 則 (平成31年3月27日訓令第3号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日訓令第13号)

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則 (令和2年10月15日訓令第22号)

この要綱は、令和2年10月15日から施行する。



### (3) 村上市総合計画審議会委員名簿

(順不同、敬称略)

氏名	所属	備考
浅野 謙一	一般社団法人村上市観光協会 会長	第1回審議会まで
土谷 孔秀		第2回審議会から
飯塚 敬太	新潟県弁護士会 会員	
石黒 洋人	村上市金融団(株式会社第四北越銀行) 支店長	
岩佐 未紅	村上市岩船郡PTA協議会 理事	
大矢 紀芳	一般公募	
加藤 善典	一般社団法人村上市建設業協会 会長	
川崎 久	村上商工会議所 会頭	
吉川 仁志	一般社団法人いわふね青年会議所 理事長	
木村 綾子	猿沢地域まちづくり協議会	
斎藤 誠	村上市区長会連絡協議会 会長	
佐々木 重信	新潟大学(工学部) 教授	
佐藤 伸一	岩船郡木材組合 組合長	
佐藤 八重子	一般公募	
穴戸 邦久	新潟大学(経済科学部) 副学長	会長
瀬賀 秀雄	一般公募	
高橋 忠栄	新潟県村上地域振興局 局長	
高橋 豊明	にいがた岩船農業協同組合 代表理事組合長	
八藤後 清	社会福祉法人村上市社会福祉協議会 理事	
山村 千絵	学校法人北都健勝学園新潟リハビリテーション大学 学長	
脇坂 三重城	村上地区地域水産業再生委員会 会長	
渡邊 優子	NPO法人希楽々 理事長	副会長

(アドバイザー)

藻谷 浩介	(株)日本総合研究所 主席研究員	
-------	------------------	--

## (4) 諮問・答申（総合計画審議会）

村企第258号  
令和3年5月24日

村上市総合計画審議会  
会長 宍戸 邦久 様

村上市長 高橋 邦芳

## 第3次村上市総合計画の策定について（諮問）

第2次村上市総合計画では、「やさしさと輝きに満ちた 笑顔のまち村上」をまちの将来像に掲げ、人口減少の克服や魅力あるまちづくりに取り組んできました。

引き続き、人口減少対策を最重要課題として社会動向による変化をとらえた第3次村上市総合計画の策定について諮問します。

令和3年11月8日

村上市長 高橋 邦芳 様

村上市総合計画審議会  
会長 宍戸 邦久

### 第3次村上市総合計画の策定について（答申）

令和3年5月24日付け村企第258号で当審議会に諮問された第3次村上市総合計画の策定について、これまで慎重かつ活発に審議を重ねた結果、下記のとおり取りまとめたので答申します。

村上市は、人口減少や少子高齢化に伴う様々な課題があることに加え、新型コロナウイルス感染症による影響で不安を感じている市民も少なくないと思います。そうした中で、第3次村上市総合計画が進むべき進路を照らし、答申案で将来像とした「あふれる笑顔のまち村上」の実現に向けて取り組みを進めていただくことを期待しております。

また、第3次村上市総合計画の進捗管理や評価にあたっては、計画の立案に携わった当審議会の委員も関与するなど、確実な政策、施策の実施に向けた仕組みを構築されることを希望します。

### 記

- 1 第3次村上市総合計画基本構想（案） 別紙1のとおり
- 2 第3次村上市総合計画基本計画（案） 別紙2のとおり



村上市総合計画策定アドバイザー 藻谷浩介氏による基調講演



村上市総合計画審議会 宍戸邦久会長より答申



# 村上市民憲章

(平成 25 年 12 月 18 日制定)

若葉薫る木々  
清らかなせせらぎ  
稲穂わたる風  
夕日きらめく波

私たちのふるさとは 自然に恵まれた美しいまちです  
人々は 豊かな心と文化を育みながら 歴史を重ねてきました  
私たちは 村上市民であることに誇りを持ち 誰もが輝ける明日<sup>あした</sup>に向けて  
ここに市民憲章を定めます

はぐくもう 愛と思いやりのところを  
つくろう 創意に満ちた明るい未来を  
ひろげよう 伝統と文化 学びのすばらしさを  
私たちは 元気あふれるまちを目指します

## 第3次村上市総合計画

令和4年3月

発行 新潟県村上市  
編集 村上市企画財政課  
〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号  
TEL 0254-53-2111  
FAX 0254-53-3840  
URL <https://www.city.murakami.lg.jp>





あふれる笑顔のまち村上  
新潟県村上市